

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

《現状及び課題》

近年、核家族化（図表－5）や都市化による家庭の養育力の低下、かつては親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくいという育児の孤立、育児の負担感の増大などが指摘されています。「県民意識調査」によると、子育ての心理面での悩みとして「仕事と子育ての両立が難しい」「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」との回答が多く見られ、家庭での子育てにおいて不安を感じていることがうかがえます（図表－51）。

子育ては保護者が第一義的責任を持つものですが、同時に、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子育ての意義を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるよう社会全体で応援することが求められています。

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えるため、団体や企業、地域住民など、地域の多様な主体が連携・協力して、地域全体で子育てを応援する気運づくりや、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、効果的な地域人材の活用や人材育成に努めることが重要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

ア 地域で子育てを応援する気運づくり

地域や職場、家庭で「子育てしやすい環境づくり」に取り組む「育児の日」の普及や、市町村、子育てを支援する企業・事業所と連携して実施する「かごしま子育て支援パスポート」の活用についての普及拡大を通じて、地域で子育てを応援する気運づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	妊婦及び子どものいる世帯が事業に善意で協賛する企業や店舗の優待サービスを受けられる「かごしま子育て支援パスポート」の活用について、市町村や企業と連携して普及拡大	子ども政策課
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介	従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、県内企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
「育児の日」の普及促進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、「育児の日」を普及促進	子ども政策課
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなどの取組を行う企業について「育児の日」協力企業として登録するなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ることにより、職場における子育てしやすい環境づくりを促進	子ども政策課
男性の家事・育児参画促進	「育児の日」フォーラムの開催や、ワーク・ライフ・バランス等についての企業などへの周知などにより、男性（父親）の積極的な家事・育児参画を促進	子ども政策課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
男性の家事・育児参画促進	企業の管理職等を対象にしたセミナーの開催や企業へのアドバイザーの派遣等の実施	男女共同参画室
子育て支援ポータルサイトの管理・運営	本県の妊娠、出産、子育て支援に関する情報をステージ別、目的別に検索できる鹿児島県子育て支援ポータルサイトの管理・運営	子ども政策課

② 地域における人材育成

ア 地域人材の活用と育成

保育所や幼稚園等だけでなく、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、高齢者や育児経験豊かな主婦その他の地域人材を効果的に活用し、保育士等以外の担い手となる人材を確保します。

また、家庭や地域の養育機能が低下する中で、子育て家庭の負担感の増大等に対応するため、地域の高齢者などによる子育て支援活動を支援するとともに、子育てや家庭教育支援に携わる人材の育成に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
高齢者が行う子育て支援活動の促進	高齢者を含むグループが行う互助活動に対し、商品券等に交換できるポイントを付与する事業について、子育て支援活動にポイントを加算するほか、子ども食堂の支援活動等に対しポイントを加算し、高齢者による子育て支援活動を促進	高齢者生き生き推進課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	子ども政策課
子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上	地域の実情に応じて実施する子育てを支援する取組等に従事する子育て支援員の確保及び資質の向上を図るために研修の実施	子育て支援課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の新規開設に要する経費を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援 	子ども福祉課
「かごしま地域塾」への支援	「郷土に学び・育む青少年運動（県民運動）」の組織体制やNPO・企業との連携による組織を基盤とし、地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かして、地域に根ざし自立する「かごしま地域塾」への支援（補助金の交付、活動活性化セミナーの開催等）	青少年男女共同参画課
放課後子ども教室への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援 ・放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童クラブとの連携促進 	子ども福祉課

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域で家庭教育支援に携わる人材の養成	相談対応や専門家の紹介、家庭教育情報の収集・提供、効果的な学習機会の企画・運営等、家庭教育支援に関する活動を整備・調整・推進する人材の養成	社会教育課
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課
子どもの居場所づくりの推進	学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を実施	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (2) 地域における子育ての支援

《現状及び課題》

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっており、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。

「県民意識調査」によると、子育ての心理面での悩みとして「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」と回答した方が、20代で35.5%、30代で45.0%を占めている状況です（図表－51）。

このため、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や相談ができる地域子育て支援拠点などの各種の子育て支援サービスや相談支援機能の充実に努めます。

また、親が安心して仕事と子育てを両立できるようにするために、保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の整備促進による待機児童の解消を図るほか、延長保育や病児保育、乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）など多様な保育サービスの提供を促進する必要があります。

青少年の健全育成については、家庭や地域社会を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。

子ども・若者が健やかに成長できるよう、遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着に努めます。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進するとともに、医療的ケア児など専門的な支援が必要な子どもとその家族を支援するため、関係機関と連携した早期支援や、一人ひとりのニーズや特性に応じたきめ細やかな支援の推進など障害児等施策の充実に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 地域における子育て支援サービスの充実

ア 子育て支援体制の整備

NPOや子育て支援に携わる関係団体等との連携のもと、地域子育て支援拠点などの地域の子育て支援体制の整備を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子ども政策課
地域子育て支援拠点に携わる人材の育成	地域の子育て支援に携わる地域子育て支援拠点事業所職員等を対象とした研修会開催等による人材育成及び資質の向上	子ども政策課
新たな子ども・子育て支援施策への支援	地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村を支援	子ども政策課
こども家庭センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供することも家庭センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子ども政策課 子ども福祉課

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の新規開設に要する経費を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課
子どもの居場所づくりの推進	学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を実施	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課

② 保育サービスの充実

ア 保育基盤の充実

必要とされる保育の量の確保を図り、子どもにとっての快適な保育環境を提供するため、保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や保育の質の向上のための環境整備などにより、充実した保育基盤づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所等の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解消等を図るための保育所等の整備に必要となる国庫補助制度等の情報提供や利用促進	子育て支援課
地域型保育の実施促進	待機児童の解消や地域の子育て支援機能の維持・確保を図るために、小規模保育などの地域型保育の実施促進	子育て支援課
保育の質の向上のための環境整備促進	保育環境の向上を図り、環境の整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制の整備促進	子育て支援課

イ 多様な保育サービスの提供

就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児保育等のほか、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする地域子育て支援拠点事業やファミリー・サー

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり — 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

ト・センター事業などの市町村の取組を促進します。

また、障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもについて受入れが促進されるように努めます。

幼稚園等においても、本来の教育活動だけではなく、保護者のニーズに応じ、在園児に対する平日や休日の預かり保育、幼児教育相談等の充実が図られるよう、これらの取組を促進します。

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施など、就労形態の多様化や地域の実情に応じた取組を促進します。

待機児童の受入れや多様な保育サービスの実施など、一定の役割を果たしている認可外保育施設における保育の質及び安全性の確保・向上を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子ども政策課 子育て支援課
延長保育の実施促進	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う延長保育の実施促進	子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子ども政策課
一時預かり事業の実施促進	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進	子育て支援課
病児保育の実施促進	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う病児保育の実施促進	子育て支援課
医療的ケア児の受入推進	市町村や保育所等に対して、保育所等における医療的ケア児の受入を促進するためのセミナーの実施などにより、保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備	子育て支援課
保育所等への巡回支援の促進	発達障害等に関する知識を有する専門員により、保育所等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
保育所等の障害児保育の促進	保育所等及び地域型保育事業における障害児の受入れの促進	子育て支援課
休日保育の実施促進	保護者の勤務等により休日等に保育が必要である場合、加算による保育所等における休日保育の実施促進	子育て支援課
子育て短期支援の実施促進	家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う短期預かり事業の実施促進	子ども政策課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	子ども政策課
幼稚園等における子育て支援の実施促進	預かり保育や教育相談等の実施促進及び保護者への情報提供	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
認定こども園の整備促進	幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備に必要となる国庫補助制度等の情報提供や利用促進	子育て支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の実施促進	子育て支援課
認可外保育施設の保育の質及び安全性の確保・向上	待機児童の受け入れや多様な保育サービスの実施など、一定の役割を果たしている認可外保育施設における保育の質及び安全性の確保・向上を促進	子育て支援課
外国人幼児に関する相談対応	外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳者の配置支援や、支援方法等に係る設置者からの相談対応	子育て支援課

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るために、住民税非課税世帯や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化 ・各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助	子育て支援課
第3子以降の保育料等の軽減	認可保育所等を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等を助成	子ども政策課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子ども福祉課
新たな子ども・子育て支援施策への支援	地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村を支援	子ども政策課

エ 教育・保育施設に対する適切な指導監督、評価、運営改善等の実施

各法令等に基づき実施する保育所等の指導監査について、市町村との連携を図り、効率的な指導監査を実施します。

特定教育・保育施設が教育・保育の質を確保し、更なる向上を図るために、自己評価等を適切に実施することを促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所児童保育要録等の周知	保育所児童保育要録及び幼保連携型認定こども園児指導要録に関する作成例や留意事項等について周知	子育て支援課
効率的な指導監査の実施	市町村との連携による効率的な指導監査の実施	子育て支援課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の実施促進	教育・保育の質を確保し、更なる向上を図るため、特定教育・保育施設における自己評価等の実施促進	子育て支援課

③ 放課後児童対策の促進

ア 放課後児童対策の促進

雇用保護者のいない家庭の小学校就学児童の放課後等における健全な育成を図るために、施設整備等による受け皿の確保に努め、待機児童の解消を図るとともに、開設日や開所時間の延長の促進、放課後児童支援員等の資質の向上、障害児への対応等、放課後児童対策の更なる充実に努めます。

放課後児童クラブの施設整備については、実施主体である市町村に対して、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの新設・改築や学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設での開所を支援し、放課後児童の受け皿整備に努めます。

市町村における受け皿整備にあたっては、放課後児童対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会^(注31)」を開催し、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ等の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局が連携して受け皿確保に向けた取組が推進できる仕組みづくりを促進します。

また、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を進める取組を支援します。

放課後児童クラブの運営については、国の補助制度等を積極的に活用し、放課後児童クラブの運営費への補助を行います。

また、開設日や開所時間の延長等について、実施主体である市町村に対し、国の補助制度を周知し活用を促す等、更なる充実を図ります。

さらに、放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらい、有資格者となることを目的とした「認定資格研修」や、放課後児童クラブに従事する者として備えるべき資質、子どもの育成支援に必要な専門的知識及び技術等を習得することを目的とした「現任研修」を、県内数か所で実施します。

(注31) 行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者等

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童クラブの設置及び開設日・開所時間の延長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置及び開設日・開所時間の延長について、国の補助制度による開所加算制度の積極的な活用を促進し、放課後児童クラブの運営費への補助を実施 ・多様な民間サービスの参入促進 	子育て支援課
放課後児童クラブの受け皿確保	待機児童解消のため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの新設・改築や学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設での開所を支援	子育て支援課
放課後児童対策推進委員会の開催	放課後子ども教室との連携を促進するなど、教育委員会と福祉部局の連携をはじめ放課後児童対策の総合的な在り方を検討するための推進委員会を開催	子育て支援課 子ども福祉課
放課後子ども教室への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援 ・放課後児童クラブとの連携促進 	子ども福祉課
放課後児童支援員等の確保及び資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員の有資格者を養成するため、国の基準等を踏まえた研修科目や研修時間等による認定資格研修を実施 ・放課後児童支援員及び補助員の資質の向上を図るため、必要な知識や技能等を習得するための研修を実施 	子育て支援課
放課後児童クラブにおける障害児の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの経費への補助を実施 ・障害児の受入れに必要となる専門的知識及び技術の習得等を図るため、放課後児童支援員及び補助員等を対象にした現任研修の実施 	子育て支援課
就学児を対象とした障害児通所支援の推進	放課後等デイサービス事業所等（放課後等デイサービスを併せて実施する児童発達支援センターを含む）が障害児通所支援のサービスの提供に要する費用の一部を負担	障害福祉課
放課後児童クラブの保護者負担の軽減	保護者負担金の軽減を図るため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの運営費への補助を実施	子育て支援課
放課後児童支援員等の賃金改善	放課後児童支援員等に対し、国の補助制度を活用し、処遇改善等加算による処遇改善を実施	子育て支援課
新たな子ども・子育て支援施策への支援	地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村を支援	子ども政策課

④ 子育て支援のネットワークづくり

ア 各種相談支援機能の充実

保護者や子ども自身が安心して悩みなどを相談でき、身近なところで必要な情報提供や助言を受けるよう、各種の相談支援機能の充実に努めます。

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
こども家庭センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供するこども家庭センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子ども政策課 子ども福祉課
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子ども政策課
児童相談所の相談機能の充実	児童の問題に関する相談機関である児童相談所における相談機能の充実	子ども福祉課 児童相談所
家庭児童相談室による相談の実施	地域振興局等の家庭児童相談室における家庭相談員等による相談の実施	地域振興局・支庁地域保健福祉課
子ども・家庭 110 番による電話相談の実施	子どものしつけ、心や身体の発達など子どもの問題で悩みを持つ保護者、友達や家族のことで悩んでいる子どもに対する電話相談の実施	中央児童相談所
小児救急電話相談事業 (# 8000 番)の実施	子どもの急病時に看護師等が症状に応じて適切な助言等を行う電話相談の実施及び相談窓口の周知	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業の推進	生後 4 か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保	子ども福祉課
養育支援訪問事業の推進	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、保健師等による指導・助言等の実施	子ども福祉課
家庭教育・子育てに関する情報の提供	家庭教育・子育てに関する相談機関や支援制度等に関する情報の取りまとめ及び提供	社会教育課
男女共同参画に係る相談の実施	子育てや家庭に関することを含め、男女共同参画を阻害する行為に関する様々な悩みに対する相談の実施	男女共同参画センター
配偶者等からの暴力に係る相談機能の充実	子どもを含めた被害者の保護を図るための各配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	男女共同参画室 男女共同参画センター 女性相談支援センター 地域振興局・支庁地域保健福祉課
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行う NPO 等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の新規開設に要する経費を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援 	子ども福祉課

⑤ 子どもの健全育成

ア 青少年健全育成の推進

青少年にとって最も身近な家庭や地域社会を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。

また、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

なお、不登校の児童生徒は、中学校段階において、入学後の環境の変化、学習内容の量の増加等により新規で発生して増加する傾向にあることから、小学校と中学校の緊密な連携を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ふるさと「郷土に学び・育む青少年運動」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成指導員等の資質向上を図るための研修会の開催 ・中学生を対象とした「少年の主張県大会」の開催 ・地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」の活動の充実 ・「青少年育成の日^(注32)」や「家庭の日^(注33)」の普及・啓発 ・県青少年団体連絡協議会への助成 ・県青少年保護育成審議会の開催やコンビニ・携帯ショップ等に対する立入調査、指導の実施 ・地域青少年育成推進協議会の企画・運営及び青少年運動強調期間における青少年運動の推進 	青少年男女共同参画課
地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成のための社会教育指導者の養成の促進 ・青少年健全育成に関わる社会教育関係団体等の育成 ・県PTA連合会、県子ども会育成連絡協議会、県公民館連絡協議会等各種関係機関・団体との連携による青少年健全育成活動の推進 	社会教育課 青少年男女共同参画課
児童館・児童センターの整備促進	子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする児童館・児童センターの整備促進	子ども政策課

(注32) 本県では、毎月第3土曜日を「青少年育成の日」と定め、家庭・学校・職場・地域等が一体となった取組を推進し、関係施策の実効を期するための契機としている。

(注33) 本県では、すべての家庭が、円満で明るい家庭をつくるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携による情報交換の充実 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る児童生徒、保護者を対象とした相談・指導体制、支援施策の充実 ・学校や関係機関、民間施設等との連携 	義務教育課 高校教育課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の新規開設に要する経費を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課
子どもの居場所づくりの推進	学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を実施	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	・「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課

イ 生活習慣の形成・定着

子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校、地域、民間団体等の協力を得ながら、普及啓発を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供 ・母子保健関係者への食育に関する情報提供 ・思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた思春期の教育 	子育て支援課 保健所 保健体育課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育成 ・学校給食を活用した食に関する指導を推進 ・地域の特性を生かした農業体験学習の取組 ・「早寝早起き朝ごはん」等家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進	保健体育課 義務教育課 社会教育課
	・食育に係る関係機関・団体と連携して県民への食育を推進 ・体験を通じた食の生産過程や農林水産業の理解促進	かごしまの食輸出・ブランド戦略室
	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会に委託し、「健康かごしま 21」、「かごしま健康イエローカードキャンペーン」、「食生活指針」等の普及啓発を実施	健康増進課
子ども食堂への支援	・子ども食堂の新規開設に要する経費を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援	子ども福祉課

⑥ 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり

ア 遊びや体験活動の推進

子ども・若者のライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を創出します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童館・児童センターの整備促進	子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする児童館・児童センターの整備促進	子ども政策課
新たな子ども・子育て支援施策への支援	地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村を支援	子ども政策課
公園の整備	・公園にある段差を解消するなど、バリアフリー歩行空間の創出 ・ふれあいの場やうるおいのある生活環境等の確保を図るための都市公園の整備	都市計画課
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「かごしま地域塾」への支援	「郷土に学び・育む青少年運動（県民運動）」の組織体制やNPO・企業との連携による組織を基盤とし、地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かして、地域に根ざし自立する「かごしま地域塾」への支援	青少年男女共同参画課
農業の体験活動の促進	農業や食料に対する理解の醸成等を図るため、農作業や調理の体験活動、農家の宿泊体験等の実施の支援	かごしまの食輸出・ブランド戦略室 農村振興課 経営技術課 畜産振興課
森林・林業の体験活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生等を対象にした林業の魅力を発信するバスツアー、小中学生等を対象にした森林体験学習の実施 ・県民自らが企画・実施する森林・林業に関する学習や体験活動の実施の支援 	森林経営課 森林技術総合センター 森づくり推進課
森林とのふれあいの場の提供	県有施設である「県民の森」、「照葉樹の森」における森林にふれあう機会の提供	森づくり推進課
漁業の体験活動の促進	漁業体験などブルー・ツーリズムを実施する団体への体制づくりからプラッシュアップ、PRまでの一体的な支援	水産振興課
学校における体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の体験活動の継続的な推進 ・中学生の職場体験学習の継続的な推進 ・地域の農林水産業などの教育資源を生かした体験型の総合的な学習の時間の推進 ・山村留学及び小規模校特別認可制度等の情報発信 	義務教育課
こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実	学校において我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成する取組の推進	義務教育課 高校教育課
子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが文化芸術に直に接し、体験できる機会を多く持てる環境づくり ・親子で参加できる機会の拡充及び子育て中の保護者が文化芸術を鑑賞したり、創造したりしやすい環境づくり 	文化振興課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の新規開設に要する経費を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援 	子ども福祉課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課

⑦ 小児医療提供体制の確保

ア 小児医療体制の充実・強化

子どもの命と健康を守り、保護者の不安の解消を図るため、小児医療の提供体制の充実・強化を図ります。

また、かかりつけ医を持つことの重要性について子どもを持つ保護者に啓発していくとともに、地域のかかりつけ医の支援体制の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児医療の提供体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における小児救急医療体制の充実 ・鹿児島市立病院（小児救急医療拠点病院）や済生会川内病院、鹿屋医療センター等と各地域の小児科の医療機関等との連携による救急医療体制の確保 	子育て支援課
小児救急電話相談事業（#8000番）の実施	子どもの急病時に看護師等が症状に応じて適切な助言等を行う電話相談の実施及び相談窓口の周知	子育て支援課
かかりつけ医の重要性の普及啓発	子どもを持つ保護者に対するかかりつけ医の重要性・必要性の普及啓発	子育て支援課
かかりつけ医に対する支援体制の整備	かかりつけ医支援の中核的な役割を担う地域医療支援病院の承認等	保健医療福祉課
小児科医をはじめとした医師の確保	小児科等の拠点病院等に勤務予定の医学生に対する医師修学資金の貸与、小児科等において、専門（後期）研修を受ける医師に対する研修奨励金の支給などによる小児科医等の養成・確保	医師・看護人材課

イ 小児在宅医療の充実

在宅での医療的ケアを必要とする小児患者や障害のある子どもに対して、在宅においても必要な医療・保健・福祉サービスが提供され、子どもやその家族が地域で安心して療養できる体制づくりを進めます。

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
医療的ケア児及び家族への支援	・医療機関、訪問看護ステーション、保健所、市町村等の連携によるN I C U等入院中から在宅療養への移行支援及び退院後の訪問指導等の実施など、保健・医療、福祉サービスの提供体制の推進 ・在宅療養に必要な情報を提供する小児在宅療養支援ウェブサイトの運用	子育て支援課 保健所
	訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対しその経費の一部を補助するなど、在宅の医療的ケア児や重症心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を支援	障害福祉課
在宅医療を支える人材育成	看護や介護の支援関係者を対象とした小児の在宅医療に係る技術向上のための研修の実施	子育て支援課
関係機関の連携による支援体制の整備	在宅の医療的ケア児などが、地域において安心して暮らしていくよう、県医療的ケア児等支援センターを設置するほか、適切な支援が行える人材を養成し、保健、医療、福祉、教育、子育て等の支援に携わる関係機関等で構成される協議の場を設置	障害福祉課

ウ 小児慢性特定疾病^(注34) 対策の推進

慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたる療養を必要とする児童の健全育成を図るために、小児慢性特定疾病児の医療費の負担軽減を行います。また、小児慢性特定疾病児及びその家族が適切な医療と支援を受けて安全に安心して生活でき、生活の質の向上や自立が促進されるよう関係者等との連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病的治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成	子育て支援課
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する市町村を支援	子育て支援課

(注34) 子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患を指している。現在（R6.4.1 時点）16 疾患群（788 疾病）が、その対象として国に認定されており、医療費の自己負担分について一部助成がなされている。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
適切な医療や療育が受けられる在宅医療の推進や自立の促進に向けた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や訪問看護ステーション、療育機関や市町村等関係機関と連携した在宅療養環境や支援体制の整備 ・栄養指導をはじめとした療育相談等の充実 ・小児慢性特定疾病児やその家族に対し、保健所や当事者団体による、治療や自立支援のための相談支援や勉強会・情報交換会の実施 ・自立支援員等による自立を支援するための相談支援や就労支援等の実施 ・関係機関等との情報共有や支援の在り方等を検討する個別支援会議や地域レベルの連携会議の開催 ・小児慢性特定疾病対策協議会や小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会の開催により、慢性疾病児をとりまく環境や成人期への移行期における支援、関係機関の連携の在り方等今後の支援対策を協議 	子育て支援課 保健所

工 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、子ども医療費、未熟児や特定の疾病を有する子どもが適切な治療を受けるための医療費や離島に居住する子どもが島外医療機関等を受診する際の交通費等について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るために、乳幼児医療費の助成を行う市町村を支援 ・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす子ども医療給付を行う市町村を支援 	子育て支援課
養育医療 ^(注35) の給付	医療を必要とする未熟児の医療費の給付を行う市町村の経費の一部を負担	子育て支援課
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病的治療に係る経済的負担の軽減を図るために、その医療費の自己負担分の一部を助成	子育て支援課
障害児に対する医療費の給付	<p>(自立支援医療(育成医療^(注36)))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担 (重度心身障害者医療費の助成) ・重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 	障害福祉課

(注35) 出生体重が2,000g以下、あるいは身体的に未熟で家庭で保育することが難しく、医師が入院治療の必要があると診断した未熟児が指定養育医療機関に入院して治療を受けた場合に、医療費の自己負担分について給付を受ける制度で、所得に応じて一部自己負担がある。

(注36) 身体に障害がある子どもで、障害をなくしたり、障害の程度を軽くする確実な治療効果が期待できるとき、指定育成医療機関での治療費について給付を受ける制度で、所得に応じ一部自己負担がある。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
在宅の医療的ケア児等とその家族への支援	訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対しその経費の一部を補助するなど、在宅の医療的ケア児や重症心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を支援	障害福祉課
離島地域子ども通院費等支援	離島地域の子どもが島外で必要とする医療等を受ける場合の通院等に要する交通・宿泊費用の助成を行う市町村を支援	子育て支援課

⑧ 障害児への支援

ア 早期気づき・早期支援の推進

障害や発達の特性を早期に発見・把握し、関係機関と連携した早期支援を行うことにより、子どもの成長発達を促進し、保護者の精神的負担を軽減できるよう支援体制の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児健康診査等における早期気づき・早期支援の推進	市町村が実施する乳幼児健康診査等における発達障害が疑われる子どもの早期気づきから親子教室や保育・療育施設等との連携による早期支援やフォローアップ、児童発達支援事業所などの関係機関を対象とした対応力向上研修を実施し、身近な地域で安心して早期に支援が受けられる体制を推進	障害福祉課 子育て支援課 保健所
乳幼児発達相談の実施	離島地域における発育や精神・運動等の発達に問題のある乳幼児又はそのおそれのある乳幼児等に対して、早期に専門的支援を行うほか、必要に応じて療育につなぐことにより乳幼児の健全な発達を促進するため、発育発達クリニックを定期的に開催	子育て支援課 保健所

イ 障害児施策の充実

障害のある子ども及びその保護者に対する早期からの相談・療育指導等により、一人ひとりのニーズや特性に応じた、きめ細やかな支援を推進します。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等や放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ促進を図ります。

さらに、障害のある子どもの就労支援を図るため、障害者就業・生活支援センター^(注37)における指導・助言などを実施します。

発達障害については、見た目には障害がわかりにくいという特徴があることから、市町村や関係機関と連携して、広く理解の促進に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児通所支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援に係る経費の一部を負担 ・認定こども園・保育所・幼稚園に在籍しながら児童発達支援^(注38)を利用している方に対し、利用者負担額の一部を助成 	障害福祉課

(注37) 障害者に対し、身近な地域において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う機関

(注38) 通所利用の障害児やその家族に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活の適応訓練その他の便宜の供与

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児への介護等の実施（ホームヘルプ）	日常生活を営むのに支障がある障害児に対する入浴、排泄など介護等の実施	障害福祉課
障害児に対する保護の実施(ショートステイ)	障害児の介護を行う保護者が、疾病等のため一時的に介護ができない場合の、施設による短期間の保護の実施	障害福祉課
障害児入所施設における入所支援の推進	障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児に対する支援に要する経費の一部を負担	障害福祉課
障害児入所施設における移行支援に係る連携強化の推進や小規模グループケア等の促進	障害児入所施設における地域移行を円滑に進めるための障害児移行支援調整会議の開催や、より家庭的な環境による支援等を促進する観点から、小規模グループケア加算の取得等の促進	障害福祉課
発達障害児等への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害が疑われる子どもとその保護者が、身近な地域で早期に継続した療育指導や支援を受けることができるよう、地域における療育支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター^(注39)の設置等を促進 ・こども総合療育センターにおいて、障害児全般にわたる総合相談窓口を備えるとともに、発達障害児、知的障害児及び肢体不自由児を対象とした外来診療・療育、離島等への巡回療育相談、地域療育支援体制構築のための助言・指導及び研修を実施 ・児童相談所において、離島等に居住する児童とその保護者に対し、児童福祉司、児童心理司、精神科医等の専門スタッフが巡回して、指導・助言や療育手帳^(注40)の判定等の実施 	障害福祉課 こども総合療育センター 児童相談所
保育所等への巡回支援の促進	発達障害等に関する知識を有する専門員により、保育所等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
保育所等の障害児保育の促進	保育所等及び地域型保育事業における障害児の受け入れの促進	子育て支援課
放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの経費への補助を実施 ・障害児の受け入れに必要となる専門的知識及び技術の習得等を図るために、放課後児童支援員及び補助員等を対象にした現任研修の実施 	子育て支援課
就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を実施 ・発達障害者支援センター^(注41)において、就労に関する相談対応や情報提供を実施 	雇用労政課 障害福祉課 こども総合療育センター

(注39) 児童発達支援に加え、地域の障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設

(注40) 知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくし、福祉の増進に資することを目的として交付する手帳

(注41) 発達障害児（者）やその家族からの相談に応じ、ライフステージに応じた支援を行うとともに、発達障害についての情報提供や研修を行う機関（本県においては、こども総合療育センターに併設）

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
発達障害への理解の促進	発達障害者支援センターを核にした、障害の特性に応じた啓発の実施	障害福祉課 こども総合療育センター

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減

障害のある子どもに係る医療費等について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児に対する医療費の給付	(自立支援医療（育成医療）) ・身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担 (重度心身障害者医療費の助成) ・重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
難聴児に対する支援の実施	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に障害のある20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、当該児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども福祉課

⑨ 医療的ケア児への支援

ア 専門的支援が必要な障害児への支援

医療的ケア児など専門的な支援が必要な子どもとその家族への支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
医療的ケア児等への支援	在宅の医療的ケア児などが、地域において安心して暮らしていくよう、県医療的ケア児等支援センターを設置するほか、適切な支援が行える人材を養成し、保健、医療、福祉、教育、子育て等の支援に携わる関係機関等で構成される協議の場を設置	障害福祉課
医療的ケア児の受入推進	・市町村や保育所等に対して、保育所等における医療的ケア児の受入を促進するためのセミナーの実施などにより、保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備 ・保育所等に対し、医療的ケア児に従事する看護師等の配置や医療的ケアを行うために必要な研修受講等に要する費用を補助	子育て支援課
在宅の医療的ケア児等とその家族への支援	訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対しその経費の一部を補助するなど、在宅の医療的ケア児や重症心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を支援	障害福祉課

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
— 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児通所支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援に係る経費の一部を負担 ・認定こども園・保育所・幼稚園に在籍しながら児童発達支援^(注42)を利用している方に対し、利用者負担額の一部を助成 	障害福祉課
障害児への介護等の実施（ホームヘルプ）	日常生活を営むのに支障がある障害児に対する入浴、排泄など介護等の実施	障害福祉課
障害児に対する保護の実施(ショートステイ)	障害児の介護を行う保護者が、疾病等のため一時的に介護ができない場合の、施設による短期間の保護の実施	障害福祉課
障害児に対する医療費の給付	<p>(自立支援医療（育成医療）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担 <p>(重度心身障害者医療費の助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 	障害福祉課

(注42) 通所利用の障害児やその家族に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活の適応訓練その他の便宜の供与

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (3) 保育士等の人材確保

《現状及び課題》

国は、人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」を進めていくこととしています。

県内においても、女性の就業増や各地域における保育所等の整備の進展を背景に保育士需要が急増（図表－142）していることから、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮するため、保育人材の育成と確保に一層取り組んでいく必要があります。

しかしながら、幼稚園教諭や保育士の平均勤続年数は短く、平均賃金は全職種に比べて低い傾向にあります。2019（令和元）年の本県の保育士の勤続年数は9.0年、幼稚園教諭の勤続年数は7.5年に比べ、2023（令和5）年には保育士10.0年、幼稚園教諭9.1年と長くなりましたが、全職種の12.0年を下回っています（図表－143、図表－144）。質の高い教育・保育を安定的に提供していくためには、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図るとともに、処遇の改善をはじめとする労働環境への配慮により長期間の就業を継続しやすい職場を構築していくことが重要です。

このため、保育士等がやりがいを持って働き続けられる職場環境づくりや、県内の保育施設等への就職を促進する取組など、保育士等人材の確保に努めます。

併せて、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」^(注43)に従事する人材の確保や質の向上に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 保育士等の人材確保

ア 保育士等の確保

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受け、幼児教育・保育の質を支える優秀な人材の確保に対応するため、保育士修学資金等の貸付や保育士人材バンクの活用を図るとともに保育士確保対策に取り組む市町村に対して交付金を交付するなど、人材確保の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育士の確保	保育士人材バンクを活用する市町村への交付金の交付や保育士修学資金等の貸付により保育士確保の取組を行う。	子育て支援課
保育士の再就職支援	保育士・保育所支援センターを設置し、復職等を希望する潜在保育士に対し、就業支援員による就職相談や求人情報の提供など、潜在保育士等の就職に向けた支援を行う。 また、保育士人材バンクの登録及び就職準備金等の貸付による復職等支援を行う。	子育て支援課

(注43) 市町村が地域の実情に応じて実施する利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）など

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得支援	・保育士資格又は幼稚園教諭免許状のいずれかを有する者に対し、幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得特例制度を周知 ・認定こども園等で勤務する職員が保育士資格（幼稚園教諭免許状）を取得するために要した大学の受講料等の補助	子育て支援課

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保

地域子ども・子育て支援事業の支援の担い手となる「子育て支援員」を確保するため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施します。

また、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員を養成するための認定資格者研修を実施します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て支援員の確保及び資質の向上	一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなどに従事する上で必要な知識や技術等を修得するための研修を実施	子育て支援課
放課後児童支援員の確保	放課後児童支援員の有資格者を養成するため、国の基準等を踏まえた研修科目や研修時間等による認定資格研修を実施	子育て支援課

② 研修の充実等による資質向上

ア 保育士等の資質向上

子どもを安心して育てることができる体制整備を図るため、認可外保育施設の保育士を含め、保育士等の資質向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育士等の資質向上	保育士及び保育教諭等の資質向上を図るための研修の実施	子育て支援課
幼稚園教諭等の資質向上	幼稚園等がそれぞれの特色に応じた幼児教育の実施に向け、各種研修会などの研修を充実させ、教諭・保育教諭・保育士の資質向上を図る。	子育て支援課 義務教育課
幼稚園教諭等と保育士等の合同研修	教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、各種認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。	子育て支援課 義務教育課
保育士等のキャリアアップの促進	一定の経験年数を有するリーダー的な役割を担う保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図り保育の質を高めるとともに、当該研修の修了が加算要件とされる処遇改善等加算Ⅱによる保育士等の処遇改善を図る。	子育て支援課

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質向上

地域子ども・子育て支援事業の支援の担い手となる「子育て支援員」を養成し、地域子ども・子育

て支援事業に従事する人材の資質向上に努めます。

放課後児童クラブについては、放課後児童支援員等の資質の向上を図るための研修を実施し、放課後児童クラブに従事する人材の資質向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て支援員の確保及び資質の向上	一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなど地域子ども・子育て支援事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得するための子育て支援員の確保及び質の向上を図るための研修を実施	子育て支援課
放課後児童支援員等の資質向上	放課後児童支援員及び補助員の資質の向上を図るため、必要な知識や技能等を習得するための研修を実施	子育て支援課
地域子育て支援拠点に携わる人材の育成	地域子育て支援拠点事業所職員等を対象とした研修会開催等による人材育成及び資質の向上	子ども政策課

③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

ア 保育士等の処遇改善

質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに、働きやすい職場環境の改善に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善	国の制度に基づく私学助成及び施設型給付費等により幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進	子育て支援課
魅力ある保育環境の構築	保育人材の確保や職場環境の改善、国の処遇改善等の制度の活用等に課題を抱える施設等に対し、専門家による指導・助言を行うなど、保育士のより良い職場環境づくりを目指す	子育て支援課
保育士等の負担軽減	保育所等に対し、保育士等の業務の負担を軽減するため、保育補助者や保育支援者の配置に要する費用、ＩＣＴ化の推進に要する費用を補助	子育て支援課

イ 放課後児童支援員の処遇改善

放課後児童クラブの活動を充実させ、「長く働くことができる」職場を構築するため、放課後児童支援員の賃金改善等に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童支援員等の賃金改善	放課後児童支援員等に対し、国の補助制度を活用し、処遇改善等加算による処遇改善を実施	子育て支援課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (4) 子育て世代の経済的負担の軽減

《現状及び課題》

「県民意識調査」によると、「理想とする子どもの数」は「3人」が最も多くなっている一方で、「実際に持ちたい子どもの数」は「2人」との回答が最も多くなっています（図表－24）。

その差の理由としては、「収入に対して子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（58.0%）が最も多い状況です（図表－25）。また、子育ての環境面での悩みとして多い回答は、「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」（61.0%）というものです（図表－52）。

これらのことから、少子化の一因として、子育てに係る経済的負担が大きいということが考えられます。

このため、若年層の経済的基盤の安定を図るとともに、子ども医療費の助成や多子世帯に対する保育料等の軽減措置など、引き続き子育て世代の経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア 医療費負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、就学前における乳幼児医療費助成等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none">・子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るために、乳幼児医療費の助成を行う市町村を支援・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす子ども医療給付を行う市町村を支援	子育て支援課
養育医療の給付	医療を必要とする未熟児の医療費の給付を行う市町村の経費の一部を負担	子育て支援課
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾患の治療に係る経済的負担の軽減を図るために、その医療費の自己負担分の一部を助成	子育て支援課
障害児に対する医療費の給付	<p>(自立支援医療(育成医療))</p> <ul style="list-style-type: none">・身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担(重度心身障害者医療費の助成)・重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
在宅の医療的ケア児等とその家族への支援	訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対しその経費の一部を補助するなど、在宅の医療的ケア児や重症心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を支援	障害福祉課

イ 教育・保育費負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、住民税非課税世帯や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化 各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助 	子育て支援課
第3子以降の保育料等の軽減	認可保育所等を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等を助成	子ども政策課
放課後児童クラブの保護者負担の軽減	保護者負担金の軽減を図るため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの運営費への補助を実施	子育て支援課
高等学校等就学支援金	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等に在籍する生徒に対して高等学校等就学支援金を支給 私立高校等については、所得等の要件を満たす世帯の高校生等に対して就学支援金を加算 	総務福利課 学事法制課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる所得要件を満たす世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> 学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 大学等進学に係る経済的負担の軽減を図るために、奨学金を貸与 	総務福利課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子ども福祉課
新たな子ども・子育て支援施策への支援	地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村を支援	子ども政策課
県立高校生に対する通学費の支援	県立高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るために、高額な通学費を負担している生徒に対して通学費の一部を支援	高校教育課

ウ 畦島居住者の経済的負担の軽減

離島に居住する子育て世代やその子どもに対し、交通費の助成などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
離島地域不妊治療費支援	離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用による生殖補助医療を受けるための通院や滞在に係る交通費、宿泊費の助成を行う市町村を支援	子育て支援課
離島における出産経費の助成	島内で分娩できない離島地域において、安心して出産できる環境づくりを推進するため、妊婦の健診や出産時に要する交通費、宿泊費等の助成を行う市町村を支援	子育て支援課
離島地域子ども通院費等支援	離島地域の子どもが島外で必要とする医療等を受ける場合の通院等に要する交通・宿泊費用の助成を行う市町村を支援	子育て支援課
離島生徒指定大会遠征費の助成	離島生徒の経済的負担を軽減するために、県大会等へ参加する離島生徒の費用の一部を助成	保健体育課 義務教育課 高校教育課
奄美群島住民の移動コストに係る負担軽減	鹿児島－奄美群島間等の移動コストの負担軽減を図るため、奄美群島の住民等を対象とした航路・航空路運賃の一部を助成	交通政策課
特定有人国境離島地域住民の移動コストに係る負担軽減	鹿児島－特定有人国境離島地域間等の移動コストの負担軽減を図るため、同地域の住民等を対象とした航路・航空路運賃の一部を助成	交通政策課

工 その他の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の子どもの入館・入園料の無料化などを行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの入館料等無料化	子どもたちが鹿児島の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、ふるさとを愛する心を育むため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の県内在住の小・中・高校生（18歳以下）の入館・入園料を無料化する。	青少年男女共同参画課
児童手当の支給	高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）までの児童のいる世帯への手当の支給	子ども政策課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども福祉課
かごしま子育て支援バースポーツ事業の推進	事業に善意で協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した子育て家庭に対し、割引や独自の優待サービスなどを提供することにより、地域全体で子育てを支援する気運の醸成及び子育て家庭の負担軽減の推進	子ども政策課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

《現状及び課題》

ゆとりを持って子育てを行い、子どもが心身ともにのびのびと成長していくためには、子どもが安全で安心して暮らせる社会づくりが必要です。

なかでも住環境や生活環境は、子育てに大きな影響をもたらすことから、家族みんなが、ゆとりと豊かさを感じられるよう住環境の向上を図り、道路や施設のバリアフリー化を進めるほか、安らぎと活動の場を提供する公共空間の確保等に努めることも大切です。

交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性（図表－91、図表－92）を減らし、次世代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で守るために、子どもが日常的に集団で移動する経路等の道路交通安全環境を整備するとともに、交通ルールの理解と交通マナーの向上についての教育の普及が必要です。また、子どもたちが安心して外出できるよう、防犯体制の整備など、地域ぐるみで子どもを見守るための対策が必要です。

さらに、犯罪などにより被害を受けた子どもは、精神的に大きなダメージを負っており、専門機関や専門家によるケアが必要です。被害を受けた子どもだけではなく、その家族に対してもカウンセリング等を実施するとともに、警察、学校などの関係機関が連携し、きめ細やかな支援に取り組む必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 安全・安心まちづくりの推進

ア 子育てにやさしい住宅の供給

住まいづくりにおいて子育てを支援するため、良質なファミリー向け住宅の供給など住環境の整備を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ファミリー向け住宅の供給推進	安心して子育てできる環境を整備するため、市街地へのアクセスに優れ、自然環境に恵まれたガーデンヒルズ松陽台において、子育て世帯向けの県営住宅を整備	住宅政策室
子育て世帯に対する入居収入基準の緩和	子育て世帯（中学校就学前までの子どもを持つ世帯）に対する県営住宅への入居収入基準の緩和	住宅政策室
子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅（空き家の活用を含む。）の登録・情報発信	住宅政策室
健康な住まいづくりに関する相談等の実施	住宅相談業務の一環としてシックハウスに関する相談の実施	住宅政策室

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
- 基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

イ 公共施設等のバリアフリー化の促進

妊娠婦や乳幼児連れの人などが安心して生活できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和を図るなど、公共的施設等のバリアフリー化を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
公園の整備	公園にある段差を解消するなど、バリアフリー歩行空間の創出	都市計画課
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	妊娠の方や子ども連れ等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課

ウ 安心して集い遊べる場の整備

子どもたちが自然とふれあえる場である河川等の水辺において、水遊び場や散策路等の親水施設を整備するほか、安全に遊べる公園の整備を促進します。

また、子どもたちが土砂災害に遭わないように、子どもたちが集い憩う児童福祉館等要配慮者利用施設を保全する砂防えん堤^(注44)等の整備を推進するとともに、市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備を支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
リバーフロント ^(注45) の整備	多くの人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような水辺空間の整備の促進	河川課
公園の整備	ふれあいの場やうるおいのある生活環境等の確保を図るための都市公園の整備	都市計画課
砂防えん堤等の整備	児童福祉館など要配慮者利用施設を守る砂防えん堤等の整備及び市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備の支援	砂防課

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 子どもを交通事故から守る取組の充実

子どもが交通事故の被害に遭わないよう、交通事故が多発している道路等において歩道等の整備を進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催	交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について、警察・学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催	保健体育課
交通安全施設等の整備	交通事故が多発している道路その他特に交通の安全を整備確保する必要がある歩道等の整備	道路維持課

(注44) 土砂災害による被害を防ぐために作られる施設。土石流を受け止める働きのほかにも、土砂を貯めて渓流の縦断勾配を緩やかにし、土砂のスピードを抑えて、河岸の浸食や山の崩壊を抑制する働きがある。

(注45) 河岸や河畔など川に面した水辺空間

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
一 基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
安全な道路交通環境の整備	未就学児が日常的に集団で移動する経路について、幼稚園等、道路管理者、警察が連携して実施した安全点検の結果を踏まえ、必要な交通安全対策を実施	子育て支援課 道路維持課 交通規制課
キッズ・ゾーンの設定による対策の推進	市町村等が設定したキッズ・ゾーンにおける、具体的な交通安全対策の検討と実施	子育て支援課 道路維持課 交通規制課
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	妊娠中の方や子ども連れ等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課

イ 交通安全教育の普及

子どもやその保護者を対象に、警察や学校等の関係機関が一体となって交通安全教育や広報・啓発活動等を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「児童生徒等交通事故0月間運動」の実施	子どもの危険予測、危機回避能力を高めるため、年2回「交通事故0月間運動」を設定し、交通安全ポスター・標語・作文等のコンクールや、登下校時の巡回指導、通学路の安全点検等の実施・交通安全教室などを実施	保健体育課
「学校保健・安全・歯科保健講習会」の実施	教職員・PTA関係者等に対する交通安全教育講習会の実施	保健体育課
交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動の最重点として「子どもの交通事故防止」を掲示	子どもの年代や特性に応じた交通安全教育を行い、運転者に対しては、子どもを見かけたら減速、徐行する等「思いやりのある運転」の実践を県民運動として官民一体となり推進	くらし共生協働課
交通安全教育の実施	県下各地に所在する保育所、幼稚園、学校等を訪問し、子どもや保護者を対象に自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進	交通企画課

③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 防犯教育の普及及び防犯活動の充実

学校において防犯意識を高める指導を行うほか、様々な機会をとらえ、子ども自身が自らの身を守る方法等を学べる場をつくるとともに、教職員等を対象にした講習会を開催するなど、防犯教育についての普及啓発を図ります。

また、子どもが犯罪等にあったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」を活用し、地域の安全情報等を共有化するなど、地域を挙げた防犯活動を推進します。

併せて、子どもの性的搾取事案に対する取締りを強化します。

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
一 基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域ぐるみの学校安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した学校における計画的な防犯教育の実施 ・スクールガード等の養成 ・スクールガードリーダーを配置する市町村への助成 ・警察や関係団体、地域住民等と連携した防犯訓練の実施等 	保健体育課
学校安全教室の推進	教職員、保護者、防犯団体関係者等を対象として、警察及び教育委員会による学校の安全管理及び防犯に関する講話・実技等を内容とした講習会の開催	保健体育課
子どもに対する実践的な防犯教育の推進	子どもたちが自ら危険を予測・回避する能力を身につけさせるための実践的な防犯教育を推進	生活安全企画課
「子ども110番の家」活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども110番の家」委嘱状況の検討・見直し ・委嘱者に対する地域安全情報の提供 	生活安全企画課
子どもの見守り活動の推進	行政、学校、地域などの関係機関・団体が連携し、子どもの安全に関する情報共有、通学路等の安全確認、児童生徒と地域の防犯パトロールを行うメンバーとの顔合わせのほか、地域の住民がウォーキング等の日常活動を行う際や、商工業者等が日常の事業活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の実施を普及啓発するなど、地域社会全体での子どもの見守り活動を推進	くらし共生協働課 生活安全企画課
子どもの性的搾取事案に対する取締りの強化	時代とともに子どもの福祉を害する犯罪に係る被害の形態等が大きく変化している状況の中で、加害者に対する恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯などについて、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭った子どもの保護を図るとともに、低年齢児童ポルノ爱好者グループによる事犯、児童ポルノ販売グループ等による事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を推進	人身安全・少年課

イ 消費者教育の充実

小・中・高校生等を対象とした消費生活講座の開催や、広報・啓発資料を作成して配布するなど、関係機関と連携を図りながら、子どもたちが消費生活に関する正しい知識を身に付け、自立した消費者になるための教育を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
消費者教育の推進	小・中・高校生等を対象とした消費生活講座の開催及び広報・啓発資料の作成・配布など、関係機関との連携による消費者教育の推進	消費者行政推進室 消費生活センター 大島消費生活相談所
	学校において、社会科や家庭科などを中心として、消費者教育を教育課程に位置づけ、教科横断的な視点での取組を推進	義務教育課 高校教育課

④ 被害に遭った子どもの保護の推進

ア 犯罪等の被害に遭った子どもに対する相談・指導体制の充実

犯罪等の被害を受けた子どもやその家族などに対しては、「少年サポートセンター^(注46)」や「性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称 FLOWER^(注47)）」等において、相談やカウンセリング等を実施し、総合的かつ継続的な支援を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「少年サポートセンター」における相談事業等の実施	少年サポートセンター職員等による、被害児童に対するカウンセリング及び保護者に対するサポートの実施	人身安全・少年課 少年サポートセンター
犯罪被害者等支援総合窓口における相談事業の実施	子どもやその家族を含む犯罪被害者等に対し、個別相談窓口の案内や国の基本計画に基づく県の犯罪被害者等支援施策の案内の実施（必要に応じて関係機関と連携）	くらし共生協働課
「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」における相談及び各種支援の実施	子どもやその家族を含む性暴力・性犯罪被害者等に対し、被害直後からの相談対応、医療支援、捜査関連支援等の総合的な支援を関係機関（（公社）かごしま犯罪被害者支援センター、県産婦人科医会、県警察、県）が連携・協力して実施	くらし共生協働課 総務課

(注46) 関係機関やボランティア団体等と連携し、街頭補導、サイバーパトロール、立ち直り支援、非行防止教室、少年相談等を行っている。

(注47) 性暴力の被害にあわれた方が安心して相談でき、医療面などのケアを含め、連携し途切れのない支援を迅速に提供する公的ネットワーク

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

《現状及び課題》

次代を担う子どもたちが、たくましく、個性豊かに、自ら学び考える「生きる力」を育成するためには、必要な学力と体力を高め、学ぶことの楽しさが実感できる、知・徳・体の調和のとれた教育環境を提供することが必要です。

2024（令和6）年度の全国学力・学習状況調査における、本県の平均正答数は、小学校6年生の国語・算数は全国の平均正答数とほぼ同等であり、中学3年生の国語、数学は全国の平均正答数をやや下回っています。また、学力の重要な要素である「学びに向かう力」の土台となる自己肯定感やメタ認知等の「非認知能力」については、小・中学校ともに概ね全国を下回っています。引き続き、確かな学力の育成と非認知能力の向上を図る必要があります（図表-85）。

社会の情報化が進展する中、子どもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようになります。

学校におけるいじめの問題等については、道徳科や学級・ホームルーム活動における子ども主体でのいじめ防止に資する取組を行うとともに、いじめを認知した場合は、子どもの立場に立った指導やカウンセリング、電話相談などの実施による相談体制づくりを進めるとともに、子ども一人ひとりの個性を尊重し、安心して過ごすことのできる学校づくりに向けた取組が必要です。

また、食については、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものであるため、乳幼児期から発達の段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培うことが重要です。そのため授乳期から思春期にかけて、子どもの成長を見通して、その状況を踏まえた食に関する取組を推進していく必要があります。

国の体力・運動能力、運動習慣等調査における本県児童生徒の体力合計点は、低下傾向にあり、全国平均に達していない状況です（図表-86、図表-87）。

令和5年度の公立小・中学校等の「一校一運動^(注48)」の実施率は100%であり、また、「チャレンジかごしま^(注49)」への参加率は小学校98%、中学校91%と近年上昇しています。引き続き、児童生徒が楽しみながら運動に親しむ習慣の育成に努め、運動への興味・関心を一層高める取組を推進する必要があります（図表-88）。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の育成

児童生徒の確かな学力の育成を図るために、多様な児童生徒の状況に応じた個別最適な学びと協働

(注48) 各学校において、始業前、業間、昼休み、放課後等の時間に、「縄跳び、一輪車、外遊び」等、積極的に体を動かす時間を設定し、運動の楽しさや爽快感を味わわせ体力の向上を図る。

(注49) 本県の生徒の運動習慣の育成や体力向上を図るために、各学校の実態に応じて保健体育、特別活動等の授業及び昼休み・放課後等の時間帯において体を動かす楽しさやよさを味わわせるとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、積極的に健康増進や運動する機会を奨励し、自己の健康や体力の課題に応じた運動を実践することができる生徒を育成する。

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
 ー 基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進的な学びの一体的な充実のため、一人一台端末を活用し、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進し、小・中・高校間の連携の下、学力向上に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学力・学習状況を鹿児島学力・学習状況調査などの客観的な調査に基づき的確に把握し、本県の実態に応じた学力向上策の推進 ・児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する観点から、ICTの利活用も含め、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学校全体での学力向上に向けた組織的な取組の推進 ・困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力や自己肯定感などのいわゆる非認知能力も含めて、時代を切り拓く児童生徒に求められる資質能力の育成 	義務教育課
県立高校学力育成支援	生徒の学力と教員の指導力の向上を図る取組の推進	高校教育課

イ 道徳教育、人権教育の充実

子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むために、教育活動全体を通じて子どもの心に響く道徳教育、人権教育の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校段階や発達段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実 ・家庭や地域と連携を図った社会全体での道徳教育の推進 	義務教育課 社会教育課
人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域における同和教育をはじめとする人権教育の充実・推進 ・教職員の人権意識の高揚及び人権教育の指導内容・方法の工夫・改善 	人権同和教育課

ウ 主権者教育の充実

子ども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
学校における主権者教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を、発達の段階等に応じて身につけさせる。 ・学習指導要領に基づき、小・中・高等学校等において地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、主権者教育の充実に努める。 ・政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための政治的教養を高める教育の充実に努める。 	義務教育課 高校教育課

② 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

ア 子どもの情報リテラシーの習得支援、情報モラル教育の推進

子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得や、情報リテラシーの支援など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
情報モラル教育の充実	子どもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシーの習得支援をするとともに、保護者等に対して、フィルタリングやペアレンタルコントロールによる対応を推奨するなど、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課

③ いじめ問題等への対応

ア いじめ問題等に対する相談・指導体制の充実

いじめの問題など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、学校に生徒指導アドバイザーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒及びその保護者への指導・助言や、教職員への研修等を行うことにより、子どもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

また、保護者や教職員、学校などに相談できない場合などは、第三者的な相談機関の存在も重要であることから、児童相談所や少年サポートセンター、総合教育センターなどで実施している電話相談等の周知を図り、適切な相談対応ができるよう努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
いじめ未然防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の児童生徒及び保護者、教育関係者等が、いじめの問題について、子供主体の取組を通して共に考える機会とするために「いじめ問題子供サミット」を開催 ・全ての公立学校において「いじめ問題を考える週間」を設定し、児童生徒が自らいじめ問題について考え、議論する活動を実施 	高校教育課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生徒指導アドバイザーの派遣	学校に生徒指導アドバイザーを派遣し、児童生徒及び保護者の相談への対応や教職員への研修を実施	義務教育課 高校教育課
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用したいじめに係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課
子どもに係る電話相談の実施	中央児童相談所の「子ども・家庭110番」、少年サポートセンターの「ヤングテレホン」、県総合教育センターにおける「かごしま教育ホットライン24」など電話相談等の充実	中央児童相談所 人身安全・少年課 少年サポートセンター 義務教育課 高校教育課 総合教育センター

イ 子どもの教育の充実のための学校における働き方改革の推進

子どもの気持ちに寄り添い、小さな心のSOSを発見し、いじめや不登校等の対策の実効性を高めるため、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、学校における働き方改革を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
学校における働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 少人数指導、小学校における教科担任制の推進など、教職員定数等の確保に努める。 教員業務支援員やスクールロイヤーの活用などの支援スタッフの拡充を図る。 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に努める。 	教職員課

④ 食育の推進

ア 「食育」の普及・啓発

子どもが成長していく過程では、親をはじめ、子どもの食に関わる人々や関係機関・団体が数多く存在します。子どもの「食べる力」を育んでいくため、子どもの成長課程に応じた家庭、学校、地域における主体的な取組を支援し、食への関心を高めるとともに、望ましい食習慣や県産食材等への理解を深めていきます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供 母子保健関係者への食育に関する情報提供 思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた思春期の教育 	子育て支援課 保健所 保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育成 学校給食を活用した食に関する指導を推進 地域の特性を生かした農業体験学習の取組 「早寝早起き朝ごはん」等家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進 	保健体育課 義務教育課 社会教育課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	・食育に係る関係機関・団体と連携して県民への食育を推進 ・体験を通じた食の生産過程や農林水産業の理解促進	かごしまの食輸出・ブランド戦略室
	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会に委託し、「健康かごしま21」、「かごしま健康イエローカードキャンペーン」、「食生活指針」等の普及啓発を実施	健康増進課
	・子ども食堂の新規開設に要する経費を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援	子ども福祉課

⑤ 体力・運動能力の向上

ア 体力・運動能力の向上

児童生徒が、体力の重要性を理解することにより、体力向上に関する意識の高揚を図るとともに、楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を高める取組を推進し運動好きな子どもの育成を目指します。

また、教員の指導力を向上させるとともに、地域人材を活用するなど、学校体育の充実に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「運動大好き“かごしまっ子”」育成推進事業 ^(注50) の実施	・児童生徒が学級単位で仲間と協力しながら楽しく体力づくりに取り組み、記録に挑戦する「体力アップ！チャレンジかごしま」の取組の推進 ・教員を対象とした「運動好きな子ども」を育てる指導者研修会、小学校教諭等体育セミナーを開催 ・運動が苦手な児童生徒の運動習慣を改善するために地域スポーツ人材を派遣する「運動習慣育成教室」の取組の推進	保健体育課

イ 健やかな体の育成及び運動習慣

望ましい運動習慣・生活習慣の確立、積極的にスポーツに親しむ習慣を育成するため、指導方法の工夫・改善等を進めるとともに、家庭・地域との連携を深めます。

(注50) 本県の生徒の運動習慣の育成や体力向上を図るために、各学校の実態に応じて保健体育、特別活動等の授業及び昼休み・放課後等の時間帯において体を動かす楽しさやよさを味わわせるとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、積極的に健康増進や運動する機会を奨励し、自己の健康や体力の課題に応じた運動を実践することができる生徒を育成する。

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
— 基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「運動大好き“かごしまっ子”」育成推進フォーラムの実施	学校関係者,スポーツ団体関係者, P T A 関係者, 行政担当者等を対象とし, 子どもの体力の現状や運動習慣・生活習慣の重要性について理解を深め,連携した取組を推進するためのフォーラムを開催	保健体育課
運動部活動の指導・運営に係る体制の構築	部活動の在り方に関する方針に則り, 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち, 部活動が地域, 学校, 競技種目, 分野, 活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることの推進	保健体育課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (2) 安全で安心な学校づくり

《現状及び課題》

次世代を担う子どもたちが、地震や豪雨等の自然災害や交通事故、犯罪に巻き込まれる危険性(図表－91、図表－92)を減らし、かけがえのない命を社会全体で守るために、学校における子どもの安全を確保するための組織的な取組や子どもが生涯にわたる安全に関する資質・能力を培い、将来、安全な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てる教育を行うなど、学校の子どもを取り巻く安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちに、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する必要があります。

あわせて、各学校が、家庭や地域の関係機関・団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備することが重要です。

また、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行い、耐震化や老朽化対策など、安全で安心な質の高い学校施設の整備を推進し、学校内の安全確保を図る必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 学校安全の推進

ア 子どもの命を災害・事故から守る取組の充実

子どもが災害や事故の被害に遭わないよう、学校内外での組織的な取組や災害時や事故時の対応の仕方についての教育の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
学校安全教室の推進	職員、保護者、防犯団体関係者等を対象として、関係機関及び教育委員会による学校の安全管理及び安全に関する講話・実技等を内容とした防災・防犯・交通安全に関する講習会の開催	保健体育課
「学校保健・安全・歯科保健講習会」の実施	教職員・P T A関係者等に対する交通安全教育講習会の実施	保健体育課
地域ぐるみの学校安全の推進	・地域と連携した学校における計画的な防犯教育の実施 ・スクールガード等の養成 ・スクールガードリーダーを配置する市町村への助成 ・警察や関係団体、地域住民等と連携した防犯訓練の実施等	保健体育課
児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催	交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について、警察・学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催	保健体育課
「児童生徒等交通事故0月間運動」の実施	子どもの危険予測、危機回避能力を高めるため、年2回「交通事故0月間運動」を設定し、交通安全ポスター・標語・作文等のコンクールや、登下校時の巡回指導、通学路の安全点検等の実施・交通安全教室などを実施	保健体育課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
交通事故ゼロを目指す 交通安全県民運動の最重点として「子どもの交通事故防止」を掲示	子どもの年代や特性に応じた交通安全教育を行い、運転者に対しては、子どもを見かけたら減速、徐行する等「思いやりのある運転」の実践を県民運動として官民一体となり推進	くらし共生協働課
交通安全教育の実施	県下各地に所在する保育所、幼稚園、学校等を訪問し、子どもや保護者を対象に自らの安全を守るために交通行動を促す交通安全教育等を推進	交通企画課
スクールソポーターの活用等による学校等関係機関・団体との連携の推進	学校警察連絡制度、スクールソポーター制度の充実により、学校の児童・生徒に対する犯罪被害防止に向けた指導・助言の実施	人身安全・少年課

② 安全で安心な質の高い学校施設の整備

ア 教育環境の向上

老朽化した校舎の改築や教育内容の多様化・情報化等に対応した施設・設備の整備を推進し、児童生徒が安全で充実した学校生活が送れるよう、教育環境の向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県立学校施設の整備	・老朽化した校舎等の改修や改築など安全対策の推進 ・教育内容等の新たな需要に基づく整備推進 ・適正規模を確保するため特別支援学校校舎等の整備	学校施設課
私立学校施設の耐震化の促進	安心・安全な教育環境の整備を図るため、私立学校施設の耐震化を促進	学事法制課 子育て支援課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (3) 特別支援教育の充実

《現状及び課題》

障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるよう、多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実が求められています。

本県においては、支援が必要な子どもが在籍している全ての小・中学校等で、個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成されるなど、校内支援体制は着実に整備されています。今後、特別支援学校のセンター的機能の活用や学校間連携の充実を図ることで、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るとともに、一人ひとりの自立と社会参加に向けて、キャリア教育や職業教育を推進する必要があります。

また、離島における特別支援教育の充実や、高等学校における特別支援教育の推進が必要となっています。

併せて、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが連続性のある多様な学びの場で、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの推進を図る必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 特別支援教育の充実等

ア 特別支援教育の充実

障害のある幼児児童生徒の健全な成長を支援するため、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
交流及び共同学習の推進	共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するために、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進	特別支援教育課
教育相談・就学相談体制の確立促進	障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるよう、市町村教育委員会における早期からの教育相談・就学相談体制の確立を促進	特別支援教育課
合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実	障害のある幼児児童生徒が十分に教育を受けられるようにするための合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実	特別支援教育課 高校教育課
学校間連携の充実	個別の教育支援計画や移行支援シート等を活用した移行期の学校間連携の充実による就学前から学校卒業後までの切れ目ない支援体制の構築	特別支援教育課
教職員の専門性の向上	特別支援学校における幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るための教職員の専門性の向上	特別支援教育課
I C T 機器の活用推進	特別支援学校における I C T 機器や障害に応じた教材の整備による児童生徒の障害や特性に応じた指導の充実	特別支援教育課 高校教育課

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
— 基本施策 (3) 特別支援教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
職業教育の充実	特別支援学校技能検定の実施や地域の企業や関係機関と連携したネットワークの活用などによる職業教育の更なる推進	特別支援教育課
医療的ケアの実施体制整備	特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒への対応を行うための看護師の配置及び実施体制整備のための研修の実施 指定校において、保護者の付き添いがなくても、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に通学できるための支援を実施	特別支援教育課
離島における特別支援教育の推進	離島の特別支援学校高等部支援教室における指導内容・方法の工夫・改善及び地元高等学校との交流及び共同学習の推進 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを屋久島、徳之島、沖永良部島に配置し、障害の程度が比較的重い児童生徒への指導や支援の在り方について定期的に助言を行い、小・中学校の特別支援学級担任等のサポートを実施	特別支援教育課
高等学校における特別支援教育の推進	高等学校における「通級による指導」の充実及び全ての高等学校における特別支援教育に関する研修の充実や校内支援体制の整備 生徒の日常生活の介助や学習支援、健康・安全確保、周囲の生徒の障害理解促進等を行う「特別支援教育支援員」の配置	特別支援教育課
特別支援学校の施設整備	老朽化した校舎等の改修や改築など安全対策の推進 教育内容等の新たな需要に基づく整備推進 適正規模を確保するため特別支援学校校舎等の整備	学校施設課
私立幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある児童を就園させている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園に対する、特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助	子育て支援課
特別支援学校の教育環境の改善	令和4年度の特別支援学校等教育環境改善検討委員会において特別支援学校の分置が望ましいとの提言がなされた三地区について、特別支援学校教育環境改善推進協議会での協議を踏まえ分置する特別支援学校の整備	特別支援教育課 学校施設課
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	特別支援教育課 高校教育課 義務教育課

② 共生社会の形成

ア インクルーシブ教育システムの推進

障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しつつも、個別の教育的ニーズに最も的確に応えるために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備等に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実	障害のある児童生徒が十分に教育を受けられるようにするための合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実	特別支援教育課 高校教育課

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
－ 基本施策 (3) 特別支援教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
通級指導教室の充実	巡回型の通級による指導を行うことのできる環境を整備することで、本県における通級による指導の拡充を図り、特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実を更に推進する。	特別支援教育課
校内支援体制の更なる充実	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供するための、多様で柔軟な学びの場の変更に係る「段階的な検討のプロセス」の手引・資料集（令和6年1月作成）の周知	特別支援教育課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (4) 幼児教育の充実

《現状及び課題》

認定こども園、幼稚園、保育所等から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続される必要があります。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との間で幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を相互に協力し連携して実施する必要があります。

このため、幼稚園等と家庭、地域の連携による小学校との円滑な接続や、今日的な課題に対応した研修等による幼稚園教諭等の資質能力の向上などの取組を更に進め、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 幼児教育の質の確保及び向上

ア 幼稚園教諭等の資質向上

幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実や指導監査等の実施により、幼児教育の質の確保及び向上を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼稚園教諭一種免許状の取得支援	幼稚園教諭一種免許状への上進に係る認定講習等の受講希望状況の把握、私立幼稚園等の一種免許状保有の促進等の取組に対する支援	子育て支援課 義務教育課
幼稚園教諭等の資質向上	幼稚園等がそれぞれの特色に応じた幼児教育の実施に向け、各種研修会などの研修を充実させ、教諭・保育教諭・保育士の資質向上を図る。	子育て支援課 義務教育課
幼稚園教諭等と保育士の合同研修	教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、各種認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。	子育て支援課 義務教育課
幼稚園児指導要録等の周知	幼稚園児指導要録及び幼保連携型認定こども園児指導要録に関する作成例や留意事項等について周知	子育て支援課 義務教育課
効率的な指導監査の実施	市町村との連携による効率的な指導監査の実施	子育て支援課
特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価及び第三者評価の実施促進	教育・保育の質の向上を図るため、特定教育・保育施設における自己評価、学校関係者評価及び第三者評価の実施促進	子育て支援課 義務教育課
質の高い幼児教育・保育の推進	・幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーによる幼児教育施設等への指導・助言など、質の高い幼児教育・保育に向けた取組を実施 ・教諭、保育教諭、保育士の資質向上に係る研修の充実や情報共有の促進、教育課程の編成・実施に係る指導・助言	子育て支援課 義務教育課

イ 幼児教育基盤の充実

幼児教育の質の向上のための環境整備や日本語が苦手な子どもやその保護者への支援等、幼児教育基盤の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育の質の向上のための環境整備促進	幼児教育環境の向上を図り、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制の整備促進	子育て支援課
認定こども園の整備促進	幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備に必要となる国庫補助制度等の情報提供や利用促進	子育て支援課
外国人幼児の把握と相談対応	外国人幼児在籍の把握と、支援方法等に係る設置者からの相談対応	子育て支援課 義務教育課

② 小学校等との円滑な接続の推進

ア 小学校等との円滑な接続の推進

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の関係者による連絡協議会等での指導を通した円滑な推進を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼小接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会での幼小接続に係る指導の推進 ・各種調査等での幼小接続に係る実態把握と指導 ・市町村で開催される幼保小連携研修会等への支援 	子育て支援課 義務教育課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (5) 郷土教育の推進

《現状及び課題》

グローバル化の急激な進展の中、鹿児島の発展を支えていく人材を育成するため、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、直接鹿児島で将来の担い手になることはもとより、世界のどこにいても郷土鹿児島に誇りを持ち、将来の鹿児島を担う気概を持った子どもたちを育成する教育が必要です。

本県は、日本列島の南に位置するという地理的条件から、古くから中国や韓国、東南アジアをはじめ世界の国・地域の文化と接しながら、独自の歴史や文化を作り上げてきました。「郷中教育」や「日新公いろは歌」などの教えもあり、教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等の教育的資源も豊富です。地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。こうした本県の特性を生かした人間形成を進めていくことが重要です。

このため、鹿児島の教育的風土や伝統のよさを生かした子育てを推進します。また、鹿児島の豊かな自然、歴史・文化環境の保全と活用を図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 鹿児島の特色を生かした子育て支援施策の充実

ア 郷土の風土を生かした子育ての推進

子育て世帯が郷土の風土を生かして積極的に子育て支援ができるよう、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター等の取組を促進するとともに、学童期においては、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援を行います。

また、鹿児島の教育的風土や伝統のよさを生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」などの取組を推進します。

さらに、鹿児島の豊かな自然や地理的特性を活かした山村留学等の受入れを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て経験者による子育て支援の促進	地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターなどを活用した地域住民同士の結びつきを生かした子育て経験者による子育て支援等の取組を促進	子ども政策課
放課後子ども教室への支援	・放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援 ・放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童クラブとの連携促進	子ども福祉課
「かごしま地域塾」への支援	「郷土に学び・育む青少年運動（県民運動）」の組織体制やNPO・企業との連携による組織を基盤とし、地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かして、地域に根ざし自立する「かごしま地域塾」への支援（補助金の交付、活動活性化セミナーの開催等）	青少年男女共同参画課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域における体験活動の推進	<p>地域の伝統や文化などを生かした様々な体験活動を通して、郷土鹿児島に誇りを持つとともに、社会性や自主性を有する子どもたちを育む活動を行う子ども会、公民館、P T A、関係機関や団体を支援</p> <p>南北 600km の県土を有する鹿児島の各地の特色ある歴史や伝統、文化、地域の特性などをフィールドワーク等を通して、鹿児島県を丸ごと理解し、郷土鹿児島の素晴らしさに気付き、誇りをもつとともに、郷土を愛する態度を育み、地域の発展に貢献しようとする青少年を育成</p>	社会教育課
山村留学受入れの支援	鹿児島の豊かな自然や地理的特性を活かした山村留学について、市町村の取組概要や学校の P R 動画をホームページ等で掲載するなど広報の充実を図り、県内外からの山村留学受入れを支援	義務教育課

イ 豊かな自然環境、歴史・文化環境の保全と活用

子どもが、郷土に愛着をもって心身ともにのびのびと成長することができるよう、本県の恵まれた自然環境や農村環境の保全を図るとともに、豊かな歴史、文化の蓄積に対する理解と認識を深めるよう、その学習機会の充実を図るなど、子どもが心豊かに育つ環境づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
多様で恵み豊かな環境の保全と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護思想の普及啓発、自然公園・自然環境保全地域の適切な保護管理 ・人と自然の関わりである環境文化や生物多様性の理解促進のための学習機会の提供 ・屋久島、奄美大島・徳之島の世界自然遺産をはじめとする本県の豊かな自然の価値を将来に継承するための普及啓発や学習機会の提供 	自然保護課
	県内の大気汚染の状況並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の常時監視を実施	環境保全課
農村環境の保全	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために行われる地域の共同活動等を支援	農村振興課
漁場環境・生態系の保全	水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	水産振興課
歴史、文化遺産の周知・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史、文化遺産の周知による郷土の理解と認識の醸成及びその活用による学習機会の充実 ・文化財や地域の歴史等に関する学習機会及び体験活動の場の提供 	文化振興課 文化財課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (6) 家庭教育の充実

《現状及び課題》

長期的な少子化の一因として、未婚化・晩婚化が進行していますが、その背景としては、結婚や子どもを持つことに対する意識の変化や、かつて地域が果たしていた縁結び機能の低下などが挙げられます。子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の大切さを理解できるよう、学校教育において家庭や地域との連携のもと、家庭観や子育て観の醸成に取り組む必要があります。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、郷土の様々な教育的資源を活用して、家庭や地域の教育力を総合的に高めていく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 次代の親の育成

ア 家庭観・子育て観の醸成の推進

次世代の親となる若い世代が、「いのち」の大切さや家庭が子どもの健やかな育ちの基盤となることを理解し、結婚、出産、子育てに夢を持つことができるよう、その意識の啓発に努めます。

また、学校教育において家庭や地域との連携の下、家庭観・子育て観の醸成に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童生徒に対する生命尊重等に係る教育の推進	地域人材の活用や関係機関の連携を図った道徳教育を中心とする「いのち」の大切さ等に係る教育の推進	義務教育課 高校教育課
生徒の幼児理解の教育の推進	・中学校技術・家庭の家庭分野を中心とした、幼児の発達と生活の特徴や、子どもが育つ環境としての家族の役割等について理解する教育の推進 ・高等学校家庭科を中心とした、子育て支援、乳幼児との関わり方等について基礎的な知識や技能を身に付け、子どもの健やかな発達のために親や家族及び地域や社会の役割の重要性について、考察することができるような教育の推進	義務教育課 高校教育課
親になるための学びの推進	親になるための学びを支援するための世代別学習プログラム（中・高の家庭科等の授業で活用できる補助資料）の普及と促進	社会教育課

② 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

ア 家庭の教育力の向上

保護者が自信と責任感をもって子育てができるよう、学習機会を提供するとともに、家庭教育に関して気軽に相談できる体制づくりをすすめ、家庭における育児力・教育力の向上を促進します。

また、保護者が子どもの主体性や人権を尊重した子育てに努めるとともに、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、意識の啓発に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
家庭の意義等についての意識啓発	毎月第3日曜日の「家庭の日」の広報等を通じた、家庭の意義や大切さについての意識啓発	青少年男女共同参画課
家庭教育の支援	・家庭教育に関する学習機会の提供及び情報提供 ・学校、地域、企業等の様々な団体が連携し、地域ぐるみで家庭教育を支援していく気運の醸成	社会教育課
地域で家庭教育支援に携わる人材の養成	相談対応や専門家の紹介、家庭教育情報の収集・提供、効果的な学習機会の企画・運営等、家庭教育支援に関する活動を整備・調整・推進する人材の養成	社会教育課
「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進	「早寝早起き朝ごはん」等、家庭や地域へ基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動の推進	社会教育課
人権に関する啓発活動の推進	全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、また、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実	児童・生徒や教職員、保護者、地域住民を対象とした出前講座やセミナー・ワークショップの開催	男女共同参画室 男女共同参画センター
固定的な性別役割分担意識等の解消に関する啓発や情報発信	県民を対象とした各種セミナーや啓発イベント等の開催、ポータブルサイト等による情報の発信	男女共同参画室 男女共同参画センター

イ 地域の教育力の向上

地域や学校、関係機関などと連携して、ボランティア活動や自然体験、課外活動、文化芸術鑑賞などの体験活動や異年齢活動、世代間交流の機会の充実を図ることで、地域の教育力を向上させ、子どもたちに豊かな心や社会性を育んでいくための環境づくりに取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進事業」の推進	学校と地域住民の連携・協働を進め、一体となって子どもたちの成長を支えていく体制を構築するため、地域と共に学校づくりと、学校を核とした地域づくりを推進	社会教育課
運動部活動の指導・運営に係る体制の構築	部活動の在り方に関する方針に基づき、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ活動のための環境整備の推進	保健体育課
環境学習の推進	「学ぶ環境体験学習塾」の開催などにより、児童生徒等が環境問題や環境保全活動に興味を持ち行動するきっかけづくりを支援し、環境学習を推進	地球温暖化対策室
木育の推進	木材や木製品とのふれあいを通じて、子どもの頃から木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進 子どもたちに木のぬくもりなど木の良さや利用の意義を伝えるため、木育に関する知識や技能を有し、木育を実践する指導者である「木育インストラクター」の養成等を実施	かごしま材振興課

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
— 基本施策 (6) 家庭教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
かごしま景観学習	地域の身近な「景観」を切り口として、地域の魅力や課題を自ら発見し、考え、地域に愛着を持つことを目的とする景観学習の支援により、景観に理解のある人材を育成	地域政策課
自然体験活動の推進	豊かな自然の中で、思いやりや耐性、自主性、社会性、協調性などを身に付けさせるために、青少年社会教育施設等を利用した自然体験や生活体験を実施	社会教育課
環境保全活動のための人材育成	環境保全活動を積極的に行っていこうとする児童生徒を対象とした「環境レター」の募集や、「かごしまこども環境大臣」の任命などにより、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材を育成	地球温暖化対策室
農業の体験活動の促進	農業や食料に対する理解の醸成等を図るため、農作業や調理の体験活動、農家の宿泊体験等の実施の支援	かごしまの食輸出・ブランド戦略室 農村振興課 経営技術課 畜産振興課
森林・林業の体験活動の促進	森林・林業に対する理解を深め、森林を守り育てる意識の醸成を図るため、森林・林業に関する学習や体験活動の実施の支援	森づくり推進課 森林技術総合センター
漁業の体験活動の促進	漁業や水産資源に対する理解の向上を図るため、漁船を用いた漁業体験、調理、漁家の宿泊体験等の実施の支援	水産振興課
魅力ある私立学校づくり	私立学校（小・中・高・幼稚園・幼保連携型認定こども園）における、国際化教育や体験学習等の特色ある教育の推進	学事法制課 子育て支援課
文化・芸術に親しみ触れる機会の提供	豊かな感性を育む青少年のための芸術鑑賞事業や市町村による青少年劇場等の実施、また文化芸術団体等が行う子どもの文化芸術活動や鑑賞機会の提供に係る取組を支援することにより、文化芸術に親しみ触れる機会を提供	文化振興課
放課後児童クラブの設置及び開設日・開所時間の延長の促進	・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置及び開設日・開所時間の延長について、国の補助制度による開所加算制度の積極的な活用を促進し、放課後児童クラブの運営費への補助を実施 ・多様な民間サービスの参入促進	子育て支援課
放課後児童クラブの受け皿確保	待機児童解消のため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの新設・改築や学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設での開所を支援	子育て支援課
地域の高齢者などとの世代間交流の機会の充実	地域の高齢者と子どもたち等とのデジタル技術を活用した交流や伝統文化の継承を通じた交流など、市町村が行う世代間交流の活性化に資する取組を支援	高齢者生き生き推進課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

《現状及び課題》

教育的な風土や伝統など鹿児島の特性を生かした活動を推進することにより、地域の教育力の向上を図り、鹿児島の未来を担う人材を育成することが必要です。また、本県と経済・文化・人的交流等により密接な関係にある国や地域を中心に様々な交流を積極的に展開するほか、異文化や多様な価値観への理解、留学生の派遣・受入れ等を通じ、国際的視野を有する人材の育成や郷土に根ざした青少年活動の活性化を図ることも必要です。このような活動や交流等を通して学んだ、自分の考えを伝えるプレゼンテーション能力等を生かし、自ら考え、主体的に判断し行動できるリーダーを育成することが求められています。

また、在留外国人の子ども・若者、海外から帰国した子ども及び外国人留学生への支援等により、子ども・若者が活躍できる機会づくりも必要です。

世界中で科学技術イノベーションを担う高度人材の獲得競争が激化する一方、若年人口の減少が進んでいることから、科学技術イノベーション人材の育成が重要になっています。

また、急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラル教育の充実が求められています。

本県の雇用情勢は、求人数が求職者数を上回る状況が続いているおり、こうした中、有効求人倍率が高い水準を維持し良好な状況にあるものの新規学卒者の県外流出が続いていることなどにより、人手不足が顕在化しているため、県内就職やU・Iターンの促進を図る必要があります。さらに、技術革新やグローバル化の一層の進展等に対応し、規範意識や倫理観を身に付け、地域や社会の発展を担う創造性豊かな人材を育成する必要があります。特に、人口減少、少子高齢化が進行し集落機能の低下や地域間格差の拡大などの問題が顕在化している本県の中山間地域等では、これらの問題を克服するため、地域づくりの中核的役割を担うリーダーや、そのリーダーを支える人材などの育成、地域外の人材等の活用が重要です。

令和5(2023)年には、本県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催され、令和6(2024)年にはオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。これを機に、スポーツに関する関心を高め、本県のスポーツ振興に取り組むとともに、将来のトップアスリートを見据えた次世代競技者の発掘・育成・強化に取り組んでいく必要があります。

そのほか、文化芸術を将来にわたって発展させていくため、文化芸術の担い手や国内外で活躍できる若手アーティストなど、文化芸術を支える人材を育成する必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

ア グローバル社会で活躍する人材の育成

地域において、異年齢集団での様々な体験活動などを通して、子どもたちの思いやりの心や自律心を育みます。また、青少年の国際交流等を推進し、国際的な視野と先見性、コミュニケーション能力や豊かな感性を持った人材を育成します。

また、諸外国との国際交流や相互理解を促進する観点から、県内の国際交流体験や外国人留学生の受入の推進を図ります。

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
— 基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

具体的な施策	具体的な施策の概要	担当課等
「かごしま地域塾」への支援	「郷土に学び・育む青少年運動（県民運動）」の組織体制やNPO・企業との連携による組織を基盤とし、地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かして、地域に根ざし自立する「かごしま地域塾」への支援（補助金の交付、活動活性化セミナーの開催等）	青少年男女共同参画課
次代の鹿児島をリードする国際的な人材の育成	アジア経済圏の主要都市である、上海、香港、台北に大学生・社会人を派遣し、現地若手企業人との交流や経済活動の現場体験等を実施	青少年男女共同参画課
国際的感覚やふるさとを愛する心を持つ青少年の育成	本県と関わりの深い香港・シンガポールに鹿児島の青少年を派遣するとともに、香港・シンガポールからの青少年を受け入れ、意見交換や文化体験などの相互交流活動を実施	青少年男女共同参画課
魅力ある県立短期大学づくり	県立短期大学において、アメリカや中国の大学との国際学術交流協定に基づき、「異文化コミュニケーション」の授業として、語学研修や相手国学生等との交流を実施	学事法制課
グローバルに活躍する人材の育成	本県と友好協定を締結している英国のロンドン・カムデン区とマン彻スター市に高校生を派遣するほか、MOUを締結している中国清華大学や台湾屏東県と青少年の交流を実施	国際交流課
県民と外国人の相互理解	県民と外国人の相互理解を深めるため、県民や外国人等への交流の場や生活情報等の提供、留学相談への対応、外国語・文化講座等を開催	国際交流課
外国人留学生との交流及び相互理解の促進	留学生等に宿泊施設と提供するとともに、留学生等の相互交流や留学生等と県民との交流を通じた国際社会に貢献する人材の育成及び相互理解を促進	国際交流課
外国人留学生への経済的支援	外国人留学生の勉学・生活の安定化と将来の人的ネットワークの形成に資するため、県内大学等に在籍する私費留学生等に対し、奨学金を給付	国際交流課
グローバル社会で活躍できる鹿児島の若い世代の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の中・高等学校と海外校（台湾、ベトナム等）との間でオンライン交流プログラムを実施するとともに、児童生徒を交流先へ派遣する交流活動を実施 ・国際教育に造詣の深い専門家の講演や留学に関する情報の提供を通して、中・高校生の国際社会への興味関心を高めることを目的とした留学フェアの実施 ・高校生が、外国人講師等とのコミュニケーション活動を通して、英語運用能力を高め、英語学習への意欲、国際理解についての興味・関心を高めることを目的としたイングリッシュトレーニングキャンプを実施 	義務教育課 高校教育課
豊かな感性やたくましい創造力を持つ青少年の育成	姉妹県盟約を結んでいる岐阜県の青少年との相互交流活動の実施	青少年男女共同参画課

イ イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

高等学校及び中高一貫教育校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等を育成し、理数系教育の充実を図ります。

次世代を担う若者の起業に関する関心を高め、若者の自由な発想や想像力を活かしたビジネスプランの発掘・育成を図ります。また、起業を志す者等に対し、起業のために要する負担の軽減を行い、若者等の活躍の場の拡大、地域の活性化を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
理数教育の推進	スーパーサイエンスハイスクール指定校等における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的な探究能力等を培うことで、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を実施	高校教育課 地域政策課
新たな起業家の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・起業に関する機運醸成を図り、起業及び事業化を促進するため、県内において起業予定の個人(高校生・大学生等を含む)等を対象としてビジネスプランコンテストを開催 ・新たなビジネスの創出・育成を図ることなどを目的として、起業を志す者等を対象に、ビジネスプランの事業化に必要な費用の一部を助成する補助事業を実施 	新産業創出室

ウ 情報通信技術の進化に適応し、活躍できる人材の育成

小・中・高・特別支援学校での教科指導等におけるICT^(注51)の効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。

高校生や大学生等を対象とした政策アイデアコンテストを開催するなど、情報技術を活用できる人材の育成に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
教育の情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想に係る1人1台端末の整備等、国のICT環境の整備方針に基づく、学校におけるICT環境整備の推進 ・「鹿児島教育DX推進リーダー」認定講座等による教職員のICT活用指導力の向上 	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
データを利活用して地域の現状・課題を把握・分析できる人材の育成	地域経済分析システム(RESAS)の普及啓発及びデータ利活用の機運醸成を図るとともに、データを利活用して地域の現状・課題を把握・分析できる人材を育成するため、高校生や大学生等を対象とした政策アイデアコンテストを開催	計画管理室
デジタル人材の育成	ITエンジニアを目指す、高校生や大学生を含む幅広い県民の方を対象としたプログラミング研修等に取り組むことにより、デジタル人材の育成・確保を図る	デジタル推進課

エ 地域づくりで活躍する若者の支援

地域づくりで活躍する若者を支援するために、将来の地域産業の担い手を育成する職業教育の充実を図ります。また、将来の鹿児島を支える人材として、地域の発展のために尽力したいという高い志

(注51) Information and Communication Technology (情報通信技術) の略

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
— 基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

や行動力をもてるような青年等を育てます。

新規学卒者やその保護者等に対し、県内企業への理解と認識を深めてもらう取組を推進し、若年者の県内定着を促進します。県外大学進学者等への県内企業の情報提供などにより、U-Iターン希望者の県内就職を促進します。

地域おこし協力隊制度を活用する市町村の取組を支援するとともに、隊員のニーズに応じた研修会の実施や相談窓口の設置等により、隊員による地域協力活動の充実や任期終了後の定着を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
産業教育の推進	企業や高等教育機関、経済団体等と連携し、学校での出前授業等を実施することで、本県の産業等についての理解を深め、子どもたちに、一人ひとりが本県の担い手であるということの意義を醸成	高校教育課
かごしま青年塾の実施	これから鹿児島を担う青年層を対象に、各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修、ワークショップを通して、郷土の発展を支えようとする人材を育成	社会教育課
若年者等に対する就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本県若年者等の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおいて、職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 ・若年者等の県内企業への就職促進を図るため、経済団体や県内企業等に対し、県内定着の推進に向けた取組を要請 ・新規学卒者や若年者、U-Iターン希望者等を対象とした県内企業合同説明会の開催や、県内企業の求人情報等を発信する就職情報提供サイトの運営、中高生等を対象とした県内企業等の魅力を発信するフェアなどを開催 	産業人材確保・移住促進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高校へのキャリアガイダンススタッフの配置による就職支援の充実 ・郷土に愛着を持ち、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成するため、学校と地域が連携し、地域を題材とした学びや専門的職業人材育成の実践 ・将来の社会参画の実現に向けて必要な能力や態度の育成を図るため、経済団体等との連携による中・高校生のインターンシップや学校への講師派遣等の実践 	高校教育課
地域おこし協力隊の活動・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対する情報の提供や市町村担当者を対象とした研修会を実施し、協力隊に対する市町村のサポート体制の整備を支援 ・隊員による円滑かつ有意義な地域協力活動の展開等を支援するため、活動年数に応じた研修会を実施 ・隊員及び市町村からの各種相談に応じる窓口の設置及び相談対応を実施 ・隊員同士や地域団体等とのネットワーク構築を支援し、任期終了後の定着を図るため、交流会を実施 	地域政策課
高校生による佐賀県とのプレゼンテーション交流の実施	鹿児島・佐賀エールプロジェクトの取組の一つとして、「地元を誇りに思う意識」や「地元への愛着」を持つ人材の育成を図るためにプレゼンテーション大会を開催し、両県の高校生の交流促進を図る	鹿児島・佐賀エールプロジェクト推進室

オ 国際的に活躍する次世代競技者の育成

スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本県のスポーツ振興に取り組むとともに、国際大会や国民スポーツ大会等各種大会で活躍できる選手の育成・強化に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
次世代競技者の育成	各競技団体や関係機関との連携を図りながら、県民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の発掘・育成・強化等を推進	保健体育課

カ 国内外で活躍できる文化芸術に係る人材の育成

本県の文化芸術を将来にわたって発展させていくため、文化芸術の担い手や国内外で活躍できる若手アーティストなど本県の文化芸術を支える人材の育成を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
文化芸術に係る人材の育成	県、市町村、文化芸術団体等が連携しながら、研修の充実や人材情報の整備・提供等に努める	文化振興課

キ 在留外国人の子ども・若者、海外から帰国した子ども及び外国人留学生への支援

異文化や多様な価値観への理解を深め、在留外国人の子ども・若者、海外から帰国した子ども及び外国人留学生が安心して生活できる社会の実現に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県民と在留外国人の相互理解の促進及び相談体制の整備	県民と在留外国人との交流を促進する取組の支援を行うとともに、生活に係る適切な情報や相談場所に到達できるための多言語による相談窓口を設置	くらし共生協働課
県民と外国人の相互理解	本県に在住するベトナム人やその他の外国人と県民との相互交流を促進する「ベトナム・テト（旧正月）フェスタ」の開催	外国人材政策推進課
	県民と外国人の相互理解を深めるため、県民や外国人等への交流の場や生活情報等の提供、留学相談への対応、外国語・文化講座等を開催	国際交流課
外国人留学生との交流及び相互理解の促進	留学生等に宿泊施設と提供するとともに、留学生等の相互交流や留学生等と県民との交流を通じた国際社会に貢献する人材の育成及び相互理解を促進	国際交流課
外国人留学生への経済的支援	外国人留学生の勉学・生活の安定化と将来の人的ネットワークの形成に資するため、県内大学等に在籍する私費留学生等に対し、奨学金を給付	国際交流課
外国人児童生徒への日本語指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室を設置している学校への教員配置の充実 ・小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒、高等学校における外国人生徒に対する学習環境の整備 	教職員課 義務教育課 高校教育課

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
— 基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
外国人生徒への進学・就職の支援	<ul style="list-style-type: none">・外国人生徒を対象とした高等学校の入学試験などのガイダンスの充実・高等学校及び大学・短大・専門学校など様々な学校への進学や就職などの進路実現に向けたキャリア教育の支援	義務教育課 高校教育課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (1) 子ども・若者の権利の尊重

《現状及び課題》

子ども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であります。

つまり、子ども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であることから、子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る必要があります。

社会的養護に係る子どもに対する意見表明等のための支援については、児童相談所等における意見聴取の適切な実施や子どもの意見表明、子どもの権利擁護を実現できる環境整備を推進する必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子ども・若者の権利に関する普及啓発

ア 子ども・若者が権利の主体であることの普及啓発

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

なお、子どもの権利の侵害に係る相談救済機関の設置については、現在の相談機関等の運用状況や、他県や県内市町村の状況等を踏まえた上で、設置の必要性を検討します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの権利擁護に係る普及啓発活動	児童虐待防止への県民の関心を喚起するため、国の「秋のこどもまんなか月間」(毎年11月)にあわせてオレンジリボン・キャンペーンの実施・県ホームページ等による広報・啓発	子ども福祉課 児童相談所
社会的養護に係る子どもに対する意見表明等のための支援	・児童相談所が行う措置や児童福祉施設等における処遇について、子ども自らが意見を表明できるよう体制を構築 ・子どもの権利や権利擁護に関する周知啓発 ・子どもの申立てに応じ、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、調査審議・意見具申等を実施	子ども福祉課 児童相談所
交際相手からの暴力(デートDV)の予防啓発	高校生を対象にデートDVについて正しく理解し、対等な関係を築くためのコミュニケーションについて学ぶセミナーを実施	男女共同参画センター
「性暴力被害者サポートネットワークかごしまにおける相談及び各種支援の実施	子どもやその家族を含む性暴力・性犯罪被害者等に対し、被害直後からの相談対応、医療支援、捜査関連支援等の総合的な支援を関係機関((公社)かごしま犯罪被害者支援センター、県産婦人科医会、県警察、県)が連携・協力して実施	くらし共生協働課 総務課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (1) 子ども・若者の権利の尊重

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
人権に関する啓発活動の推進	全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、また、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
体罰や不適切な指導の防止	学校教育法や生徒指導提要等に基づく研修の充実等による、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組の推進	教職員課 義務教育課 高校教育課
生徒指導アドバイザーの派遣	学校に生徒指導アドバイザーを派遣し、児童生徒及び保護者の相談への対応や教職員への研修を実施	義務教育課 高校教育課
子どもに係る電話相談の実施	中央児童相談所の「子ども・家庭110番」、少年サポートセンターの「ヤングテレホン」、県総合教育センターにおける「かごしま教育ホットライン24」など電話相談等の充実	中央児童相談所 少年サポートセンター 義務教育課 高校教育課 総合教育センター
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した児童虐待に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課

イ 学校教育における人権教育の推進

子どもの教育において子どもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求める方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生徒指導アドバイザーの派遣	教員等を対象とする生徒指導に関する各種研修・会議等の中で、子どもの権利条約や子ども基本法等について周知・啓発を行うなどして、子どもの権利を含む人権教育の一層の推進を図る。	高校教育課
人権教育の充実	「児童の権利に関する条約」及び「子ども基本法」を踏まえ、児童生徒の権利等の理解促進や児童生徒が安心して学べる学習環境づくりなど、児童生徒の権利利益の擁護を図るとともに、子どもの権利を含む人権教育の一層の推進を図る。	人権同和教育課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (2) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダー・ギャップ の解消

《現状及び課題》

子ども・若者が、性別にかかわらず、多様な価値観に出会い、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく必要があります。

また、性別にかかわらずそれぞれの子ども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から、心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる必要があります。

人の性のあり方（セクシュアリティ）は様々で、身体の性、自認する性、好きになる性及び服装やしさ、言葉づかいなどの表現する性といった要素の組合せにより無数に存在します。しかしながら、それぞれのセクシュアリティが否定されることで、偏見や差別により日常の様々な場面で困難に直面し、生きづらさを抱えている方がいます。

そのため、性的指向・性自認等について、正しい理解を促進し、それらを理由とする差別や偏見を解消するため、啓発活動に取り組む必要があります。

① 教育を通じた男女共同参画の推進

ア 教育を通じた男女共同参画の推進

子ども・若者が、性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、子どもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をもつことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の組を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
人権教育の充実	子ども・若者が、性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育において男女平等の理念を推進する教育の一層の充実を図る。	人権同和教育課
人権尊重を基盤とした 男女平等教育の充実	児童・生徒や教職員、保護者、地域住民を対象とした出前講座やセミナー・ワークショップの開催	男女共同参画室 男女共同参画センター

② 性的指向等の多様性に関する知識の普及啓発等

ア 性的指向等の多様性に関する知識の普及啓発等

学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様な性の在り方に対する理解を深めると共に、性的マイノリティの子ども・若者へのきめ細かな対応を推進します。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 一 基本施策 (2) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
人権に関する啓発活動の推進	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及・啓発、相談体制の充実等	人権同和対策課
性的マイノリティに関する理解と対応の推進	・性的指向・性自認の多様性に関する理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の充実を図る。 ・「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制の充実と個別の事案に応じた適切な支援	人権同和教育課

③ 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組の推進

ア 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組の推進

様々な世代における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する啓発や情報発信を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
固定的な性別役割分担意識等の解消に関する啓発や情報発信	県民を対象とした各種セミナーや啓発イベント等の開催、ポータルサイト等による情報の発信	男女共同参画室 男女共同参画センター

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (3) 児童虐待防止対策の充実

《現状及び課題》

児童相談所及び市町村が通告・相談を受けた児童虐待の件数及び虐待と認定した件数は、近年急激に増加しており、2019（令和元）年度と2023（令和5）年度を比較すると、1.4倍近くに増加しています。（図表-89）

全国的にも児童相談所の虐待相談対応件数は、一貫して増加を続けており、児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例も数多く発生しています。

児童虐待の発生予防・早期発見については、妊娠期から子育て期まで、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することや、児童虐待の相談窓口の周知等を図ることが必要です。

また、児童虐待発生時の迅速・的確な対応については、児童相談所の体制強化等が必要です。

県では、2019（令和元）年8月に発生した死亡事案の検証報告書の提案内容や2022（令和4）年6月に公布された改正児童福祉法等の趣旨を踏まえ、児童相談所への児童福祉司等の増員や児童相談所の補完的な役割を担う児童家庭支援センターの設置、北部児童相談所の新たな設置など、児童相談体制の充実・強化に取り組んできたところです。児童虐待防止については、次代を担う子どもたちの生命と人権を守り、子どもの健全な成長・発達にむけて社会全体で取り組むべき重要な課題であり、引き続き、児童相談所や市町村、関係機関による取組等を充実・強化するとともに、地域における虐待の早期発見や発生予防を促進する必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもの権利擁護

ア 体罰によらない子育て等の推進

体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、国がとりまとめたガイドライン等を踏まえ、国の「秋のこどもまんなか月間」（毎年11月）におけるオレンジ・リボンキャンペーンや県ホームページ等を通じて、体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの権利擁護に係る普及啓発活動	児童虐待防止への県民の関心を喚起するため、オレンジリボン・キャンペーンの実施・県ホームページ等による広報・啓発	子ども福祉課 児童相談所
体罰や不適切な指導の防止	学校教育法や生徒指導提要等に基づく研修の充実等による、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組の推進	教職員課 義務教育課 高校教育課

② 児童虐待の発生予防・早期発見

ア 相談・支援体制の整備

女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産についての悩み等について電話や電子メール等による相談に応じます。また、SNSやリーフレット等を活用し、同センターの広報に努めます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり 一 基本施策 (3) 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による必要な支援につなげるため、市町村における妊婦健診、乳幼児健診の充実強化の取組を支援するほか、産婦健診、産後ケア事業等の取組を市町村の実情に応じて促進します。

市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるよう、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置を促進します。

地域や家庭からの相談、市町村の求めに応じた援助などを行い、児童相談所の補完的役割を担う児童家庭支援センターを大隅・北薩・南薩地域に設置し、地域の相談体制の強化に取り組みます。

具体的な施策	具体的な施策の概要	担当課等
妊婦等に対する相談・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産等に関する悩みについての電話相談やメール相談を実施する女性健康支援センター「専門相談窓口」、保健所「一般相談窓口」を設置し対応 ・予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等に対するSNS等を活用した相談窓口「かごぶれホットライン」による相談対応や医学的・科学的に正しい知識の普及啓発 ・保健所ごとに支援調整会議を開催し、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援の推進 ・医療機関等との連携による産後うつ等ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援の取組の推進 	子育て支援課 保健所
市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する産後ケア、産婦健康診査及び産前・産後サポート事業並びに新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業に対する支援 ・母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育儿支援に関する研修の実施 ・「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の市町村における設置を促進するため、研修会の開催や助言等の支援を実施 	子ども政策課 子育て支援課 子ども福祉課 保健所
児童家庭支援センターの運営に対する支援	社会福祉法人等による児童家庭支援センターの設置運営に対する支援	子ども福祉課
ヤングケアラーへの支援体制の整備及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの支援体制を構築するために、関係職員等向けの研修会を実施 ・関係機関と支援者団体等のつなぎ役となるコーディネーターの配置 ・気軽に悩みや経験などを共有することができる場としてのオンラインサロンの設置・運営 	子ども福祉課

イ 関係機関との連携強化等

児童相談所において「子ども虐待防止ネットワーク会議」や「子どもSOS地域連絡会議」を開催するなどにより、市町村、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、市町村の「要保護児童対策地域協議会」への参加を通じ、積極的な情報共有、支援方針の協議等により、市町村との協働に努めます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり 一 基本施策 (3) 児童虐待防止対策の充実

また、協議会においては、児童相談所から積極的に助言を行うとともに、「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」や協議会運営に係る国のガイドラインを踏まえた助言の実施により、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催	児童虐待の未然防止等のため、児童相談所及び関係機関が円滑な連携・協力を図ることを目的に、福祉、保健、医療、学校、警察等の関係機関が児童虐待の現状や課題等について、意見交換等を実施	子ども福祉課 児童相談所
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	各地域振興局・支庁単位で、要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村や関係機関と児童相談所が各地域内における役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立を図るために、児童虐待の対応等について、情報交換や研修等を実施	子ども福祉課 児童相談所
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員等の専門性強化と関係機関との連携強化を図る取組を実施	子ども福祉課
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した児童虐待に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課

ウ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知

児童虐待防止への県民の関心を喚起し、子どもたちを地域全体で見守る気運を醸成するため、国の「秋のこどもまんなか月間」(毎年11月)を中心に実施しているオレンジリボン・キャンペーンや県広報媒体等を通じて、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「189（いちはやく）」の周知	オレンジリボン・キャンペーンや県広報媒体等を通じた、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知	子ども福祉課 児童相談所

エ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会に、セミナーや研修会の開催等を通じて、DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発	セミナーや研修会の開催等を通じた啓発	男女共同参画室 男女共同参画センター

③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 児童相談体制の充実・強化

2019（令和元）年8月に発生した死亡事案の検証報告書の提案内容や2022（令和4）年6月に公布された改正児童福祉法等の趣旨を踏まえ、児童福祉司等の増員や研修等を通じた職員の資質向上などにより、児童相談体制の充実・強化を図ります。

また、児童相談所の業務については、国のガイドライン等を踏まえた、外部機関による第三者評価

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
一 基本施策 (3) 児童虐待防止対策の充実

の実施や業務委託の推進等により、質の向上・業務の効率化を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童相談所の人員体制の強化	政令で定められた配置標準に基づく児童福祉司等の配置、弁護士、医師の配置等による支援・相談体制の整備 児童虐待防止対策や児童虐待発生時における児童相談所と県警との連携強化のため、児童相談所へ警察官を配置	子ども福祉課 児童相談所
職員の資質向上、専門性の確保	児童福祉司任用前講習会等の義務研修の実施、児童福祉司を对象とした研修の実施、民間研修機関等の実施する各種研修の受講	子ども福祉課 児童相談所
児童相談所の業務の見直し	介入的業務を行う職員と保護者支援を行う職員を分離する措置等の実施、第三者等による児童相談所業務に対する評価の実施、業務委託の推進等	子ども福祉課 児童相談所
親子再統合支援事業の実施	虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じたカウンセリングを通じて、こども、親、家族、親族等に対して総合的な支援を行う	児童相談所

イ 一時保護所の機能及び体制の強化

一時保護所については、現在、中央児童相談所（鹿児島市）及び大島児童相談所（奄美市）に設置しており、今後とも一時保護した児童の心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるよう、必要な環境整備や人員配置等に努めていきます。

また、必要に応じ、一時保護委託を活用し、適切な一時保護を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
一時保護所の管理運営及び一時保護委託の実施	一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護するための一時保護所の管理運営及び一時保護委託の実施	子ども福祉課 児童相談所
一時保護所の機能及び体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・(令和元年8月に発生した死亡事例の検証報告書の提案内容や) 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、老朽・狭隘化が顕著である中央児童相談所の一時保護所を建替え ・第三者等による一時保護業務に対する評価の実施 ・一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例に基づき、一時保護所の環境整備及び体制の充実 ・一時保護の適正性の確保や手続きの透明化の確保のため、一時保護開示の判断に関する司法審査を導入 	子ども福祉課 児童相談所

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり

基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

《現状及び課題》

国が2023（令和5）年12月に策定した「こども大綱」において、「子どもの貧困を解消し、貧困による困難を、子どもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、2024（令和6）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、法律の題名に「貧困の解消」が入り、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とされました。

改正法は、子どもの貧困の解消に向けた対策の基本理念として、①子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐこと、②教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの状況等に応じて包括的かつ早期に講ずること、③貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われることなどを示しています。

貧困と格差は子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全ての子ども施策の基盤となります。

本県における生活保護世帯の子どもの数は、2022（令和4）年は2,777人であり、被保護人員全体の約1割を占めています（図表－73）。生活保護世帯の子どもの中学卒業後及び高等学校卒業後の進学率は、県全体の進学率に比べ、低くなっています（図表－74）。また、高等学校等中退率は、県全体に比べ高くなっている状況です（図表－75）。

「かごしま子ども調査」によると、収入の低い水準の世帯やひとり親世帯は、必要とする食料や衣服を買えなかった経験や、子どもの学習意欲に応えられなかった経験が他の世帯と比較して高い傾向にあります。（図表－82、図表－83）

一方で、子ども食堂などの居場所の利用によって生じた「友だちが増えた」などの前向きな変化は、収入の水準が低い世帯で顕著となっています。（図表－84）

県子ども・子育て支援会議に設置した「子どもの生活支援対策部会」においても、「子ども食堂を入り口として、様々な支援の取組と繋げていくことが必要」などの意見が出されたところです。

本県の子ども・若者の現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることがないよう、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動等の機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んじられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む必要があります。

このため、教育の機会均等を保障するための教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を、子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく適切に提供する必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 教育の支援

ア 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもたちの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の高い幼児教育・保育の確保に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化 各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助 	子育て支援課
保育士や幼稚園教諭等の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園等がそれぞれの特色に応じた幼児教育の実施に向け、各種研修会などの研修を充実させ、教諭・保育教諭・保育士の資質向上を図る。 教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、各種認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。 	子育て支援課 義務教育課
保育士等のキャリアアップの促進	一定の経験年数を有するリーダー的な役割を担う保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図り保育の質を高めるとともに、当該研修の修了が加算要件とされる処遇改善等加算IIによる保育士等の処遇改善を図る。	子育て支援課
幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善	国の制度に基づく私学助成及び施設型給付費等により幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進	子育て支援課
魅力ある保育環境の構築	保育人材の確保や職場環境の改善、国の処遇改善等の制度の活用等に課題を抱える施設等に対し、専門家による指導・助言を行うなど、保育士のよりよい職場環境づくりを目指す	子育て支援課
幼小接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会での幼小接続に係る指導の推進 各種調査等での幼小接続に係る実態把握と指導 市町村で開催される幼保小連携研修会等への支援 	子育て支援課 義務教育課

イ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学習環境の整備や確かな学力の育成を図ります。

また、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制づくりを推進し、貧困世帯の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学力・学習状況を鹿児島学力・学習状況調査などの客観的な調査に基づき的確に把握し、本県の実態に応じた学力向上策の推進 ・児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度等を育成する観点から、ICTの利活用を含め、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学校全体での学力向上に向けた組織的な取組の推進 ・困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力や自己肯定感などのいわゆる非認知能力も含めて、時代を切り拓く児童生徒に求められる資質能力の育成 	義務教育課
県立高校学力育成支援	生徒の学力と教員の指導力の向上を図る取組の推進	高校教育課
教育相談、関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した貧困対策に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化 	義務教育課 高校教育課

ウ 高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であり、スクールソーシャルワーカー等による指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者の学び直しを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した貧困対策に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課
高校等で学び直す者に対する支援	高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）高等学校等就学支援金相当額を支給	総務福利課 学事法制課

エ 大学等進学に対する教育機会の提供

経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、奨学金を貸与します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図るために、奨学金を貸与 	総務福利課

オ 特に配慮を要する子どもへの支援

児童養護施設等で暮らす子どもたちの学習環境の整備や学習指導等の充実を促進するとともに、幼稚園等における特別支援教育の推進を図ります。また、外国人の子どもの就学の促進と日本語指導が必要な子どもへの支援に努めます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
学習指導の強化	児童養護施設等で暮らす児童の個々の学力・様様に応じた学習環境を整え、進学に対する学習指導やスポーツ・ダンス等表現活動により情緒を安定させ児童の自立を支援する学習指導を促進	子ども福祉課
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課 特別支援教育課
私立幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある児童を就園させている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園に対する、特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助	子育て支援課
外国人の子どもへの就学案内の徹底	外国人の子供の就学機会の確保に向け、市町村との連携を図り、未就学者の情報把握をした上で、県内在住外国人に対する就学のための必要な情報提供を行う。	義務教育課
日本語指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室を設置している学校への教員配置の充実 ・小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒、高等学校における外国人生徒に対する学習環境の整備 	教職員課 義務教育課 高校教育課
外国人生徒への進学・就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人生徒を対象とした高等学校の入学試験などのガイダンスの充実 ・高等学校及び大学・短大・専門学校など様々な学校への進学や就職などの進路実現に向けたキャリア教育の支援 	義務教育課 高校教育課

力 教育費負担の軽減

経済的な理由で、子どもたちが夢をあきらめることがないよう、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課 特別支援教育課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる所得要件を満たす世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給 ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考查料等を支給 ・生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合、収入として認定しない。 ・生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。 	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども福祉課
県立高校生に対する通学費の支援	県立高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高額な通学費を負担している生徒に対して通学費の一部を支援	高校教育課

キ 地域における学習支援等

地域による学習支援等の促進等を図るとともに、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援や地域における子どもの居場所となる子ども食堂への支援に取り組みます。

学習支援の場も含め子どもの居場所づくりを推進するため、学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、情報交換や意見交換等を行います。

フリースクール等に通う子どもたちへの支援については、「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえその支援のあり方について検討します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子どもの学習支援	生活困窮者 ^(注52) 世帯等の子どもに対して、学習支援（日々の学習の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援、高校中退防止等）を実施	社会福祉課
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施 ・教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施 	社会福祉課

(注52) 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の新規開設を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課
子どもの居場所づくりの推進	学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を実施	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課

ク その他の教育支援

子どもの入館料等無料化を通じて、多様な体験活動の機会の提供などに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
多様な体験活動の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県立青少年社会教育施設において、様々な状況下にある子どもを対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供 ・南北600kmの県土を有する鹿児島の各地の特色ある歴史や伝統、文化、地域の特性などをフィールドワーク等を通して、鹿児島県を丸ごと理解し、郷土鹿児島の素晴らしさに気付き、誇りをもつとともに、郷土を愛する態度を育み、地域の発展に貢献しようとする青少年を育成 	社会教育課
子どもの入館料等無料化	子どもたちが鹿児島の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、ふるさとを愛する心を育むため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の県内在住の小・中・高校生(18歳以下)の入館・入園料を無料化する。	青少年男女共同参画課
進路保障の取組の推進	子どもの置かれている現状や進路に関わる課題を踏まえ、子ども一人ひとりの育ちを全力でつなぐ進路保障の取組について、教職員等に対し理解と認識を深める研修を実施する。	人権同和教育課

② 生活の安定に資するための支援

ア 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

貧困世帯では複合的で多様な課題を抱えており、世帯の生活や子どもを支える総合的な取組が求められているほか、家庭内の課題を早期に把握し、適切な支援につなぐ必要性が指摘されています。また、社会的孤立に陥ることがないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
産後ケアなど、妊産婦等の心身のケアへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う妊産婦健診、産前・産後サポート事業、産後ケア事業など、産前産後の支援の充実及び妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築 ・市町村が行う産婦健診において、産後のメンタルヘルスの観点から要支援産婦を把握し、関係機関と連携した支援体制の推進 ・保健所ごとに支援調整会議を開催し、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援の推進 ・若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健診の未受診者への受診の勧奨等を推進 ・産後ケア事業の更なる取組の推進等に向け、各市町村の実態に応じた広域的な連携支援を行い、市町村の体制整備を支援 ・妊婦と父親になる男性が共に、産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深め、共に子育てに取り組めるよう両親学級等の取組を推進 ・出産や子育てに悩む父親に対する支援体制の整備 	子育て支援課 保健所
乳児家庭全戸訪問事業の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保	子ども福祉課
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子ども政策課 子育て支援課
養育支援訪問事業の推進	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、保健師等による指導・助言等の実施	子ども福祉課
「こども家庭センター」の設置促進	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の市町村における設置を促進するため、研修会の開催や助言等の支援を実施	子ども政策課 子育て支援課 子ども福祉課
妊娠・出産等に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・予期せぬ妊娠を含む思春期から更年期にかけての健康に関する悩みについての電話相談やメール相談等を実施する女性健康支援センター「専門相談窓口」、保健所「一般相談窓口」を設置し対応 ・予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等に対するSNS等を活用した相談窓口「かごぶれホットライン」による相談対応や医学的・科学的に正しい知識の普及啓発 	子育て支援課
困難な問題を抱える女性への支援	困難な問題を抱える女性に対する相談・保護や女性自立支援施設への入所措置などの支援を実施	男女共同参画室 女性相談支援センター

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等への支援	県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親家庭等に対し、生活援助等を行う家庭生活支援員の派遣や、法律の専門家による相談等の支援を実施	子ども福祉課
相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導・助言の実施	子ども福祉課

イ 保護者の生活支援

さまざまな課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を実施するとともに、保育等の確保などの取組により、保護者の育児負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関^(注53)において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画^(注54)を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施 ・離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給 ・シェルター^(注55)退所者等に対し、入所に当たっての支援や居宅における一定期間の訪問による見守り生活支援を行う。 ・家計に問題を抱える生活困窮者の早期の生活再生に向けて、家計管理能力の向上や滞納の解消、債務整理に関する支援を実施 	社会福祉課
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	子ども政策課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども福祉課

(注53) 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、包括的な支援を実施する機関

(注54) 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、本人の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載したもの。

(注55) シェルターは、ホームレスに対して緊急一時的な宿泊場所を提供することにより、健康状態の悪化を防止し、その自立を支援することを目的として運営される。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の整備促進 ・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置促進 ・放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携促進 ・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施促進 ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進 ・全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の実施促進 	子ども政策課 子育て支援課

ウ 子どもの生活支援

生活困窮世帯の子どもたちの学習・生活支援を行うとともに、社会的養育が必要な子どもたちへの生活支援を図ります。また、子ども食堂への支援や食育の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施 ・教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施 	社会福祉課
里親制度の普及・啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や里親支援センターを中心に、里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施し、新規開拓を推進 ・専門里親等に、ファミリーホームへの移行を働きかけることにより、ファミリーホームの開設を促進 	子ども福祉課 児童相談所
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供 ・母子保健関係者への食育に関する情報提供 ・思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた思春期の教育 	子育て支援課 保健所 保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育成 ・学校給食を活用した食に関する指導を推進 ・地域の特性を生かした農業体験学習の取組 ・「早寝早起き朝ごはん」等、家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進 	保健体育課 義務教育課 社会教育課
	「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等の活用により、保育所等における食育を推進	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の新規開設を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課
子どもの居場所づくりの推進	学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を実施	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課

工 子どもの就労支援

生活困窮世帯の子どもたちに対する進路選択や将来の就職に向けた相談等の支援や児童養護施設等で暮らす子どもたちの自立に向けた支援、若年者の職業的自立に向けた就労支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施 ・教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施 	社会福祉課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等で暮らす児童の進学や就労に際して、自立生活能力向上させるため18歳以降の措置延長を活用 ・自立援助ホーム等の充実及び連携 ・社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐ自立支援拠点の設置・運営 	子ども福祉課
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成 ・地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者や働くことに悩みを抱えている者の職業的自立を支援 	雇用労政課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
職業的自立に向けた就労支援	・フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	産業人材確保・移住促進課

オ 住宅に関する支援

住宅困窮度の高い子育て世帯やひとり親家庭の住宅確保の支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施	県営住宅の入居において、ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅（空き家の活用を含む。）の登録・情報発信	住宅政策室
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施 ・離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給 ・シェルター退所者等に対し、入所に当たっての支援や居宅における一定期間の訪問による見守り生活支援を行う。 	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども福祉課

カ 児童養護施設退所者等に関する支援

家庭復帰する子どもへの支援や児童養護施設退所者等に対するアフターケアなどの支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
代替養育を受けている子どもの家庭復帰に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭復帰に向けた親子関係の再構築支援の実施 ・要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携による、子どもの安全確認や必要な支援の実施 	子ども福祉課 児童相談所
アフターケアの充実	児童養護施設退所者等に対し、里親支援専門相談員や職業指導員による措置解除後の児童の状況確認や相談等アフターケアの充実を促進	子ども福祉課
子どもの成長や就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等を退所した子どもが、就職やアパート等賃借の際に、施設長等が身元保証人となる場合の保険料補助を実施 ・児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を実施 ・就労のため、20歳を超えて児童養護施設や里親宅、ファミリーホーム等に引き続き居住する者を支援するため、居住費や生活費等の支援を実施 	子ども福祉課

キ 支援体制の強化

市町村の取組への支援や社会的養護の体制整備、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進、相談職員の資質の向上などを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する産後ケア、産婦健康診査及び産前・産後サポート事業並びに新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業に対する支援 ・母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 ・子ども家庭センターの設置促進 	子ども政策課 子育て支援課 保健所
児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先 ・既存ユニットについては多機能化・機能転換に向けて活用を促進 	子ども福祉課
里親支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や里親支援センターを中心とした、包括的な里親支援の推進 ・里親支援専門相談員の資質向上や関係機関との情報共有を図るため連絡会議を開催 ・里親支援を行うため、児童養護施設等における里親支援専門相談員の配置を促進 ・レスパイト・ケア^(注56) や里親サロン等による相談により、里親の負担を軽減 ・里親やファミリーホームに養育を委託している子どもに対する心のケアなど専門職員によるサポートを実施 	子ども福祉課 児童相談所
「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催	児童虐待の未然防止等のため、児童相談所及び関係機関が円滑な連携・協力を図ることを目的に、福祉、保健、医療、学校、警察等の関係機関が児童虐待の現状や課題等について、意見交換等を実施	子ども福祉課 児童相談所
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	各地域振興局・支庁単位で、要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村や関係機関と児童相談所が各地域内における役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立を図るために、児童虐待の対応等について、情報交換や研修等を実施	子ども福祉課 児童相談所
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員等の専門性強化と関係機関の連携強化を図る取組	子ども福祉課
児童家庭支援センターの運営に対する支援	社会福祉法人等による児童家庭支援センターの設置運営に対する支援	子ども福祉課
児童相談所の人員体制の強化	<p>政令で定められた配置標準に基づく児童福祉司等の配置、弁護士、医師の配置等による支援・相談体制の整備</p> <p>児童虐待防止対策や児童虐待発生時における児童相談所と県警との連携強化のため、児童相談所へ警察官を配置</p>	子ども福祉課 児童相談所
児童相談所の職員の資質向上、専門性の確保	児童福祉司任用前講習会等の義務研修の実施、児童福祉司を对象とした研修の実施、民間研修機関等の実施する各種研修の受講	子ども福祉課 児童相談所

(注56) 委託児童を養育している里親家庭及びファミリーホームが、一時的な休息を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童相談所の業務の見直し	介入的業務を行う職員と保護者支援を行う職員を分離する措置等の実施、第三者等による児童相談所業務に対する評価の実施、民間委託等の検討	子ども福祉課 児童相談所
マイナンバーの利用による各種手続きの負担軽減	児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、町村における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略を推進	子ども福祉課
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等との連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。	社会福祉課
相談職員の資質の向上	・生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施 ・生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカー等に対する研修を実施	社会福祉課
ひとり親家庭の交流促進	ひとり親家庭内の親子や家庭間の交流を促進するため、イベントや研修を実施	子ども福祉課
ヤングケアラーへの支援体制の整備及び支援	・ヤングケアラーの支援体制を構築するために、関係職員等向けの研修会を実施 ・関係機関と支援者団体等のつなぎ役となるコーディネーターの配置 ・気軽に悩みや経験などを共有することができる場としてのオンラインサロンの設置・運営	子ども福祉課

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 職業生活の安定と向上のための支援

職業生活の安定と向上のため、保護者が仕事と両立して安心して子どもを育てられる職場環境づくりの促進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりの促進	男女ともに仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働かごしま」の発行や働き方改革推進セミナー等の開催、労働問題相談員による相談対応を通じた、働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課
企業経営者・管理職等の意識改革や職場風土改革	企業経営者等を対象としたフォーラムの開催や、アドバイザーの派遣、ジェンダー平等に積極的に取り組む企業の表彰等を実施	男女共同参画室

イ ひとり親に対する就労支援

ひとり親家庭に対し、それぞれの置かれている状況に応じ、ハローワークと連携した就労支援や家庭生活支援による日常生活の支援など、きめ細やかな支援を図ります。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	産業人材確保・移住促進課
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して、準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談を実施 ・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給 ・就職の際に有利でありかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で6月以上修業する際に給付金を支給するとともに、養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施 ・地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催 	子ども福祉課
一時預かり等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施促進 	子ども政策課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども福祉課
ひとり親家庭への親の学び直しの支援	生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に進学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。	社会福祉課
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等との連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。	社会福祉課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の実施促進	子育て支援課

ウ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

ふたり親世帯を含む困窮世帯等に対し、一人ひとりのキャリアや経験等に応じ、ハローワークと連携した就労支援やスキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援などを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	産業人材確保・移住促進課
生活困窮者に対する就労及び就労準備の支援	生活困窮者に対して、一般就労に向けた個別支援を行うほか、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための支援を実施	社会福祉課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護受給者への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援員による支援や、ハローワークと連携した支援、就労準備段階の者への支援等を実施する。 積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。 	社会福祉課

④ 経済的支援

ア 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや親にとって、経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から、大変重要です。

子どもの貧困対策として、就労や生活、教育に係る様々な取組を進めていく上で、子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえながら、世帯の状況や所得に応じた、各種手当や給付・貸付制度等の活用により、世帯の生活の経済的基盤に対する支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童手当の支給	高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童のいる世帯への手当の支給	子ども政策課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども福祉課
ひとり親家庭の養育費の確保支援	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、面会交流や養育費の確保に関する相談等に応じるなどきめ細やかな相談体制を整備	子ども福祉課
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課 特別支援教育課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる所得要件を満たす世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> 学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 大学等進学に係る経済的負担の軽減を図るために、奨学金を貸与 	総務福利課
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化 各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助 	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村を支援	子育て支援課
子ども医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るために、乳幼児医療費の助成を行う市町村を支援 ・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす子ども医療給付を行う市町村を支援 	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども福祉課
たすけあい資金の貸付	県母子寡婦福祉連合会が、ひとり親の緊急な出費に対処するため、生活資金等一時的に必要とする小口資金を貸付	子ども福祉課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給 ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給 ・生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない。 ・生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。 	社会福祉課

⑤ 施策推進への支援等

ア 地域における施策推進への支援

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。このためには、県民の幅広い理解の下、子どもを社会全体で支援する気運の醸成を図るとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定を促進する必要があります。

また、国が実施する子どもの貧困実態等を把握するための調査研究及び子どもの貧困に関する指標に関する調査研究を通じて、地域における子どもの貧困の状況に関する地域別データを把握・提供するとともに、これらの調査研究やデータに基づいた計画の策定や施策の推進も必要となります。

子どもの貧困に関する県民の理解促進、市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援、国による調査研究を踏まえた施策の推進に取り組みます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの貧困に関する県民の理解促進	子ども食堂への支援に関する県政出前セミナーや関係者に対する研修会等の実施	子ども福祉課
子どもの生活支援対策の周知	貧困にかかわらず、全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、また、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子ども福祉課
施策の実施状況等の検証	市町村において、地域の実情や離島といった地理的特性を踏まえた計画が策定され、計画に基づく対策が適切に実施されるよう、説明会の開催や助言等の支援を実施	子ども福祉課
	子ども・子育て支援会議に設けた「子どもの生活支援対策部会」において、本計画に基づく具体的施策の実施状況や課題等を検証し、これを踏まえて具体的施策等の見直しや改善に努める。	子ども福祉課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり

基本施策 (5) 子どもの居場所づくり

《現状及び課題》

国が2023（令和5）年12月に策定した「子どもの居場所づくりに関する指針」では、子ども・若者が自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、生きる上で不可欠であるとしています。

同指針では、① 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、子ども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、子ども・若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっている。② 児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺する子ども・若者の数の増加など、子ども・若者を取り巻く環境が一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化している。③ 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっているといった背景によって、子どもの居場所づくりの緊急性と重要性が増しているとしています。

子どもの居場所づくりについては、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら進めることが重要であり、子ども施策、福祉施策、教育施策など様々な分野の関係者が連携して取り組む必要があります。

「かごしま子ども調査」によると、「ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）」や「勉強を無料でみてくれる場所」について、約4割の子どもが「利用したことがある」または「あれば利用したい」と回答しており、本県においても、居場所が求められている状況となっています。（図表-83）

また、居場所の利用によって、多くの子どもに、「友だちが増えた」、「ほっとできる時間が増えた」、「勉強する時間が増えた」などの前向きな変化が見られており（図表-84）、子どもの居場所づくり施策を推進していくことが重要です。

県では、NPO等の民間団体と連携し、不登校やひきこもり等の社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を対象とした居場所づくりを実施していますが、連携できている団体数は十分でなく、地域に偏りもあることから、子ども・若者が県内各地域で必要な居場所を持つことができるよう、NPO等の民間団体の活動を促進する必要があります。

子ども食堂は、地域のつながりが希薄化する中、困難を抱える子どもたちや親を含め、多世代交流や地域における居場所確保の機会を提供しており、今後もその役割は大きくなると考えられます。

現在、企業・各種団体から子ども食堂への食品等の支援の申出は増加傾向にありますが、食品を県内各地域で受け取ることができる拠点がなく、各地域に所在する子ども食堂への効率的な配送ができていない状況です。また、県内の子ども食堂は増加傾向にあることから、子ども食堂が地域において、安定して継続的に活動できるよう、関係者による地域ネットワークづくりや食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点づくりを支援する必要があります。

フリースクール等は、民間の自主性・主体性の下に設置運営されており、運営方針や利用する児童生徒の実態等に応じて、様々な学習や体験活動等が行われ、学校以外における子どもの居場所になっているなど、その性格、活動内容等が様々であることから、県内の子どもの居場所となっている施設の実態や不登校児童生徒の支援ニーズの把握等を行う必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

ア NPO等の民間団体と連携した居場所づくりの促進

子どもの居場所づくりを推進するため、学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、情報交換や意見交換等を行います。

不登校やひきこもり等の子ども・若者を対象としたNPO等の民間団体の居場所づくりを促進します。

また、子ども食堂のさらなる普及を図るため、子ども食堂の新規開設に要する経費の助成などを行うほか、地域における子ども食堂関係者のネットワークづくりを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの居場所づくりの推進	学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を実施	子ども福祉課
ひきこもりに関する支援体制の整備	ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり状態にある方等からの相談に対応するとともに、地域の居場所づくりや関係機関・団体等と連携した支援体制の充実を図る。	障害福祉課
障害児通所支援の推進	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援に係る経費の一部を負担	障害福祉課
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子ども政策課
新たな子ども・子育て支援施策への支援	地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村を支援	子ども政策課
放課後児童クラブの設置及び開設日・開所時間の延長の促進	・雇用保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置及び開設日・開所時間の延長について、国の補助制度による開所加算制度の積極的な活用を促進し、放課後児童クラブの運営費への補助を実施 ・多様な民間サービスの参入促進	子育て支援課
放課後児童クラブの受け皿確保	待機児童解消のため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの新設・改築や学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設での開所を支援	子育て支援課
放課後児童対策推進委員会の開催	放課後子ども教室との連携を促進するなど、教育委員会と福祉部局の連携をはじめ放課後児童対策の総合的な在り方を検討するための推進委員会を開催	子育て支援課 子ども福祉課
放課後児童支援員等の確保及び資質向上	・放課後児童支援員の有資格者を養成するため、国の基準等を踏まえた研修科目や研修時間等による認定資格研修を実施 ・放課後児童支援員及び補助員の資質の向上を図るため、必要な知識や技能等を習得するための研修を実施	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (5) 子どもの居場所づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童クラブにおける障害児の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの経費への補助を実施 ・障害児の受入れに必要となる専門的知識及び技術の習得等を図るため、放課後児童支援員及び補助員等を対象にした現任研修の実施 	子育て支援課
放課後児童クラブの保護者負担の軽減	保護者負担金の軽減を図るため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの運営費への補助を実施	子育て支援課
放課後児童支援員等の賃金改善	放課後児童支援員等に対し、国の補助制度を活用し、処遇改善等加算による処遇改善を実施	子育て支援課
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の新規開設に要する経費を助成 ・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣 ・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援 ・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援 ・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援 	子ども福祉課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携による情報交換の充実 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る児童生徒、保護者を対象とした相談・指導体制、支援施策の充実 	義務教育課 高校教育課

イ フリースクール等に通う子どもたちへの支援

「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの居場所づくりの推進	学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を実施	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (6) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援

《現状及び課題》

2020（令和2）年の国勢調査によると、本県における母子家庭の7割以上、父子家庭の6割以上に中学生以下の子どもがいますが、「かごしま子ども調査」によれば、ひとり親家庭の内、特に母子家庭は所得が低い割合が高く、就労形態をみると母子家庭の母親については、正規雇用の割合が高いとの結果が出ており、また、父子家庭は二人親家庭の父親に比べ、正規雇用の割合が低いとの結果が出ています（図表－61、図表－78、図表－79、図表－80）。

このため、母子家庭及び父子家庭や、かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していた寡婦を含め、子育てや就業、経済面での支援等を通じて、自立を支援していくことが必要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 子育て支援や生活支援策の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父等が、安心して子育てをしながら生活できるよう、生活一般についての相談指導や、家事援助、保育等のサービスの提供、公営住宅の積極的な活用等を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施	県営住宅の入居において、ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導・助言の実施	子ども福祉課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども福祉課
ひとり親家庭の交流促進	ひとり親家庭内の親子や家庭間の交流を促進するため、イベントや研修を実施	子ども福祉課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子ども福祉課

② 就業支援策の推進

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が安定した雇用を確保し、自立した生活をすることができるよう、職業能力向上のための訓練、就職に有利な資格取得の支援を実施するなど、就業面での支援体制の整備を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して、準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
- 基本施策 (6) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談を実施 ・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給 ・就職の際に有利でありかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で6ヶ月以上修業する際に給付金を支給するとともに、養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施 ・地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催 	子ども福祉課
相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導・助言の実施	子ども福祉課

(3) 養育費の確保支援の推進

母子家庭及び父子家庭が養育費を確保できるよう、専門家による相談体制を整備し、養育費の取り決めの促進等を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
養育費の確保支援	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、面会交流や養育費の確保に関する相談等に応じるなどきめ細やかな相談体制を整備	子ども福祉課

(4) 経済的支援策の推進

母子家庭・父子家庭等の健康を保持し、生活の安定を図るために医療費の助成を行うとともに、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付により、経済的支援を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村を支援	子育て支援課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども福祉課
たすけあい資金の貸付	県母子寡婦福祉連合会がひとり親の緊急な出費に対処するため、生活資金等一時的に必要とする小口資金を貸付	子ども福祉課
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化 ・各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助 	子育て支援課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (7) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進

《現状及び課題》

近年、スマートフォンなど様々な情報通信端末やSNSなどのサービスの急速な普及、子どものインターネット利用の低年齢化が進む中、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、子ども・若者が犯罪の被害者や加害者となる深刻な問題が発生しており、その形態は、多様化・深刻化しています。

子どもたちが、流通する情報を的確に選択する能力の向上を図るとともに、家庭、学校、警察、関係業界及び地域の関係機関・団体等が相互に協力しながら、地域が一体となって有害情報の発信者に対する自主的・主体的な取組を働きかけていくことが必要となります。

子ども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、学校や保健所等において、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める必要があります。

また、10代の人工妊娠中絶や性感染症などに対して引き続き取組を推進し、子どもたちの性に関する正しい理解と知識の啓発を図ることが成人期に向けても必要となります。

小中高生の自殺者数が全国的に増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、子ども・若者への自殺対策に取り組む必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 有害環境浄化活動の推進

家庭、学校、警察、関係業界及び地域の関係機関・団体等と地域住民の緊密な連携を図り、鹿児島県青少年保護育成条例に規定されている、有害図書等の青少年への販売や貸し付け等の禁止、深夜における興行場等への青少年の立入禁止などの遵守状況の確認・指導を行うための立入調査、インターネット上の青少年有害情報フィルタリングソフト及びフィルタリングサービス利用の普及啓発を行います。

また、飲酒・喫煙防止活動等を行うとともに、街頭キャンペーンによる啓発活動や不正薬物の排除により薬物乱用の防止に努め、子どもたちにとって健全な社会環境づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 非行防止教室を通じた情報モラル教育の実施・ フィルタリングの普及促進活動・ サイバーパトロールの実施・ リーフレット配布及び広報活動の実施による有害サイトに係る被害防止対策の充実・ 20歳未満の者の飲酒・喫煙防止活動・ 遊技場等への立入りによる防犯協力依頼の実施	人身安全・少年課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (7) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
青少年環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」の推進 ・県青少年保護育成条例の適正な運用 ・青少年保護育成審議会の開催 ・地域振興局及び支庁における青少年環境づくり懇談会の開催 ・書店、レンタルビデオ店、カラオケ、コンビニ、携帯ショップ、図書等自動販売機等に対する立入調査、指導の実施 ・青少年環境情報紙「ヘルシーユースかごしま」の発行 	青少年男女共同参画課
県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン等による万引き防止など防犯意識啓発活動 ・県民運動実施要綱を県内各小・中学校へ配布 ・県民運動広報ポスターを県内各高校へ配布 	くらし共生協働課 生活安全企画課
薬物乱用を許さない環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン等による薬物乱用防止啓発活動 ・地域における薬物乱用防止指導員の活動強化 ・無承認無許可医薬品の疑いのある製品の買上検査の実施 	薬務課

② 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

ア インターネット利用を介した有害情報との接触等の防止

スマートフォンやSNSを始めとする新たな機器・サービスが急速に普及し、インターネット利用の低年齢化や長時間化などの利用環境が一層多様化する中、SNS等に起因する犯罪被害やネット上の誹謗中傷、いじめなどの問題が生じていることから、青少年のインターネット利用を介した有害情報との接触等を防止します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
インターネット利用を介した有害情報との接触等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・県青少年保護育成条例に青少年のインターネット利用環境の整備、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の書面でのフィルタリングの必要性に関する説明の実施や書面交付義務等に関する規定を整備し、同規定の遵守状況の確認のため、携帯ショップ等に対する立入調査を実施 ・青少年が上手に安心してSNS等を利用するなどをテーマに作成した青少年環境情報紙「ヘルシーユースかごしま」を県内の各学校等に配布することで、フィルタリングの利用促進に努める。 ・フィルタリングだけでは防ぐことのできない被害も存在していること等を踏まえ、地域の青少年育成関係者等が青少年問題や有害環境等について情報交換を行い、相互の連携を深めるための「青少年環境づくり懇談会」を各地域振興局・支庁単位で開催し、ペアレンタルコントロールや家庭でのルールづくり等についての周知と情報共有を図る ・「ヘルシーユースかごしま」の発行や「郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動」期間における広報・啓発等により、地域が一体となった社会環境づくりへの取組を行う。 	青少年男女共同参画課

③ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

ア 性教育, 喫煙・飲酒, 薬物乱用防止教育の推進

子どもたちに性についての正しい知識を適切に提供・教育することで、子どもたちが性に関する行動を自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けたり、「いのち」の大切さや相手を思いやる気持ちを培うことができるよう取組を推進します。

喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正しい知識の提供に努めるとともに、家庭、学校、地域が一体となってその予防に取り組みます。また、職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

薬物の影響・怖さなどを伝える薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用の防止に努めます。

具体的な施策	具体的な施策の概要	担当課等
正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 思春期の子どもたちの身体と心の悩みへの相談に対応 男女ともに性や妊娠等に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進 月経や妊娠等で悩む若年女性等に対するSNS等を活用した相談窓口「かごぶれホットライン」による相談対応や医学的・科学的に正しい知識の普及啓発 思春期の子どもたちへの健康教育を実施 学校保健及び母子保健関係者の連携やネットワーク構築による思春期の課題の情報共有と課題への取組の推進 エイズ予防普及啓発講演会等による高校生等への普及の推進 	子育て支援課 感染症対策課 保健所
	<ul style="list-style-type: none"> 発達の段階を踏まえた性に関する指導の充実 専門家、関係機関等との連携による性に関する指導の充実 	保健体育課
喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領及び児童生徒の発達の段階に応じた喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係る保健指導・授業等の実施 学校薬剤師、警察職員、麻薬取締官OB等、有識者等を講師とした薬物乱用防止教室の実施 学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係るポスターや標語等の作成・掲示 	保健体育課
	<p>ホームページ等を活用した喫煙（受動喫煙を含む。）や飲酒が健康に及ぼす影響等に関する情報の提供及び望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、喫煙を禁止された場所以外でも周囲の状況に配慮しなければならない義務についての啓発</p>	健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> 中学・高校生に対する薬物乱用防止教育及び大学への出前講座の実施 地域住民に対する薬物乱用防止啓発セミナーの実施 	薬務課
	非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催	人身安全・少年課

イ 思春期の子どもの心のケアに関する支援体制の充実

欲求・不安・悩み・ストレスへの適切な対処法について、子どもたちへの教育や職員への指導・助言ができる体制づくりに努めます。

また、家庭、学校、地域、行政、保健・医療従事者等の関係者や関係機関・団体との連携をさらに図るとともに、各々の役割等について相互理解を深めることにより、地域社会において思春期の子ど

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (7) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進
もたちを支える環境づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ストレス等に対する指導・助言体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健関係者への思春期精神保健等に関する知識の普及 ・精神保健福祉センターにおける専門医の配置による相談体制の充実、相談支援に従事する関係者への研修の実施 ・思春期の子どもを含めた具体的な自殺対策の取組を協議するための「自殺対策連絡協議会」の開催及び自殺予防情報センターにおける相談対応など ・LINEなどインターネットを利用して10代の自殺対策に取り組む民間団体の活動への助成 	子育て支援課 保健所 精神保健福祉センタ ー 障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置による助言・指導体制の充実 ・高等学校への臨床心理士等の派遣、SNSを活用した相談・通報、SOSの出し方に関する教育の実施による相談体制の充実 	義務教育課 高校教育課

④ 子ども・若者の自殺対策

ア 子ども・若者の自殺対策の推進

誰も自殺に追い込まれることのないよう、子ども・若者への自殺対策に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者の自殺対策	令和6年3月に策定した「鹿児島県第2期自殺対策計画」に基づき、関係課・関係機関と連携し、子ども若者の自殺対策に取り組む。	障害福祉課
	インターネット上における自殺予告事案や自殺誘引等情報に係るプロバイダ等と連携した取組を推進する。	サイバー犯罪対策課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	様々な課題を抱えるこどもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置を促進し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。	義務教育課 高校教育課
教育相談、関係機関との連携	こども・若者の利用が多いSNSを活用した相談事業の拡充、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育の推進、タブレット等を活用した自殺リスクの早期把握、こどもの自殺危機に対応していくチームの構築など、こどもの自殺対策を更に強化する。	義務教育課 高校教育課
ストレス等に対する指導・助言体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を少なくとも年に1回実施することを周知徹底する等、自殺予防教育の確実な実施を進める。 ・1人1台端末等を活用し、こどもの心身の状況把握や教育相談を実施することは、いじめの早期発見・早期対応を可能とし、問題が表面化する前から積極的に支援に繋げていく上で重要であることから、教育委員会等に対して周知を行うとともに、積極的な導入を促進する。 	高校教育課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (7) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
自殺統計原票の確実な作成・集計等子どもの自殺対策の推進	「子どもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、自殺統計原票の確実な作成・集計を実施	生活安全企画課
子どもの自殺の要因分析等	「子どもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、自殺に関する情報の集約を実施	生活安全企画課
自殺のおそれある行方不明者の発見活動の推進	行方不明者の生命及び身体の保護を最優先に、関係各部間や関係機関と連携し、迅速な捜索活動を推進する。	人身安全・少年課
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (8) 子ども・若者の社会的自立の支援

《現状及び課題》

不登校やひきこもりなどは、経済的な困窮やいじめ、家族関係など多岐にわたる様々な要因が複合的に絡み合っています。また、性の多様性についての理解は、十分ではありません。このようなことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者への支援については、子ども・若者が有する問題や置かれた環境の状況等を的確に捉え、きめ細かに行うことが必要です。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出ているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合があることから、福祉、教育等の関係者が連携して、早期発見し、必要な支援につなげていく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 不登校・ひきこもり等の子ども・若者への支援

ア 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援

不登校やひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合相談窓口として、かごしま子ども・若者総合相談センター及びひきこもり地域支援センターを運営とともに、子ども・若者支援地域協議会の開催等により、関係機関・民間団体が連携・協力した取組を進めます。また、県内各地域で子ども・若者への相談支援に取り組むNPO等の民間団体の活動を促進し、かごしま子ども・若者総合相談センター他の相談機関等との連携体制の拡充を図ります。

さらに、フリーター等を含む若年者の職業的自立に向けた就労支援を図るため、職業訓練や若者就職サポートセンター^(注57)、地域若者サポートステーション^(注58)における職業適性診断・指導やカウンセリングなどを実施します。

また、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

なお、不登校の児童生徒は、中学校段階において、入学後の環境の変化、学習内容の量の増加等により新規で発生して増加する傾向にあることから、小学校と中学校の緊密な連携を図ります。

フリースクール等に通う子どもたちへの支援については、「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、支援の在り方について検討します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営等による子ども・若者の相談対応・支援 ・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援	子ども福祉課

(注57) 若者に対し、就職に関するあらゆるサービスをワンストップで一元的に提供し、本県若年者の雇用環境の改善を図る施設

(注58) 学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援するための施設

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (8) 子ども・若者の社会的自立の支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者ための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充 ・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催 	子ども福祉課
子どもの居場所づくりの推進	学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を実施	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	「子どもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクールに通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課
ひきこもりに関する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり状態にある方等からの相談に対応するとともに、地域の居場所づくりや関係機関・団体等と連携した支援体制の充実を図る。 ・リーフレットやHP等の各種媒体を活用し、ひきこもりに関する普及啓発・情報発信を図る。 ・ひきこもり支援に関わる人材育成・資質向上のための研修会等を実施する。 	障害福祉課
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成 ・地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者や働くことに悩みを抱えている者の職業的自立を支援 	雇用労政課
	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 	産業人材確保・移住促進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高校へのキャリアガイダンススタッフの配置による就職支援の充実 ・郷土に愛着を持ち、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成するため、学校と地域が連携し、地域を題材とした学びや専門的職業人材育成の実践 ・将来の社会参画の実現に向けて必要な能力や態度の育成を図るため、経済団体等との連携による中・高校生のインターンシップや学校への講師派遣等の実践 	高校教育課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携による情報交換の充実 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る児童生徒、保護者を対象とした相談・指導体制、支援施策の充実 ・学校や関係機関、民間施設等との連携 	義務教育課 高校教育課
性的マイノリティに関する理解と対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向・性自認の多様性に関する理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の充実を図る。 ・「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制の充実と個別の事案に応じた適切な支援 	人権同和教育課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
— 基本施策 (8) 子ども・若者の社会的自立の支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「少年サポートセンター」における立ち直り支援等の実施	少年サポートセンターの少年補導職員を中心に、少年相談活動や街頭補導活動、継続補導等の各種活動を通じて、問題を抱える少年の早期把握と問題解決のための助言、指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進する。	人身安全・少年課

② ヤングケアラーへの支援

ア ヤングケアラーへの支援体制の整備等

家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども自身やその家族に自覚がない、周囲が異変に気づいても家族の問題に対してどこまで介入すべきかわからないといった理由から、必要な支援につながっていない場合があることから、関係者が連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。また、地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的・積極的な広報啓発の実施を検討していきます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ヤングケアラーへの支援体制の整備及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの支援体制を構築するために、関係職員等向けの研修会を実施 ・関係機関と支援者団体等のつなぎ役となるコーディネーターの配置 ・気軽に悩みや経験などを共有することができる場としてのオンラインサロンの設置・運営 	子ども福祉課
こども家庭センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供することも家庭センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子ども政策課 子ども福祉課
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員等の専門性強化と関係機関との連携強化を図る取組を実施	子ども福祉課
人権教育の充実	「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」を踏まえ児童生徒の権利等の理解促進や児童生徒が安心して学べる学習環境づくりなど、児童生徒の権利利益の擁護を図るとともに、子どもの権利を含む人権教育の一層の推進を図る。	人権同和教育課

③ 非行防止と自立支援

ア 青少年の非行防止

学校や警察等の地域の関係機関・団体との連携により、子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
非行防止活動の推進	少年補導委員等による街頭補導や県内の少年補導センター等を中心として健全な青少年を育成する人材の確保に努めるとともに、広報啓発資料の配布等により地域における青少年問題に対する関心を深め、学校をはじめとした関係機関・団体等と連携して社会全体に対する意識啓発を図ることにより、青少年の非行防止を図る。	青少年男女共同参画課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望持てる社会づくり
— 基本施策 (8) 子ども・若者の社会的自立の支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
非行防止と立ち直り支援	県内における令和4年中の刑法犯再犯者中、少年の再犯者数は39人と前年より3人減少したが、令和5年中における少年の再犯者数は44人に増加しており、非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘もあることなどから、保護観察所や少年鑑別所等をはじめとした国の機関や、警察、学校などの関係機関、保護司をはじめとした更生保護関係の民間団体等と連携し、非行少年に対する支援や適切な指導等の実施に取り組むことにより、青少年の非行防止を図るとともに、非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないようにその立ち直りを支え、安全で安心な明るい地域社会を築く。	青少年男女共同参画課
生徒指導アドバイザーの派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの非行防止に当たっては、警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等について子どもに情報発信をする非行防止教育等の実施が有効であることから、関係機関とも連携しながら、少年非行情勢に直結・即応した非行防止教室を実施するなど、非行防止教育等の推進を図る。 ・学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。 ・子どもの命や安全を守ることを最優先にするため、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことから、その旨を教育委員会等に対して周知するとともに、各種研修等の機会を捉えて学校現場への周知徹底を図る。 	義務教育課 高校教育課
スクールサポーターの活用等による学校等関係機関・団体との連携の推進	学校警察連絡制度、スクールサポーター制度の充実により、学校における児童・生徒の非行防止等を推進する。	人身安全・少年課
「少年サポートセンター」における立ち直り支援等の実施	少年サポートセンターの少年補導職員を中心に、少年相談活動や街頭補導活動、継続補導等の各種活動を通じて、問題を抱える少年の早期把握と問題解決のための助言、指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進する。	人身安全・少年課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持つ社会づくり

基本施策 (9) 社会的養育の充実・強化

《現状及び課題》

県社会的養育推進計画に基づき、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、里親等への委託や施設入所等の措置を行う必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 代替養育体制の充実

ア 里親等への委託の推進

里親制度の普及・啓発や里親等への支援などを図り、家庭での養育に欠ける子どもに対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を提供し、その健全な育成が図られるよう努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
里親制度の普及・啓発等	<ul style="list-style-type: none">・児童相談所や里親支援センターを中心に、里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施し、新規開拓を推進・専門里親等に、ファミリーホームへの移行を働きかけることにより、ファミリーホームの開設を促進	子ども福祉課 児童相談所
里親支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・児童相談所や里親支援センターを中心とした、包括的な里親支援の推進・里親支援専門相談員の資質向上や関係機関との情報共有を図るため連絡会議を開催・里親支援を行うため、児童養護施設等における里親支援専門相談員の配置を促進・レスパイト・ケア^(注59)や里親サロン等による相談により、里親の負担を軽減・里親やファミリーホームに養育を委託している子どもに対する心のケアなど専門職員によるサポートを実施	子ども福祉課 児童相談所

イ 児童養護施設等の機能の充実

子どものプライバシーに配慮した生活環境や学習環境等の整備を促進するとともに、より家庭的な環境の中での専門的なケアや自立支援が行えるよう、施設の状況に即した児童養護施設及び乳児院の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換に向けた取組を促進します。

また、施設における職業指導員等の活用により、適切な職業観の形成や生活技術の取得等、自立する力を身につける養育が行われるよう支援します。

(注59) 委託児童を養育している里親家庭及びファミリーホームが、一時的な休息を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
一 基本施策 (9) 社会的養育の充実・強化

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
施設の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> 施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先 既存ユニットについては多機能化・機能転換に向けて活用を促進 	子ども福祉課
施設の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 施設職員の専門性の向上のため、各種研修内容の充実 児童の処遇アセスメントの見直し及び施設の地域支援機能強化のため、全ての施設に心理担当職員の配置を促進 	子ども福祉課
学習指導の強化	個々の学力・態様に応じた学習環境を整え、進学に対する学習指導やスポーツ・ダンス等表現活動により情緒を安定させ児童の自立を支援する学習指導を促進	子ども福祉課
就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 施設における職業指導員の配置を促進 職業指導員による児童の適性、能力等に応じた職業選択に関する助言、情報の提供 	子ども福祉課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> 進学や就労に際して、自立生活能力を向上させるため18歳以降の措置延長を活用 自立援助ホーム等の充実及び連携 社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐ自立支援拠点の設置・運営 	子ども福祉課
アフターケアの充実	里親支援専門相談員や職業指導員による措置解除後の児童の状況確認や相談等アフターケアの充実を促進	子ども福祉課

ウ 子どもの権利擁護体制構築

児童相談所の支援の対象となるすべての子どもに対し、施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を関係機関に対し、表明することを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
社会的養護に係る子どもに対する意見表明等のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所が行う措置や児童福祉施設等における処遇について、子ども自らが意見を表明できるよう体制を構築 子どもの権利や権利擁護に関する周知啓発 子どもの申立てに応じ、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、調査審議・意見具申等を実施 	子ども福祉課 児童相談所

施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策 (1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

《現状及び課題》

結婚や子育てを行う上においては、仕事と生活の両立を図る必要がありますが、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う人の割合は依然として高い水準にあり、働き方の見直しが必要になっています（図表－45、図表－47）。

本県におけるワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は増加しており、本県は、全国と比較して労働時間が長い状況にありました。今後とも、長時間労働の是正や経営者・管理職の意識改革、男性の育児休業取得促進、女性の就業継続に向けた環境整備など、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを更に推進していく必要があります（図表－35）。

また、仕事と生活の両立には、職場の理解と協力が必要です。県民意識調査によると、子育ての支援のために、企業に整備してほしい制度として、「フレックスタイム制度の導入」や「妊娠中、育児中の勤務時間の短縮」、「育児休業中の収入補填」という回答が多くなっています（図表－55）。

このため、働き方改革や仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業の登録・紹介、育児の日の普及促進、経営者・管理職等を対象とした意識改革等を通じて、仕事と生活の両立に向けた広報・啓発に努め、良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和実現に向けた普及啓発

「かごしま『働き方改革』推進企業」及び「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」の認定・紹介や「育児の日」の普及促進、経営者・管理職等を対象とした意識改革等を通じて、仕事と生活の調和実現に向けた広報・啓発に努め、職場を優先する意識や慣行の見直しを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりの促進	男女ともに仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働かごしま」の発行や働き方改革推進セミナー等の開催、労働問題相談員による相談対応を通じた、働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介	従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、県内企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定・紹介	長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備など、働き方改革に取り組む企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定・紹介し、県内企業の積極的な取組を促進	雇用労政課
「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」の認定・紹介	「かごしま『働き方改革』推進企業」認定制度の認定基準のうち、「育児と仕事の両立促進」に特に尽力している県内企業を「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」として認定・紹介し、県内企業の共働き・共育てへの積極的な取組を促進	雇用労政課

第5章 - 施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり
 一 基本施策 (1) 良好的な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「育児の日」の普及促進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、「育児の日」を普及促進	子ども政策課
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなどの取組を行う企業について「育児の日」協力企業として登録するなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ることにより、職場における子育てしやすい環境づくりを促進	子ども政策課
男性の家事・育児参画促進	「育児の日」フォーラムの開催や、ワーク・ライフ・バランス等についての企業などへの周知などにより、男性（父親）の積極的な家事・育児参画を促進	子ども政策課
	企業の管理職等を対象にしたセミナーの開催や企業へのアドバイザーの派遣等の実施	男女共同参画室
ライフデザインの意識啓発・情報提供	若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事に関する不安を期待に転換し、様々なライフイベントに積極的に対応できるよう、必要な知識を学び、ライフプランについて考える機会を提供	子ども政策課
「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」の登録・紹介	女性が働きやすい環境づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録・紹介	男女共同参画室
企業経営者・管理職等の意識改革や職場風土改革	企業経営者等を対象としたフォーラムの開催や、アドバイザーの派遣、ジェンダー平等に積極的に取り組む企業の表彰等を実施	男女共同参画室
女性のキャリア形成の支援	女性のスキル向上やネットワーク構築に関する各種セミナーや交流会の開催	男女共同参画室 男女共同参画センター
県建設工事入札参加資格の格付における技術事項等評価点数への加点	県が発注する建設工事の入札参加資格の取得を希望する建設業者が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出している場合、技術事項等評価点数に加点	監理課

施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進

《現状及び課題》

本県における就業している女性の数（15～64歳）は年々増加していますが、共働き世帯が増加する中で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています（図表－38、図表－42）。

また、本県における2021（令和3）年の男性の家事・育児関連時間は前回の平成28年時の調査よりも増加し、全国平均を上回っていますが、依然として家庭責任の多くを女性が担っている現状にあります（図表－43、図表－47）。

このため、広報誌やセミナーを通じた啓発による育児の日の普及に取り組むとともに、男性の育児休業取得促進など、男性の積極的な家事・子育てへの主体的な参画の促進や、女性の就労継続に向けた環境を整えていき、共働き・共育ての推進に取り組んでいきます。

併せて、保育所や認定こども園等の整備促進による待機児童の解消を図るほか、子どもを持つ親の多様な働き方にも対応できる保育サービスの充実等の取組を促進し、仕事と子育ての両立のための環境整備をより一層進めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 仕事と子育ての両立のための環境整備

ア 子育てと仕事を両立させやすい環境づくり

親が安心して仕事と子育ての両立ができるようにするために、地域の実情に応じて、認定こども園や放課後児童クラブなどの整備を促進します。また、様々な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実等の取組を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所及び認定こども園の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解消等を図るための保育所等の整備に必要となる国庫補助制度等の情報提供や利用促進	子育て支援課
放課後児童クラブの受け皿確保	待機児童解消のため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの新設・改築や学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設での開所を支援	子育て支援課
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子ども政策課 子育て支援課
	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う延長保育の実施促進	子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などをを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子ども政策課

第5章 - 施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり
- 基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
一時預かり事業の実施促進	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進	子育て支援課
病児保育の実施促進	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う病児保育の実施促進	子育て支援課
子育て短期支援の実施促進	家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う短期預かり事業の実施促進	子ども政策課
「育児の日」の普及促進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、「育児の日」の普及促進	子ども政策課
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなどの取組を行う企業について「育児の日」協力企業として登録するなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ることにより、職場における子育てしやすい環境づくりを促進	子ども政策課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	子ども政策課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の実施促進	子育て支援課

② 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

ア 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」の認定・紹介	「かごしま『働き方改革』推進企業」認定制度の認定基準のうち、「育児と仕事の両立促進」に特に尽力している県内企業を「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」として認定・紹介し、県内企業の共働き・共育てへの積極的な取組を促進	雇用労政課

第5章 - 施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
男性の家事・育児参画促進	「育児の日」フォーラムの開催や、ワーク・ライフ・バランス等についての企業などへの周知などにより、男性（父親）の積極的な家事・育児参画を促進	子ども政策課
	企業の管理職等を対象にしたセミナーの開催や企業へのアドバイザーの派遣等の実施	男女共同参画室
企業経営者・管理職等の意識改革や職場風土改革	企業経営者等を対象としたフォーラムの開催や、アドバイザーの派遣、ジェンダー平等に積極的に取り組む企業の表彰等を実施	男女共同参画室
女性のキャリア形成の支援	女性のスキル向上やネットワーク構築に関する各種セミナーや交流会の開催	男女共同参画室 男女共同参画センター

施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策 (3) 雇用の場の確保

《現状及び課題》

少子化の要因の一つである未婚化については、その原因として、若者の雇用形態の不安定さなどからくる経済的基盤の弱さが指摘されています。

本県の雇用者（役員を除く）のうち非正規雇用者の割合は、男性が約2割、女性が約5割となっており、経済的基盤の弱さを克服するには、安定した雇用が必要不可欠です（図表－31、図表－33）。

雇用の創出に当たっては、基幹産業である農林水産業や観光関連産業の更なる振興に取り組むとともに、技術力の高い製造業や情報関連産業など新たな産業の創出にも取り組み、鹿児島の「稼ぐ力」の向上に向けた取組も進めています。

また、共働き世帯が増加する中で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産等を機に退職する女性が少なからず存在しています（図表－38、図表－42）。

女性が自らの希望に応じて最大限に能力を発揮し、働くことができるよう、女性の就労継続に向けた雇用環境を整備する必要があります。

さらに、本県においては、非正規雇用労働者における女性の割合が高くなっているため、その待遇を改善するとともに、女性や若者などの多様な働き方の選択肢を広げていく必要があります（図表－32）。

《施策目標及び具体的施策》

① 県内雇用の確保と創出

ア 働く場の創出

鹿児島にしごとをつくり、安心して働けるようにするために、鹿児島の特性を生かした付加価値の高い産業の創出や地域産業の競争力強化に取り組むとともに、地域経済に付加価値を生み出す核となる企業の立地促進や立地企業の成長支援等に取り組むなど、本県の雇用創出力向上を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
新たな起業家の育成支援	新たな雇用の創出や、若者・女性の活躍の場の拡大、地域活性化を図るため、起業を志す者や起業後間もない事業者に対して、起業初期の負担軽減などの支援を行うとともに、地域への経済波及効果が高い事業等の発掘及び育成等を実施	新産業創出室
新事業創出に取り組む中小企業への支援	新事業創出に取り組む中小企業の事業化・販路拡大までの各段階に応じた研究開発費の補助や専門家によるコンサルティングなど継続的かつ包括的な支援をすることで雇用の確保や地域経済の活性化を促進	新産業創出室
企業立地の促進	本県の特性を生かした食品関連産業や電子、自動車関連産業をはじめ今後、成長が見込まれる環境・新エネルギー産業など付加価値の高い次世代の基幹産業を担う企業の立地促進や立地企業の成長支援	産業立地課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
農林水産業における担い手の確保・育成	本県農林水産業を支える担い手の確保・育成を図るため、情報の提供や各種相談会の実施、現場における研修等を支援	経営技術課 森林経営課 水産振興課
観光産業の振興	県内外で開催される大規模イベントや本県の魅力ある観光資源を生かし、関係団体等と連携しながら国内外からの誘客を促進することにより、観光産業の振興を図る。	PR 観光課

イ 県内雇用の促進

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のいずれにおいても、就労を望む場合に、望むタイミングで望む働き方ができるという希望がかなう環境を整備することが重要であることから、若年者等に対する就職支援や、個々人の希望を踏まえた正社員化や待遇改善の促進、子どもを持ちながら働き続けることができるよう雇用を促進する取組を進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
若年者等に対する就職支援	<ul style="list-style-type: none"> 本県若年者等の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおいて、職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 若年者等の県内企業への就職促進を図るため、経済団体や県内企業等に対し、県内定着の推進に向けた取組を要請 新規学卒者や若年者、U/Iターン希望者等を対象とした県内企業合同説明会の開催や、県内企業の求人情報等を発信する就職情報提供サイトの運営、中高生等を対象とした県内企業等の魅力を発信するフェアなどを開催 	産業人材確保・移住促進課
	<ul style="list-style-type: none"> 高校へのキャリアガイダンススタッフの配置による就職支援の充実 郷土に愛着を持ち、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成するため、学校と地域が連携し、地域を題材とした学びや専門的職業人材育成の実践 将来の社会参画の実現に向けて必要な能力や態度の育成を図るために、経済団体等との連携による中・高校生のインターンシップや学校への講師派遣等の実践 	高校教育課
	実践的かつ専門的な知識、技術、技能を習得した人材の育成と、その人材の県内定着を図るため、企業等との連携体制を構築し、より実践的な職業教育に取り組む私立専修学校の取組に要する経費を支援	学事法制課
女性に対する再就職支援	結婚・出産・子育て等により就労を中断し、再就職を希望する女性を対象に、再就職に必要な知識等の習得のための研修を実施	雇用労政課
正社員化、待遇改善の促進	<ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する各種支援制度の普及・啓発 県立高等技術専門校等における職業訓練の実施 	雇用労政課
かごしま故郷人財確保・育成プロジェクトの推進	ふるさと鹿児島の人財確保・育成を図るため、これまでの取組に加え、新たな視点として、中長期的な観点で、鹿児島で働き、暮らすことのメリットの啓発や、県内産業の魅力アップ、外国人材を含む人材確保のための新たな仕組みづくりなどに、関係部局や各地域振興局・支庁と連携して取り組む。	産業人材確保・移住促進課

施策の方向及び基本施策と各計画の関係

施策の方向及び基本施策		こども	次世代	支援法	成育医療	子若計画	貧困計画	母子家庭	放課後
1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり		-	-	-	-	-	-	-	-
(1) 総合的な結婚支援の推進		○	○		○				
(2) 健やかな妊娠・出産への支援		○	○		○	○			
(3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保		○	○		○				
2 安心して子育てができる社会づくり		-	-	-	-	-	-	-	-
(1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成		○	○		○	○			
(2) 地域における子育ての支援		○	○	○	○	○			○
(3) 保育士等の人材確保		○	○	○		○			○
(4) 子育て世代の経済的負担の軽減		○	○	○	○	○			○
(5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり		○	○		○				
3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり		-	-	-	-	-	-	-	-
(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進		○	○		○	○			
(2) 安全で安心な学校づくり		○	○			○			
(3) 特別支援教育の充実		○	○	○		○			
(4) 幼児教育の充実		○	○	○					
(5) 郷土教育の推進		○	○			○			
(6) 家庭教育の充実		○	○			○			○
(7) 次世代をリードする人材の育成		○				○			
4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり		-	-	-	-	-	-	-	-
(1) 子ども・若者の権利の尊重		○		○	○	○			
(2) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消		○			○				
(3) 児童虐待防止対策の充実		○	○	○	○	○			
(4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり		○	○		○	○	○		
(5) 子どもの居場所づくり		○	○			○	○		○
(6) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援		○	○	○	○				○
(7) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進		○	○		○	○			
(8) 子ども・若者の社会的自立の支援		○	○			○	○		
(9) 社会的養育の充実・強化		○	○	○	○	○			
5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり		-	-	-	-	-	-	-	-
(1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進		○	○			○			
(2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進		○	○	○		○			○
(3) 雇用の場の確保		○	○			○			

- ※子ども：子ども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県子ども計画」
- ※次世代：次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ※支援法：子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」
- ※成育医療：成育医療等基本方針に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」
- ※子若計画：子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ※貧困計画：子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困解消対策計画」
- ※母子家庭：母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ※放課後：放課後児童対策に係る県行動計画

鹿児島の特徴を生かした子ども・子育ての取組

鹿児島県では、本県の魅力や強みである様々な特徴を生かして、鹿児島らしい子ども・子育ての取組を進めています。

(1) 「優しく温もりのある地域社会」を生かした取組

本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動を行う人の割合が全国の中でも上位であるなど、地域で支え合う仕組みが残っているとともに、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組むNPO法人数（人口10万人当たり）は、全国3位（令和6年11月末現在）と高い水準にあります。

また、奄美・離島地域は、地域社会で育児の助け合いが行われており、合計特殊出生率が全国でも高い水準となっています。

このような中で、多様な主体が県内各地域において、子育て世代の交流の場の提供や育児相談、子ども食堂の運営など、子ども・子育ての取組を進めています。

① 子育て経験者による子育て支援の促進

地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターなどを活用した地域住民同士の結びつきを生かした子育て経験者による子育て支援等の取組を促進

② 高齢者が行う子育て支援活動の促進

高齢者を含むグループが行う互助活動に対し、商品券等に交換できるポイントを付与する事業において、子どもの見守り活動などの子育て支援活動等にはポイントを更に加算し、高齢者による子育て支援活動を促進

③ 子ども食堂への支援

子ども食堂の立ち上げ時の相談体制整備や開設支援を行うことによる普及促進を図るとともに、地域における関係者の連携を促進し、子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知。また、離島も含めた県内にある子ども食堂の継続的な運営を支えるため、寄付される食品等の物資の受け入れや配達、保管等を行うための拠点づくりを支援

(2) 「教育的風土や伝統的な地域の教育力」を生かした取組

本県は、西郷隆盛や大久保利通といった、近代国家・日本の形成に大きく寄与した先人達を数多く輩出しました。今なお、このような幕末の混乱期に未来を切り拓いた若者を育てた教育的風土や、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力が継承されています。

① かごしま地域塾

地域の縁（えにし）や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、地域ぐるみで行う異年齢集団での体験活動や郷土芸能の伝承活動等の実施

② 放課後子ども教室への支援

放課後や週末等において学校の余裕教室等を活用し、全ての子どもたちの安心・安全な活動場所を確保しながら、地域の高齢者等の地域住民等の参画を得て、地域に根ざした特色のある活動を展開する放課後子ども教室への支援

③ 子ども会や公民館の活動支援

体験活動等を通して、郷土に誇りを持つとともに、社会性や自主性を持つ子どもを育む活動を行う子

ども会、公民館活動等を支援

④ かごしま青年塾

これから鹿児島を担う青年層を対象として、各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修、ワークショップを通して、郷土の発展を支えようとする人材を育成

(3) 「豊かな自然、個性ある歴史と多彩な文化」を生かした取組

本県は、屋久島、奄美大島・徳之島の世界自然遺産をはじめ、桜島、離島、温泉、黒潮など、豊かな自然環境に恵まれています。

19世紀には、反射炉や各種工場の建設や英國への留学生派遣などを行い、明治維新を中心に、鹿児島は、当時の日本をリードする大きな力を持つようになり、新しい国家を樹立する原動力となりました。

また、本県は、いわゆる大和文化圏と琉球文化圏との接点であったことも影響し、個性豊かな祭礼行事や民俗芸能が存在し、各地で多様な生活文化が育まれています。

このような自然、歴史、文化の保全を図るとともに、子どもたちの理解と認識を深め、心豊かに育つ環境づくりを進めます。

① 山村留学受入れの支援

豊かな自然や地理的特性を生かし、県内外からの山村留学受入れを支援

② 自然体験活動の推進

豊かな自然の中で、思いやりや耐性、自主性、社会性、協調性などを身につけさせるために、青少年社会教育施設等を利用した自然体験や生活体験を実施

③ 世界自然遺産等の保全・活用の推進

屋久島、奄美大島・徳之島の世界自然遺産をはじめとする本県の豊かな自然の価値を将来に継承するための普及啓発や学習機会の提供

④ 歴史、文化遺産の周知・活用の推進

郷土の理解と認識の醸成及びその活用による学習機会の充実

⑤ 歴史を生かした青少年相互交流

本県と姉妹県盟約を結んでいる岐阜県の青少年や、友好協定を締結している英国のロンドン・カムデン区とマンチェスター市の青少年との相互交流活動

(4) 「成長著しいアジアに近接した地理的優位性」を生かした取組

本県は、我が国本土の最南端に位置し、世界の経済成長の6割を占めるアジアに近接しています。

さらに、香港、シンガポール、韓国、中国など、アジア地域を中心とした海外との長年にわたる幅広い分野での交流実績を有しています。

この地理的優位性を生かし、様々な交流を行うことにより、国際的な視野を持った人材の育成を図ります。

① アジアの主要都市との交流

アジア経済圏の主要都市である上海、台北、香港に大学生・社会人を派遣し、現地若手企業人との交流や経済活動の現場体験等を実施

② 香港・シンガポール・台湾・ベトナムとの交流

本県と関わりの深い香港・シンガポール・台湾・ベトナムに鹿児島の青少年を派遣するとともに、

香港・シンガポールからの青少年を受け入れ、意見交換や文化体験、学校訪問などの交流活動を実施

③ 中国の大学との交流

本県と包括協定を締結している中国の清華大学の学生と県内の高校・大学の学生との交流

第6章 子ども・子育て支援新制度の推進

1 区域の設定

(1) 趣旨

計画においては、教育・保育の量の見込み（需要量）と実施しようとする教育・保育の提供方法と実施時期（確保方策）を定める単位となる区域を設定することになっています。

設定に当たっては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、広域利用等の実態を踏まえることとなっており、この区域が、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

(2) 内容

市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し広域利用等の実態を踏まえた結果、県設定区域は市町村単位とします。

具体的には、以下の43区域です。

鹿児島市地域（鹿児島市）	長島町地域（長島町）
鹿屋市地域（鹿屋市）	湧水町地域（湧水町）
枕崎市地域（枕崎市）	大崎町地域（大崎町）
阿久根市地域（阿久根市）	東串良町地域（東串良町）
出水市地域（出水市）	錦江町地域（錦江町）
指宿市地域（指宿市）	南大隅町地域（南大隅町）
西之表市地域（西之表市）	肝付町地域（肝付町）
垂水市地域（垂水市）	中種子町地域（中種子町）
薩摩川内市地域（薩摩川内市）	南種子町地域（南種子町）
日置市地域（日置市）	屋久島町地域（屋久島町）
曾於市地域（曾於市）	大和村地域（大和村）
霧島市地域（霧島市）	宇検村地域（宇検村）
いちき串木野市地域（いちき串木野市）	瀬戸内町地域（瀬戸内町）
南さつま市地域（南さつま市）	龍郷町地域（龍郷町）
志布志市地域（志布志市）	喜界町地域（喜界町）
奄美市地域（奄美市）	徳之島町地域（徳之島町）
南九州市地域（南九州市）	天城町地域（天城町）
伊佐市地域（伊佐市）	伊仙町地域（伊仙町）
姶良市地域（姶良市）	和泊町地域（和泊町）
三島村地域（三島村）	知名町地域（知名町）
十島村地域（十島村）	与論町地域（与論町）
さつま町地域（さつま町）	

2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策

市町村と調整、協議を行い、別表のとおりとします。

2029(令和11)年度末までに区域ごとの教育・保育の量の見込みに対応する確保方策を設定しています。

(1) 各区域

① 鹿児島市区域

	1年目(令和7年度)					2年目(令和8年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	5,631	2,515	7,789	5,406	18,826	5,268	2,353	7,823	5,379	18,470	
②確保方策	8,900		7,738	7,028	23,666	8,915		7,989	7,171	24,075	
② - ①	3,269		- 51	1,622	4,840	3,647		166	1,792	5,605	
	3年目(令和9年度)					4年目(令和10年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	4,748	2,117	7,763	5,351	17,862	4,197	1,868	7,702	5,309	17,208	
②確保方策	8,915		7,989	7,171	24,075	8,915		7,989	7,171	24,075	
② - ①	4,167		226	1,820	6,213	4,718		287	1,862	6,867	
	5年目(令和11年度)					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	－	2号認定子ども	－	3号認定子ども	－
①量の見込み	3,729	1,657	7,635	5,263	16,627						
②確保方策	8,915		7,989	7,171	24,075						
② - ①	5,186		354	1,908	7,448						

② 鹿屋市区域

	1年目(令和7年度)					2年目(令和8年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	971	219	1,585	1,237	3,793	930	210	1,520	1,190	3,640	
②確保方策	1,300		1,499	1,518	4,317	1,295		1,445	1,477	4,217	
② - ①	329		- 86	281	524	365		- 75	287	577	
	3年目(令和9年度)					4年目(令和10年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	892	202	1,457	1,152	3,501	850	192	1,388	1,126	3,364	
②確保方策	1,280		1,423	1,455	4,158	1,270		1,409	1,450	4,129	
② - ①	388		- 34	303	657	420		21	324	765	
	5年目(令和11年度)					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	230	2号認定子ども	30	3号認定子ども	180
①量の見込み	819	185	1,338	1,107	3,264						
②確保方策	1,260		1,398	1,448	4,106						
② - ①	441		60	341	842						

③ 枕崎市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	94	0	232	160	486	85	0	217	157	459	
②確保方策	265		263	147	675	145		263	147	555	
② - ①	171		31	- 13	189	60		46	- 10	96	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	83	0	222	144	449	74	0	199	136	409	
②確保方策	145		263	147	555	145		263	147	555	
② - ①	62		41	3	106	71		64	11	146	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	90	2号認定子ども	40	3号認定子ども	20
①量の見込み	71	0	198	124	393						
②確保方策	145		263	147	555						
② - ①	74		65	23	162						

④ 阿久根市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	63	0	221	174	458	57	0	222	172	451	
②確保方策	67		233	174	474	67		233	174	474	
② - ①	4		12	0	16	10		11	2	23	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	52	0	223	165	440	47	0	224	160	431	
②確保方策	67		233	174	474	67		233	174	474	
② - ①	15		10	9	34	20		9	14	43	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	20	2号認定子ども	10	3号認定子ども	10
①量の見込み	43	0	225	154	422						
②確保方策	67		233	174	474						
② - ①	24		8	20	52						

⑤ 出水市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	231	98	894	634	1,759	216	91	835	633	1,684	
②確保方策	374			896	733	2,003	354		866	701	1,921
② - ①	143			2	99	244	138		31	68	237
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	203	86	795	631	1,629	190	80	754	627	1,571	
②確保方策	324			866	701	1,891	324		866	701	1,891
② - ①	121			71	70	262	134		112	74	320
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	80	2号認定子ども	60	3号認定子ども	50
①量の見込み	188	80	749	625	1,562						
②確保方策	324			866	701	1,891					
② - ①	136			117	76	329					

⑥ 指宿市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	239	97	508	340	1,087	217	90	466	347	1,030	
②確保方策	296			599	397	1,292	341		589	397	1,327
② - ①	57			91	57	205	124		123	50	297
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	203	86	438	358	999	187	81	404	346	937	
②確保方策	341			589	397	1,327	341		589	397	1,327
② - ①	138			151	39	328	154		185	51	390
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	80	2号認定子ども	100	3号認定子ども	30
①量の見込み	188	83	408	337	933						
②確保方策	341			589	397	1,327					
② - ①	153			181	60	394					

⑦ 西之表市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	71	32	210	160	441	62	28	186	165	413	
②確保方策	190		170	160	520	190		170	160	520	
② - ①	119		- 40	0	79	128		- 16	- 5	107	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	58	26	173	162	393	55	25	162	159	376	
②確保方策	190		170	160	520	190		170	160	520	
② - ①	132		- 3	- 2	127	135		8	1	144	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	70	2号認定子ども	10	3号認定子ども	10
①量の見込み	57	26	167	155	379						
②確保方策	190		170	160	520						
② - ①	133		3	5	141						

⑧ 垂水市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	65	49	98	79	242	60	45	93	75	228	
②確保方策	110		138	72	320	110		138	72	320	
② - ①	45		40	- 7	78	50		45	- 3	92	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	55	41	88	71	214	50	38	83	68	201	
②確保方策	110		138	72	320	110		138	72	320	
② - ①	55		50	1	106	60		55	4	119	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	40	2号認定子ども	30	3号認定子ども	10
①量の見込み	46	35	79	65	190						
②確保方策	110		138	72	320						
② - ①	64		59	7	130						

⑨ 薩摩川内市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	721	338	1,547	1,215	3,483	697	327	1,499	1,191	3,387	
②確保方策	1,276		1,354	1,288	3,918	1,245		1,347	1,286	3,878	
② - ①	555		- 193	73	435	548		- 152	95	491	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	671	316	1,450	1,158	3,279	627	296	1,363	1,128	3,118	
②確保方策	1,246		1,328	1,294	3,868	1,246		1,322	1,290	3,858	
② - ①	575		- 122	136	589	619		- 41	162	740	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	320	2号認定子ども	0	3号認定子ども	100
①量の見込み	621	292	1,354	1,098	3,073						
②確保方策	1,246		1,323	1,289	3,858						
② - ①	625		- 31	191	785						

⑩ 日置市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	426	235	593	617	1,636	414	229	577	603	1,594	
②確保方策	385		652	532	1,569	385		693	561	1,639	
② - ①	- 41		59	- 85	- 67	- 29		116	- 42	45	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	386	213	538	615	1,539	381	210	530	600	1,511	
②確保方策	385		692	562	1,639	385		691	563	1,639	
② - ①	- 1		154	- 53	100	4		161	- 37	128	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	10	2号認定子ども	90	3号認定子ども	0
①量の見込み	374	207	521	586	1,481						
②確保方策	385		691	563	1,639						
② - ①	11		170	- 23	158						

⑪ 曽於市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	135	70	450	330	915	130	70	420	280	830	
②確保方策	220			426	304	950	225		397	273	
② - ①	85		- 24	- 26	35	95		- 23	- 7	65	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	100	50	370	280	750	90	40	320	280	690	
②確保方策	225			386	259	870	225		385	260	
② - ①	125		16	- 21	120	135		65	- 20	180	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	70	2号認定子ども	40	3号認定子ども	0
①量の見込み	90	40	300	280	670						
②確保方策	225			372	263	860					
② - ①	135		72	- 17	190						

⑫ 霧島市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	1,300	565	1,957	1,705	4,962	1,265	551	1,907	1,656	4,828	
②確保方策	1,668			2,039	1,819	5,526	1,663		2,024	1,808	
② - ①	368			82	114	564	398		117	152	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	1,231	536	1,855	1,614	4,700	1,158	503	1,751	1,575	4,484	
②確保方策	1,638			2,022	1,774	5,434	1,633		2,015	1,764	
② - ①	407			167	160	734	475		264	189	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	250	2号認定子ども	160	3号認定子ども	120
①量の見込み	1,127	490	1,706	1,539	4,372						
②確保方策	1,623			2,008	1,761	5,392					
② - ①	496			302	222	1,020					

(13) いちき串木野市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	145	36	269	227	641	143	36	266	185	594
②確保方策	180		294	255	729	180		294	260	734
② - ①	35		25	28	88	37		28	75	140
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	125	31	232	180	537	112	28	206	174	492
②確保方策	180		294	260	734	180		294	260	734
② - ①	55		62	80	197	68		88	86	242
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	50	2号認定子ども	70	3号認定子ども
①量の見込み	91	23	168	168	427					
②確保方策	180		294	260	734					
② - ①	89		126	92	307					

(14) 南さつま市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	159	100	451	343	953	164	94	400	360	924
②確保方策	260		459	383	1,102	260		459	383	1,102
② - ①	101		8	40	149	96		59	23	178
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	157	92	379	368	904	155	92	368	363	886
②確保方策	260		459	383	1,102	260		459	383	1,102
② - ①	103		80	15	198	105		91	20	216
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	60	2号認定子ども	50	3号認定子ども
①量の見込み	160	96	383	356	899					
②確保方策	260		459	383	1,102					
② - ①	100		76	27	203					

⑯ 志布志市区域

	1年目(令和7年度)					2年目(令和8年度)				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	176	22	412	344	932	154	19	360	348	862
②確保方策	225		467	380	1,072	197		368	377	942
② - ①	49		55	36	140	43		8	29	80
	3年目(令和9年度)					4年目(令和10年度)				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	155	20	363	335	853	152	19	356	322	830
②確保方策	183		376	368	927	183		376	368	927
② - ①	28		13	33	74	31		20	46	97
	5年目(令和11年度)					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	30	2号認定子ども	30	3号認定子ども
①量の見込み	153	19	359	311	823					
②確保方策	183		366	363	912					
② - ①	30		7	52	89					

⑯ 奄美市区域

	1年目(令和7年度)					2年目(令和8年度)				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	368	233	572	510	1,450	359	232	551	494	1,404
②確保方策	410		616	535	1,561	420		619	567	1,606
② - ①	42		44	25	111	61		68	73	202
	3年目(令和9年度)					4年目(令和10年度)				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	340	214	514	489	1,343	324	203	481	474	1,279
②確保方策	420		619	567	1,606	420		619	567	1,606
② - ①	80		105	78	263	96		138	93	327
	5年目(令和11年度)					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	60	2号認定子ども	80	3号認定子ども
①量の見込み	311	194	468	457	1,236					
②確保方策	420		619	567	1,606					
② - ①	109		151	110	370					

⑯ 南九州市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	122	67	404	325	851	121	66	360	321	802	
②確保方策	155		503	357	1,015	170		463	342	975	
② - ①	33		99	32	164	49		103	21	173	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	116	64	344	308	768	108	59	315	296	719	
②確保方策	170		447	333	950	170		442	328	940	
② - ①	54		103	25	182	62		127	32	221	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	40	2号認定子ども	70	3号認定子ども	30
①量の見込み	106	58	310	282	698						
②確保方策	170		442	328	940						
② - ①	64		132	46	242						

⑯ 伊佐市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	55	12	354	235	644	50	11	320	217	587	
②確保方策	105		363	287	755	105		363	287	755	
② - ①	50		9	52	111	55		43	70	168	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	45	10	284	235	564	41	9	265	231	537	
②確保方策	105		363	287	755	105		363	287	755	
② - ①	60		79	52	191	64		98	56	218	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	40	2号認定子ども	60	3号認定子ども	40
①量の見込み	39	9	249	232	520						
②確保方策	105		363	287	755						
② - ①	66		114	55	235						

⑯ 姶良市区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	679	337	1,286	857	2,822	673	334	1,273	863	2,809	
②確保方策	994		1,103	943	3,040	994		1,113	948	3,055	
② - ①	315		- 183	86	218	321		- 160	85	246	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	655	325	1,241	850	2,746	629	312	1,191	846	2,666	
②確保方策	994		1,113	948	3,055	994		1,113	948	3,055	
② - ①	339		- 128	98	309	365		- 78	102	389	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	190	2号認定子ども	0	3号認定子ども	60
①量の見込み	631	313	1,196	843	2,670						
②確保方策	994		1,113	948	3,055						
② - ①	363		- 83	105	385						

⑰ 三島村区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	2	1	5	7	14	2	1	5	7	14	
②確保方策	0		0	0	0	0		0	0	0	
② - ①	- 2		- 5	- 7	- 14	- 2		- 5	- 7	- 14	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	3	1	6	8	17	3	1	6	8	17	
②確保方策	0		0	0	0	0		0	0	0	
② - ①	- 3		- 6	- 8	- 17	- 3		- 6	- 8	- 17	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	0	2号認定子ども	0	3号認定子ども	0
①量の見込み	2	1	5	8	15						
②確保方策	0		0	0	0						
② - ①	- 2		- 5	- 8	- 15						

㉑ 十島村区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	14	0	3	3	20	14	0	4	2	20
②確保方策	0		0	0	0	0		0	0	0
② - ①	- 14		- 3	- 3	- 20	- 14		- 4	- 2	- 20
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	10	0	2	2	14	6	0	2	1	9
②確保方策	0		0	0	0	0		0	0	0
② - ①	- 10		- 2	- 2	- 14	- 6		- 2	- 1	- 9
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	8	0	2	0	10	1号認定子ども	0			
②確保方策	0		0	0	0	2号認定子ども	0			
② - ①	- 8		- 2	0	- 10	3号認定子ども	0			

㉒ さつま町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	68	36	255	140	463	55	29	228	148	431
②確保方策	95		257	198	550	115		269	206	590
② - ①	27		2	58	87	60		41	58	159
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	52	27	218	154	424	48	25	202	150	400
②確保方策	115		269	206	590	115		269	206	590
② - ①	63		51	52	166	67		67	56	190
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	51	27	211	144	406	1号認定子ども	40			
②確保方策	115		269	206	590	2号認定子ども	40			
② - ①	64		58	62	184	3号認定子ども	40			

㉓ 長島町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	27	15	185	125	337	26	14	179	122	327	
②確保方策	65		187	130	382	65		187	130	382	
② - ①	38		2	5	45	39		8	8	55	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	26	14	174	114	314	25	13	169	111	305	
②確保方策	65		187	130	382	65		187	130	382	
② - ①	39		13	16	68	40		18	19	77	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	20	2号認定子ども	20	3号認定子ども	20
①量の見込み	25	13	164	107	296						
②確保方策	65		187	130	382						
② - ①	40		23	23	86						

㉔ 湧水町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	19	0	98	71	188	16	0	98	73	187	
②確保方策	127		124	81	332	127		124	81	332	
② - ①	108		26	10	144	111		26	8	145	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	17	0	102	69	188	17	0	102	68	187	
②確保方策	127		124	81	332	127		124	81	332	
② - ①	110		22	12	144	110		22	13	145	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	60	2号認定子ども	20	3号認定子ども	10
①量の見込み	19	0	103	66	188						
②確保方策	127		124	81	332						
② - ①	108		21	15	144						

㉕ 大崎町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	62	5	141	129	332	60	5	136	120	316	
②確保方策	60		189	131	380	60		189	131	380	
② - ①	- 2		48	2	48	0		53	11	64	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	59	5	134	123	316	55	5	125	120	300	
②確保方策	60		189	131	380	60		189	131	380	
② - ①	1		55	8	64	5		64	11	80	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	10	2号認定子ども	40	3号認定子ども	10
①量の見込み	52	5	120	118	290						
②確保方策	60		189	131	380						
② - ①	8		69	13	90						

㉖ 東串良町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	22	16	137	73	232	19	14	117	80	216	
②確保方策	40		121	121	282	40		121	121	282	
② - ①	18		- 16	48	50	21		4	41	66	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	18	13	111	77	206	15	11	92	80	187	
②確保方策	40		121	121	282	40		121	121	282	
② - ①	22		10	44	76	25		29	41	95	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	20	2号認定子ども	20	3号認定子ども	30
①量の見込み	17	12	98	83	198						
②確保方策	40		121	121	282						
② - ①	23		23	38	84						

㉗ 錦江町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	41	6	23	48	112	39	6	22	40	101
②確保方策	55			62	58	175	55		62	58
② - ①	14			39	10	63	16		40	18
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	36	6	20	39	95	34	5	19	37	90
②確保方策	55			62	58	175	55		62	58
② - ①	19			42	19	80	21		43	21
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	県で定める数				
①量の見込み	28	4	16	35	79	1号認定子ども		20		
②確保方策	55			62	58	2号認定子ども		30		
② - ①	27			46	23	3号認定子ども		20		

㉘ 南大隅町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	25	3	57	39	121	25	3	47	38	110
②確保方策	25			67	48	140	25		67	48
② - ①	0			10	9	19	0		20	10
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	25	2	39	38	102	25	2	35	37	97
②確保方策	25			67	48	140	25		67	48
② - ①	0			28	10	38	0		32	11
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	県で定める数				
①量の見込み	25	2	33	36	94	1号認定子ども		0		
②確保方策	25			67	48	140	2号認定子ども		20	
② - ①	0			34	12	46	3号認定子ども		10	

㉙ 肝付町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	45	27	175	153	373	42	25	167	145	354
②確保方策	60			185	165	410	60		185	165
② - ①	15			10	12	37	18		18	20
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	38	23	151	143	332	38	23	151	136	325
②確保方策	60			185	165	410	60		185	165
② - ①	22			34	22	78	22		34	29
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	県で定める数				
①量の見込み	35	21	139	133	307	1号認定子ども				
②確保方策	60			185	165	2号認定子ども				
② - ①	25			46	32	3号認定子ども				

㉚ 中種子町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	12	5	125	48	185	11	4	112	44	167
②確保方策	20			141	71	232	20		141	71
② - ①	8			16	23	47	9		29	27
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	8	3	83	52	143	8	2	75	52	135
②確保方策	20			141	71	232	20		141	71
② - ①	12			58	19	89	12		66	19
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	県で定める数				
①量の見込み	8	2	71	53	132	1号認定子ども				
②確保方策	20			141	71	2号認定子ども				
② - ①	12			70	18	3号認定子ども				

㉑ 南種子町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	25	11	72	71	168	25	11	76	69	170
②確保方策	60		123	103	286	60		123	103	286
② - ①	35		51	32	118	35		47	34	116
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	24	11	70	76	170	23	10	69	73	165
②確保方策	60		123	103	286	60		123	103	286
② - ①	36		53	27	116	37		54	30	121
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	20	2号認定子ども	30	3号認定子ども
①量の見込み	24	10	65	71	160					
②確保方策	60		123	103	286					
② - ①	36		58	32	126					

㉒ 屋久島町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	27	5	161	89	277	25	5	146	95	266
②確保方策	54		165	108	327	44		165	117	326
② - ①	27		4	19	50	19		19	22	60
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	22	5	123	107	252	21	5	115	107	243
②確保方策	34		140	117	291	30		130	117	277
② - ①	12		17	10	39	9		15	10	34
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	20	2号認定子ども	10	3号認定子ども
①量の見込み	21	5	112	107	240					
②確保方策	28		120	117	265					
② - ①	7		8	10	25					

③ 大和村区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	0	0	33	18	51	0	0	33	20	53
②確保方策	0		48	27	75	0		48	27	75
② - ①	0		15	9	24	0		15	7	22

	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	0	0	37	18	55	0	0	39	15	54
②確保方策	0		48	27	75	0		48	27	75
② - ①	0		11	9	20	0		9	12	21

	5年目（令和11年度）					県で定める数
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	0	0	40	13	53	
②確保方策	0		48	27	75	
② - ①	0		8	14	22	

④ 宇検村区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	0	0	33	17	50	0	0	22	16	38
②確保方策	0		71	19	90	0		71	19	90
② - ①	0		38	2	40	0		49	3	52

	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	0	0	23	12	35	0	0	23	10	33
②確保方策	0		71	19	90	0		71	19	90
② - ①	0		48	7	55	0		48	9	57

	5年目（令和11年度）					県で定める数
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	0	0	21	10	31	
②確保方策	0		71	19	90	
② - ①	0		50	9	59	

③ 濑戸内町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	104	69	76	107	287	94	62	69	110	273
②確保方策	175			144	125	444	175		144	125
② - ①	71			68	18	157	81		75	15
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	93	62	64	99	256	94	62	61	97	252
②確保方策	175			144	125	444	175		144	125
② - ①	82			80	26	188	81		83	28
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	県で定める数				
①量の見込み	95	63	61	93	249	1号認定子ども				
②確保方策	175			144	125	2号認定子ども				
② - ①	80			83	32	3号認定子ども				

④ 龍郷町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	29	0	134	92	255	24	0	132	103	259
②確保方策	30			134	125	289	30		134	125
② - ①	1			0	33	34	6		2	22
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	24	0	128	97	249	22	0	119	97	238
②確保方策	30			134	125	289	30		134	125
② - ①	6			6	28	40	8		15	28
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	県で定める数				
①量の見込み	23	0	123	96	242	1号認定子ども				
②確保方策	30			134	125	2号認定子ども				
② - ①	7			11	29	3号認定子ども				

③ 喜界町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	74	19	43	40	157	67	17	39	39	145	
②確保方策	120		48	72	240	120		48	72	240	
② - ①	46		5	32	83	53		9	33	95	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	55	14	32	40	127	54	14	31	39	124	
②確保方策	120		48	72	240	120		48	72	240	
② - ①	65		16	32	113	66		17	33	116	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	40	2号認定子ども	10	3号認定子ども	20
①量の見込み	52	13	30	37	119						
②確保方策	120		48	72	240						
② - ①	68		18	35	121						

④ 徳之島町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	111	4	149	175	435	117	4	158	173	448	
②確保方策	195		180	191	566	195		180	191	566	
② - ①	84		31	16	131	78		22	18	118	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	126	5	170	158	454	125	5	168	155	448	
②確保方策	195		180	191	566	195		180	191	566	
② - ①	69		10	33	112	70		12	36	118	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	50	2号認定子ども	20	3号認定子ども	20
①量の見込み	122	5	165	151	438						
②確保方策	195		180	191	566						
② - ①	73		15	40	128						

③ 天城町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	25	20	131	88	244	25	20	117	86	228	
②確保方策	65		147	97	309	65		147	97	309	
② - ①	40		16	9	65	40		30	11	81	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	25	20	121	88	234	25	20	112	86	223	
②確保方策	65		147	97	309	65		147	97	309	
② - ①	40		26	9	75	40		35	11	86	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	20	2号認定子ども	20	3号認定子ども	10
①量の見込み	25	20	122	86	233						
②確保方策	65		147	97	309						
② - ①	40		25	11	76						

④ 伊仙町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	50	0	104	97	251	50	0	104	97	251	
②確保方策	92		114	106	312	92		114	106	312	
② - ①	42		10	9	61	42		10	9	61	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	50	0	104	97	251	50	0	104	97	251	
②確保方策	92		114	106	312	92		114	106	312	
② - ①	42		10	9	61	42		10	9	61	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	30	2号認定子ども	10	3号認定子ども	10
①量の見込み	50	0	104	97	251						
②確保方策	92		114	106	312						
② - ①	42		10	9	61						

④ 和泊町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	11	0	125	56	192	10	0	114	50	174	
②確保方策	57		120	93	270	57		120	93	270	
② - ①	46		- 5	37	78	47		6	43	96	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	9	0	94	55	158	7	0	80	53	140	
②確保方策	57		120	93	270	57		120	93	270	
② - ①	48		26	38	112	50		40	40	130	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	30	2号認定子ども	30	3号認定子ども	30
①量の見込み	7	0	74	50	131	1号認定子ども	30	2号認定子ども	30	3号認定子ども	30
②確保方策	57		120	93	270	50		40	40	130	
② - ①	50		46	43	139						

④ 知名町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	6	0	119	73	198	5	0	116	73	194	
②確保方策	30		121	106	257	30		121	106	257	
② - ①	24		2	33	59	25		5	33	63	
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	
①量の見込み	6	0	125	76	207	5	0	117	75	197	
②確保方策	30		121	106	257	30		121	106	257	
② - ①	24		- 4	30	50	25		4	31	60	
	5年目（令和11年度）					県で定める数					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定子ども	20	2号認定子ども	10	3号認定子ども	20
①量の見込み	5	0	116	74	195	5		117	75	197	
②確保方策	30		121	106	257	30		121	106	257	
② - ①	25		5	32	62	25		4	31	60	

(43) 与論町区域

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	6	3	114	64	184	6	3	111	66	183
②確保方策	30		125	85	240	30		125	85	240
② - ①	24		11	21	56	24		14	19	57
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	6	3	100	71	177	6	3	95	71	172
②確保方策	30		125	85	240	30		125	85	240
② - ①	24		25	14	63	24		30	14	68
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	6	3	95	71	172	1号認定子ども		20		
②確保方策	30		125	85	240	2号認定子ども		20		
② - ①	24		30	14	68	3号認定子ども		20		

(2) 県計（参考値）

	1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	12,456	5,270	22,330	16,721	51,507	11,822	5,009	21,647	16,452	49,921
②確保方策	18,835		22,685	19,572	61,092	18,726		22,718	19,668	61,112
② - ①	6,379		355	2,851	9,585	6,904		1,071	3,216	11,191
	3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	11,007	4,643	20,960	16,279	48,246	10,133	4,261	20,173	15,995	46,301
②確保方策	18,633		22,630	19,589	60,852	18,614		22,586	19,567	60,767
② - ①	7,626		1,670	3,310	12,606	8,481		2,413	3,572	14,466
	5年目（令和11年度）					県で定める数				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み	9,544	4,013	19,903	15,721	45,168	1号認定子ども		2,240		
②確保方策	18,592		22,536	19,559	60,687	2号認定子ども		1,450		
② - ①	9,048		2,633	3,838	15,519	3号認定子ども		1,230		

(3) 県の認可、認定に係る需給調整の考え方

県設定区域ごとに判断をします。

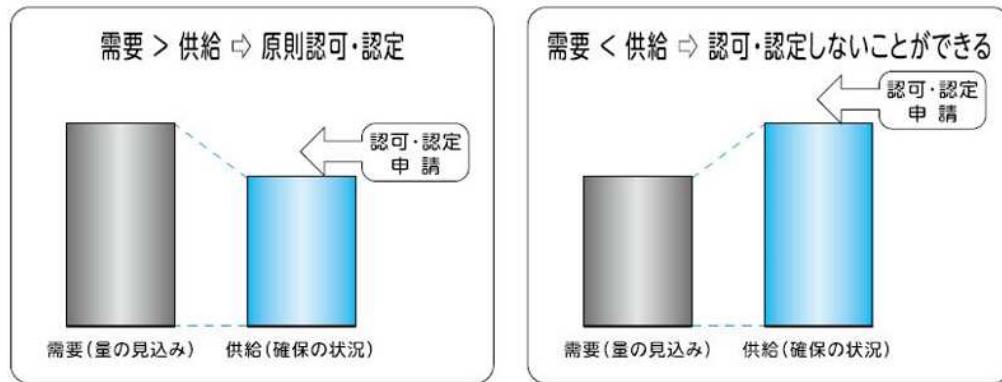
① 基本的考え方

区域ごとに、量の見込みと確保方策の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行います。

量の見込み(需要) > 供給(確保の状況) \Rightarrow 原則認可・認定

(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)

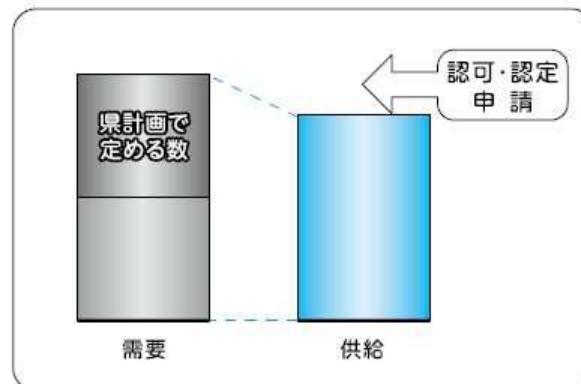
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) \Rightarrow 認可・認定しないことができる (=需給調整)



② 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「県計画で定める数」 > 供給

\rightarrow 原則認可・認定 (適格性・認可基準を満たす申請者)



- この「県計画で定める数」は、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定します。
- 設定に当たっては、県子ども・子育て支援会議の議論を通じて透明性を確保します。

※ 鹿児島市内の認定こども園の認可及び認定については、中核市である鹿児島市に認可及び認定権限があるため、鹿児島市の計画の中で定めることとなります。

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

① 認定こども園の普及

認定こども園については、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること、また、地域の子育て支援も行う施設であることから、地域の実情に応じその普及を図ります。

② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園に移行する希望がある場合には、原則として認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うこととします。

具体的には、教育・保育の供給量が需要量を上回る場合においても、各区域の需要量に別表に定める「県の定める数」を加えた数までは、認可・認定を行うこととします。

また、移行に際し、施設整備が必要な場合には、補助事業の活用を図ります。

(2) 教育・保育の必要性と推進方策

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的としており、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものであり、その際それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような支援を行います。

支援の実施主体である市町村は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施し、県は、市町村が行う子育てのための施設等利用給付の実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業が適切、円滑に行われるよう必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を行います。

(3) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

このため、認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携が図られるよう支援します。

(4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

140ページから142ページの施策に基づき、人材確保及び資質向上に努めます。

4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整

市町村子ども・子育て支援事業計画作成時等における県への協議や調整については、別途定める手続により行うこととします。

(2) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員設定時等の調整

市町村が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときや変更しようとするときに、あらかじめ行う知事への協議については、別途定める手続により行うこととします。

5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	10,764	10,784	10,738	10,722	10,706
幼稚園 ^(※1)	1,033	1,016	1,012	1,012	1,012
幼保連携型認定こども園	5,174	5,206	5,171	5,160	5,149
保育所	3,875	3,909	3,903	3,898	3,894
保育所型認定こども園	682	653	652	652	651
特定地域型保育事業所	410	404	402	402	402
小規模保育事業所A型	228	228	228	228	228
小規模保育事業所B型	111	111	109	109	109
小規模保育事業所C型	0	0	0	0	0
家庭的保育事業所	5	5	5	5	5
事業所内保育事業所	66	60	60	60	60
居宅訪問型事業	0	0	0	0	0
計	11,174	11,188	11,140	11,124	11,108

※1 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

※2 令和2年1月31日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付、文部科学省初等中等教育局児童教育課、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例について」の「計画期間中の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出方法（例）表2」により算出。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に当たっては、法に基づく市町村への情報提供や、事業の実施状況についての情報共有、立入調査への同行等を行います。

また、給付事業を実施するに当たっては、市町村に対し適切な助言を行い、事業の円滑な実施を図ります。

7 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする事業として、利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などを市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

この事業は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施するものとされており、県は市町村が実施する各事業が円滑に運営されるよう事業費の助成や助言等の支援を行います。

(2) 市町村における取組計画

「地域子ども・子育て支援事業」に取り組む予定の市町村数は次のとおりです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	39	39	39	39	39
延長保育事業	37	37	37	37	37
実費徴収に係る補足給付を行う事業	12	12	12	12	12
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	5	5	5	5	5
放課後児童健全育成事業	41	41	41	41	41
子育て短期支援事業	31	31	31	31	31
乳児家庭全戸訪問事業	41	41	41	41	41
養育支援訪問事業	30	30	30	30	30
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	8	8	8	8	8
子育て世帯訪問支援事業	20	20	20	21	21
児童育成支援拠点事業	8	9	9	10	10
親子関係形成支援事業	7	8	8	9	9
地域子育て支援拠点事業	42	42	42	42	42
一時預かり事業	39	39	39	39	39
病児保育事業	29	29	29	29	29
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	23	23	23	23	23
産後ケア事業	43	43	43	43	43

※乳児等通園支援事業は、令和7年度は8市町が取組予定であり、令和8年度以降は全国で実施される給付制度となるため、表に含めていない。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の概要（令和6年度以降の新規事業）

令和5年度までの既存事業の説明は、第2章 計画策定の背景 6-(2)に掲載

ア 子育て世帯訪問支援事業（令和6年度～）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

イ 児童育成支援拠点事業（令和6年度～）

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

ウ 親子関係形成支援事業（令和6年度～）

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図る事業です。

エ 産後ケア事業（令和7年度～）

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

オ 乳児等通園支援事業（令和7年度限り）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援を行う事業です。

(4) 放課後児童健全育成事業の推進**① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量**

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み（人）	26,880	26,630	26,437	26,334	25,912
1年生	7,769	7,547	7,609	7,647	7,269
2年生	6,818	6,782	6,602	6,625	6,656
3年生	5,565	5,475	5,434	5,300	5,389
4年生	3,454	3,565	3,464	3,448	3,360
5年生	2,043	2,039	2,110	2,032	2,021
6年生	1,231	1,222	1,218	1,282	1,217
確保方策（人）	27,794	27,855	27,823	27,870	27,736
施設数（か所）	678	688	697	703	704

② 待機児童解消に向けた具体的な方策

- 放課後児童クラブの施設整備については、実施主体である市町村に対して、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの新設・改築や学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設での開所を支援し、放課後児童の受け皿整備に努めます。
- 市町村における受け皿整備に当たっては、放課後児童対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会」を開催し、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ等の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局が連携して受け皿確保に向けた取組が推進でき

る仕組みづくりを促進します。

③ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室については、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、多様な体験・活動を行うことができるよう市町村の取組を支援する必要があることから、県としては、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会」において、市町村の取組を推進します。

8 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

県は、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等の経営情報等についてインターネットなどで公表します。

第7章 数値目標

1 重点数値目標

子ども・子育て関連施策上重要で、第5章 「施策の方向」で位置付けた主な取組に関連する数値目標であり、計画期間中の毎年度において、その進捗を管理するとともに成果を現す目安と位置付けるものです。

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	かごしま出会い系サポートセンター会員登録数	853人	1,200人
2	かごしま出会い系サポートセンター会員登録者の延べ成婚数	110組	230組
3	こども家庭センターの設置市町村数	10市町村	全(43)市町村
4	保育所等待機児童数	61人	0人
5	地域子育て支援拠点の実施市町村数	39市町村	全(43)市町村
6	病児保育事業の実施箇所数	43箇所	57箇所
7	休日保育の実施箇所数	30箇所	32箇所
8	放課後児童クラブ待機児童数	162人	0人
9	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	20市町村	27市町村
10	男性の育児休業取得率	44.1%	78.0%
11	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	82.4%	90.0%
12	いざれは、結婚しようと考える未婚者(40代まで)の割合	56.3%	増加させる
13	予定している子どもの数が2人以上と答える人の割合	80.8%	増加させる
14	子育てがしやすくなったと感じる人の割合	25.6%	50%
15	仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える人の割合	24.4%	50%
16	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	— (15.7% ^{※2})	70%
17	「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	— (84.1% ^{※3})	90%
18	「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	— (97.1% ^{※3})	現状維持
19	「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらっている」と思う子ども・若者の割合	— (20.3% ^{※2})	70%
20	「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	— (27.8% ^{※2})	70%
21	意見表明員等支援員に意見を言って良かったと感じる措置児童等の割合	—	100%
22	性別による固定的な役割分担を否定する人の割合	60.4% ※R3年度値	70% ^{※5}
23	子ども食堂の数	197箇所	377箇所
24	子ども食堂地域ネットワーク拠点の数	—	20箇所
25	男性の家事・育児時間	2時間05分 ^{※4}	2時間30分
26	代替養育を受けている子どもの里親等委託率	17.0%	41.5%

※1 12~15の項目については、5年後の県民意識調査の結果により評価を行う。

- ※2 こども家庭庁 こども大綱中「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標の令和5年現状値（出典：こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」）
- ※3 こども家庭庁 こども大綱中「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標の令和4年現状値（出典：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」）
- ※4 総務省統計局 令和3年度社会生活基本調査
- ※5 第4次鹿児島県男女共同参画基本計画における令和9年度数値目標であり、当該計画が改訂された場合は、改訂後の計画における数値目標に置き換える場合あり。

2 包含する計画において掲げる数値目標

母子保健を含む成育医療等に関する計画、子どもの貧困解消対策計画、子ども・若者計画、母子家庭等及び寡婦自立促進計画、放課後児童対策に係る県行動計画における数値目標として掲げるものです。

(1) 母子保健を含む成育医療等に関する計画

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	妊娠11週以内での妊娠の届出率	92.2%※R4年度値	増加させる
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	1.7%※R4年度値	0%
3	全出生数中の低出生体重児の割合 (出生体重2,500g未満) (出生百対)	10.2%※R4年度値※1	減少させる
4	こども家庭センターの設置市町村数	10市町村	全(43)市町村
5	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	37市町村	全(43)市町村
6	育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っている親の割合	81.7%※R4年度値	90.0%
7	積極的に育児に参加している父親の割合	71.9%※R4年度値	増加させる
8	4種混合・5種混合の予防接種率	初回 111.0% 追加 91.3%	95.0%以上
9	麻しん・風疹(MR)の予防接種率	1期 95.2% 2期 88.4%	95.0%以上
10	3歳児でもし歯のない者の割合	87.9%※R4年度値※2	92.6%
11	10代の人工妊娠中絶実施率(15~19歳人口千対)	3.5人※R4年度値※3	減少させる
12	10代の性感染症の報告数(1定点医療機関あたり)	6.31人	減少させる
13	10代の自殺率(当該年齢人口10万対)	2.3人	減少させる
14	産後ケア事業の利用率	15.3%※R4年度値	増加させる

※1 人口動態統計

※2 令和4年度3歳児歯科健康診査

※3 衛生行政報告例(令和4年度)

(2) 子どもの貧困解消対策計画

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	子どもの貧困対策計画の策定市町村数	22 市町村 ※R4 年度値	全 (43) 市町村
2	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率) (中学卒業後)	95.5%	99.4%
3	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率) (高等学校等卒業後)	86.2%	97.6%
4	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.5%	0.8%
5	母子・父子自立支援員の配置市町村数	3 市町村	6 市町村
6	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,835 人	2,408 人
7	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	82.1%	100.0%
8	こども家庭センターの設置市町村数	10 市町村	全 (43) 市町村
9	子ども食堂の数	197 箇所	377 箇所
10	子ども食堂地域ネットワーク拠点の数	—	20 箇所

(3) 子ども・若者計画

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	「優れた地域塾」認証団体数	64 団体	80 団体
2	子ども食堂の数	197 箇所	377 箇所
3	子ども食堂地域ネットワーク拠点の数	—	20 箇所

(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	母子・父子自立支援員の配置市町村数	3 市町村	6 市町村
2	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,835 人	2,408 人
3	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	82.1%	100.0%

(5) 放課後児童対策に係る県行動計画

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	放課後児童クラブ待機児童数	162 人	0 人
2	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	3,973 人	6,300 人

3 その他

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	2,971 社	3,150 社
2	特定教育・保育施設等の第三者評価、学校関係者評価の実施率	23.5%	増加させる
3	一時預かり事業等の実施箇所数	449 箇所	509 箇所
4	子育て短期支援事業の実施市町村数	18 市町村	32 市町村
5	利用者支援事業実施箇所数（こども家庭センター型除く）	20 箇所	23 箇所
6	保育の質の向上のための研修総受講者数	2,246 人	4,600 人
7	交通安全教育の普及	221 回	220 回
8	「育児の日」における協力企業数	269 社	300 社
9	かごしま子育て応援企業登録数	780 社	900 社
10	幼児と児童との交流を実施している小学校の割合	98.7%	100.0%
11	結婚・子育てサポート宣言企業の登録数	178 社	210 社
12	認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設の割合	94.1%	100.0%
13	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成を必要とする児童生徒のうち実際に作成されている児童生徒の割合（小・中・高等学校）	97.3%	100.0%
14	女性の正規就業割合	45.7% ※R4 年度値	50.6%
15	いじめ解消率	79.0% ※R4 年度値	全国平均以上
16	(小・中学校) 文科省実施調査で「授業において『ほぼ毎日』コンピュータなどのICTを活用している」と回答する学校の割合 (高等学校) 県実施調査で「授業において『ほぼ毎日』コンピュータなどのICTを活用している」と回答する教員の割合	小：75% 中：65% 高：30%	小：90% 中：90% 高：90%
17	高校生の県内就職希望者内定率	99.8%	100.0%
18	全校種における自殺予防教育（ゲートキーパー養成研修及びSOSの出し方に関する教育等）の実施率	小：85.1% 中：87.8% 高：－ 特：－	小：90.0% 中：90.0% 高：90.0% 特：90.0%